

軍 縮 研 究

DISARMAMENT REVIEW

日本軍縮学会論文誌（電子版）

Electronic Journal of
Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

2018年9月

September 2018

Vol. 8

第8号

日本軍縮学会

Japan Association of Disarmament Studies (JADS)

目次

巻頭言「軍縮研究の社会的寄与」

(菊地 昌廣)4

<特集> 軍縮・不拡散教育の現状

(寄稿 1)

「Disarmament and Nonproliferation Education for the Next Generations」

(Masako Toki)5

(寄稿 2)

「「軍縮・不拡散教育」の現状と課題—カリキュラム開発の実践事例を添えて—」

(野島 大輔)13

<研究論文>

1. 「核軍縮義務事件 ICJ 判決—ベジャウイ特任裁判官反対意見から見て」

(福井 康人)26

2. 「日印原子力協定の締結と日本の対応— 協定、公文及び国会論議を題材として —」

(寺林 裕介)40

<研究ノート>

1. 「中南米諸国による軍縮・不拡散の取組及び共通ポジションの形成メカニズム」

(了泉庵 達士)53

2. 「Armaments Cooperation: A New Dimension in Japan-Europe Security Relations」

(Charles Hosie) 70

編集後記..... 78

巻頭言

「軍縮研究の社会的寄与」

軍縮研究第8号が完成いたしました。編集委員会のご苦勞もあり発刊が遅れてしまったことお詫び申し上げます。

本号は、軍縮・不拡散教育を国外あるいは国内で実践されている会員からの投稿を特集しています。貴重な体験と知見が述べられています。また、査読を経た二本の研究論文と二本の研究ノートが掲載されています。いずれも読みごたえのある論文です。

7号発刊以来、軍縮に関する動きがいくつかありましたが、特筆されるものは、核兵器の非人道性に対する市民社会の強い認識の下、究極の核廃絶を目指した核兵器禁止条約の国連総会における採択でしょう。核廃絶に至るプロセスや核兵器国及び核兵器保有国における核廃絶の実効性などになお議論の余地が残されているものの、国際的な軍縮への希求を示すものとして大いに意味ある条約と評価できると思います。この条約採択に日本軍縮学会の幾人かの会員の方々も大いに寄与されたと伺っており、敬意を表するとともに誇らしく思います。

翻ってここで軍縮研究の社会への寄与について考えてみたいと思います。軍縮研究は、軍備の縮小が可能となる国際環境や情勢を分析し、実現するためのプロセスを明らかにし、確実な軍縮が進行していることを技術的な客観性をもって検証することによって、当事国のあるいは国際社会の信頼性の構築に寄与することである、と理解しています。そして、我々の日本軍縮学会は、軍縮問題の研究の実施とその成果の公表及び普及を目的としています。

研究の分野は、軍縮に係る政治戦略から個別の課題解決のための交渉戦術、関連する技術の特定や開発など多岐にわたると思います。あるいは、先行事例を正確に考証することにより、将来につながる真理の探求もあります。そしてこのような研究成果は、教育・啓蒙や普及・啓発の場で外部発信できますし、関係者への問題提起や解決策の提言、あるいは、直接的な支援や自らの活動によっても発信できます。

軍縮に携わる研究者として、我々は、自らの研究のどの成果が、どのような形で社会貢献できるかを常に意識しながら研究に励むべきだと考えます。そして得られた成果をつつましくも自信をもって社会へ発信し、軍縮の進展に寄与していくべきだと思います。「大海の中の一粒の米とならん」との強い意思の下に研究活動を継続されている会員の方もおられます。私も同感です。

会員の皆様の研究成果を期待しつつ、成果を発信することによって社会へ寄与することを大いに期待しております。

日本軍縮学会会長
菊地 昌廣

特集 軍縮・不拡散教育の現状

軍縮・不拡散教育は、日本の軍縮に対する貢献策としても以前から強調されており、日本政府による国際シンポジウムが開催されたこともある。しかし、その反面、軍縮・不拡散教育そのものに対する関心はそれほど高くはないというのが実情ではないだろうか。その理由の一つには、「軍縮・不拡散」を専門的に研究している人間で、教育に関する専門知識を持っている人も、あるいはその逆に「教育」を専門的に研究している人々の中で軍縮・不拡散に造詣の深い人も、いずれも極めて少ないということが挙げられるであろう。

その中で、モンレーのジェームズ・マーティン不拡散研究センターで長年軍縮・不拡散教育に携わってきた土岐会員と、高校教員として様々な工夫を教育現場で続けてきた野島会員のお二人から、それぞれの経験を踏まえての原稿をお寄せいただくことができた。これを一つのきっかけとして、軍縮・不拡散教育に関する議論が盛り上がることを期待したい。

(編集部)

寄稿 1

Disarmament and Nonproliferation Education for the Next Generations

Masako Toki

Research Associate/Project Manager

James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS)
Middlebury Institute of International Studies at Monterey

Introduction

In the controversial field of disarmament and nonproliferation, education is perhaps one of the few areas that enjoys near universal endorsement among States Parties. It is a generally accepted concept that education is a necessary instrument to reduce, solve or eliminate problems and challenges that humanity has encountered throughout history.¹ In this context, the efforts to solve the threats posed by weapons of mass destruction as well as other weapons have been made in the international community.

The Tenth Special Session of the General Assembly declared the urgency of disarmament education in 1978, and the United Nations has continued to attempt to promote such education. However, the UN efforts were not so well received, in part due to the prevailing Cold War politics which prevented progress in disarmament. Moreover, ideological disputes between the two super powers hindered the development of education as a driving force to promote disarmament.

¹ Magnus Haavelsrud, "On the Substance of Disarmament Education," in *Approaching Disarmament Education*, ed. Magnus Haavelsrud (Westbury House, Guildford, 1981, p. 100.

Therefore, the adoption of the United Nations' study on Disarmament and Non-Proliferation Education by the UN General Assembly in 2002, (herein after called the UN study) is marked as one of the most important achievements in the history of disarmament and nonproliferation education efforts. Although this event did not receive grandiose attention or fanfare, the international community welcomed this development as the culmination of multiple efforts to promote disarmament and nonproliferation education during the previous three decades.

As Dr. William Potter, the founding director of the James Martin Center for Nonproliferation Studies (CNS) at the Middlebury Institute of International Studies at Monterey (MIIS), rightly pointed out in his article for the United Nations Institute for Disarmament Research (UNIDIR) in 2001 "education is the most underutilized tool" to solve global challenges, including disarmament, nonproliferation of weapons of mass destruction (WMD) and peacebuilding.²

It is difficult to assess how much progress disarmament education has made and expanded both qualitatively and quantitatively. One indicator, however, is the number of state parties and other organizations that have submitted their biennial report of the Secretary-General on Disarmament and Non-proliferation Education.

While the number of reports from UN Member States remains surprisingly low--usually less than ten--the number from non-governmental organizations has significantly increased. In particular, contributions by educational institutes and youth groups increased during the 7th biennial report.³ Nevertheless, it is still true that disarmament and nonproliferation education has not expanded enough to be widely recognized for its importance by national leaders in many States. Successful implementation of the steps called for by the UN study requires an active and effective partnership among national governments, international organizations, educational institutes, and civil society.

The year of 2017 marked the 15th anniversary of the adoption of the UN study, and is an appropriate opportunity to reinforce our efforts to further promote disarmament and nonproliferation education. Of course, needless to say, 2017 will be remembered as a year of significant breakthroughs in nuclear disarmament, particularly, among disarmament advocates. The adoption of the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons that comprehensively bans nuclear weapons at the United Nations on July 7th, and the award of the Noble Peace Prize to the International Campaign to Abolish Nuclear Weapons, the civil society group that contributed to adoption of the Ban Treaty. As the Treaty preamble states, it is important to promote disarmament and peace education to make progress toward a world free of nuclear weapons. In this sense, the UN study can also be a tool to promote the Ban Treaty.

² William C. Potter, A new agenda for disarmament and non-proliferation education, UNIDIR Disarmament Forum, three 2001. <http://www.unidir.org/files/publications/pdfs/education-for-disarmament-en-358.pdf>

³ SEVENTH BIENNIAL REPORT OF THE SECRETARY-GENERAL ON DISARMAMENT AND NON-PROLIFERATION EDUCATION <http://www.undocs.org/A/71/124>

Overview of CNS nonproliferation and disarmament education projects

During nearly 30 years, CNS has been the frontrunner in nonproliferation and disarmament education at both the secondary and higher education level, and also has pioneered the training of visiting young professors, scientists, journalists, and government officials from the former Soviet Union, China, and several developing countries. Since its founding in 1989, CNS has sought to combat the spread of weapons of mass destruction (WMD) by training the next generation of nonproliferation specialists while raising global public awareness on WMD issues.

MIIS offers an MA in Nonproliferation and Terrorism Studies (NPTS), which is the world's first graduate degree combining the knowledge and skills needed for work on curtailing the spread of weapons of mass destruction and responding effectively to terrorism. CNS's world class faculty members are the instructors for the MANPTS program.

The Center's graduate students pursue a two-year degree program that combines formal in-class course work through MIIS with on-the-job training at CNS and internships at international organizations with nonproliferation and disarmament responsibilities. Additional audiences include high school instructors and students, undergraduate students, governmental officials, diplomats and scientists who receive training from CNS experts through a variety of formats. CNS has increasingly made use of various forms of online learning tools and new technology to reach out to remote audiences. Also, CNS increasingly utilizes social media to disseminate information and reach out to a wider range of audiences, and has launched training programs in the use of "open source" tools and technologies such as geospatial imaging, 3D modeling, and big data analysis to enhance nonproliferation and disarmament verification.

CNS Education Project for High School Students at the Critical Issues Forum

Although many believe that high school students are too young to be engaged in issues related to disarmament and nonproliferation, this type of conventional wisdom can often be a hindrance to engaging stakeholders in the most innovative and fresh ideas for tackling the world's pressing challenges.

One of the CNS flagship education projects, the Critical Issues Forum (CIF), is a unique nonproliferation and disarmament education project. High school students and teachers around the world including the United States, Japan and Russia come together to promote awareness of the importance of these issues. The project also aims to develop the critical thinking skills of high school students and to develop an application among participants of different national and cultural perspectives on complex but vital international security issues. As delineated in the UN study, disarmament and nonproliferation education requires an interdisciplinary approach and multiple perspectives.

The UN study emphasizes that it is important to teach students how to think, rather than what to think in this field. Objectives mentioned in the UN study are all relevant to the Critical Thinking Curriculum Model, the pedagogical basis of the CIF

program. This model fosters a multidisciplinary approach. Students in the program investigate real-world problems related to WMD nonproliferation from political, sociocultural, economic, and scientific perspectives.

The UN study also encourages adopting a multidisciplinary approach for disarmament and nonproliferation education. The global demands of disarmament and non-proliferation issues require both learners and educators to take this multi-faceted approach to finding solutions to global challenges.

According to the UN study the overall purpose of disarmament and non-proliferation education and training is to empower people through education so that they learn to contribute to solutions for international peace and security. To achieve this purpose, the teaching methodologies need to be innovative, creative, and effective.

Drawing upon the knowledge and experience of technical and policy experts at CNS and experienced high school educators, CIF develops curricula, methods, and resources for students to conduct directed research on topics related to the disarmament and nonproliferation of weapons of mass destruction (WMD), focusing mainly nuclear weapons. Since CNS began the CIF program in 1997, thousands of high school students around the world have been involved. Starting with high schools in the United States and Russia, students from China and Japan have since joined the project.

Coordinated by the CNS, CIF provides students with instruction and guidance in research evaluation, information synthesis, and writing to help them develop critical thinking skills and promote cooperation among participating schools. Each academic year, CIF selects a topic, taking into consideration current global nonproliferation and disarmament related events. The Critical Issues Forum curriculum promotes higher-order thinking skills by engaging students in original research on topics of national and international importance.

Participating teachers have successfully conducted the program in a wide variety of subject courses, including aerospace science, physics, chemistry, current issues, government, history, global studies, English, and computer science. The teachers are able to adapt the curriculum to meet US state educational standards.

The CIF program also encourages students to develop and deliver research products in innovative and creative formats that address nuclear non-proliferation and disarmament issues that will enhance peace and security for all mankind.

Based on each year's topic, CIF project members develop user-friendly non-proliferation and disarmament education modules and learning materials designed for high school students who are participating in the project. However, these educational materials can be used by anyone who is interested in the topic regardless of participation. CNS has continued to develop project-related online educational resources. This way, a wider audience can join in the project using the CNS educational materials. While meeting face to face is the best way to communicate, utilizing online educational materials effectively is also one of the most important measures to promote disarmament and nonproliferation education to a larger audience.

CNS subject matter experts in consultation with high school education specialists (curriculum designers, teacher trainers, and website designers) and experienced high school teachers will create an online program curriculum on the project website.

Each annual Critical Issues Forum project typically includes the following key elements:

- Online teachers Workshop where CNS experts give lectures to teachers. All the lectures will be recorded.
- Study undertaken by students on non-proliferation and disarmament issues based on each year's topic in the lead up to the spring conference under guidelines from teachers and CNS experts.
- The International Students Conference where students present their semester long studies.
- Project evaluation and post-conference briefing.

Russian High Schools from Closed Nuclear Cities⁴

Partnerships with Russian schools from closed nuclear cities began in 2001. Participation of several high schools from Russia's closed nuclear cities is an important aspect of the CIF program. Since the closed nuclear cities were created in order to support nuclear facilities and the families of their employees, the cities' activities and people's lives center on nuclear facilities. Therefore, educating those who live in these cities on non-proliferation and disarmament issues will significantly influence global security.

Japanese High Schools' Participation

In 2013, CIF reached a significant milestone. For the first time in the history of the CIF project, it engaged Japanese high schools from Hiroshima and Nagasaki, the two cities devastated by atomic bombs in 1945. Every year since then, Japanese schools have participated in the project, the number of Japanese schools have increased, and the project has expanded to include other cities in Japan as well.

Hiroshima and Nagasaki students' presentations were naturally based on their own cities' firsthand experience of nuclear devastation. Students from other cities in Japan also placed emphasis on the Hiroshima and Nagasaki experience as Japan is the only country that has experienced wartime nuclear devastation. While each Japanese school comprehensively studied current global proliferation challenges, their message was clear: the vital importance of understanding the real effects of the use of nuclear weapons against human beings and their long-lasting effects on both humanity and the environment. The Japanese schools brought fresh perspectives to the CIF project.

The Japanese schools' participation reaffirmed the importance of youth exchange between Japan and the United States in the field of disarmament and nonproliferation

⁴ "Closed" nuclear cities were established by the Soviet Union in order to produce nuclear weapons and their essential components during the Cold War. The inhabitants in these cities are directly and uniquely connected with nuclear issues.

education. While the close relationship between the United States and Japan is unrivaled, disarmament and nonproliferation education cooperation between the two countries is surprisingly scarce. The two countries special ties and significant roles in creating a safer and more secure world through nuclear disarmament and nonproliferation education cannot be overstated.

Recent Conferences

In 2015, to commemorate the 70th anniversary of the 1945 atomic bombings of Hiroshima and Nagasaki, the CIF Student's Conference was held in Hiroshima, the first city to have ever experienced nuclear devastation. Learning the real impact of the use of nuclear weapons directly from Hiroshima and Nagasaki is the best way to understand how inhumane nuclear weapons are. The three-day conference included two days of students' presentations at Hiroshima Jogakuin, where all the participating schools demonstrated their semester-long studies on this year's topic, "Nuclear Disarmament: Humanitarian Approach."

The last day of the conference featured speeches by then Foreign Minister Fumio Kishida, Governor of Hiroshima Hidehiko Yuzaki, and a keynote speech by Mr. Yoshitoshi Nakamura, the Deputy Director General in the Ministry of Foreign Affairs' Disarmament, Non-Proliferation and Science Department. The students also organized a showcase of their presentations from the previous day, and then held a panel discussion featuring students from each country, which was moderated by Professor Nobumasa Akiyama, one of Japan's foremost nuclear disarmament and non-proliferation experts.

To further enhance their understanding of the horrors that nuclear weapons cause, teachers and students visited the Hiroshima Peace Memorial Museum and heard a first-hand account of August 6, 1945, from a *hibakusha*, an atomic bomb survivor. All participants agreed that their CIF experience in Hiroshima was informative, enriching, and enlightening.

Learning from someone who was actually involved in nuclear weapons policy is also another great way to understand how dangerous such weapons are and how close we have come to the use of nuclear weapons. In 2016, the CIF spring conference featured former United States Secretary of Defense Dr. William J Perry. Dr. Perry and his daughter, Ms. Robin Perry, joined the conference for the entire second day's session, which featured a dialogue session between him and the students, moderated by Dr. William Potter, CNS founding director. This direct interaction with a former top-ranking US defense official who had been deeply involved in US nuclear weapons policy was an exciting and rare opportunity for participants.⁵

Under that year's theme, "Global Nuclear Vulnerability: Lessons for a More Secure and Peaceful World," students held informative and dynamic discussions that built upon their semester-long preparation as part of the CIF project. Students and teachers effectively inspired each other and learned from other schools' presentations. It

⁵ *Critical Issues Forum Spring 2016 Conference Report.*
<http://sites.mii.edu/criticalissuesforum/2016/04/28/2016-conference-report/>

is truly encouraging to see these young future leaders working together to find ways to reduce nuclear dangers.

Before he started his keynote address, Dr. Perry kindly applauded CNS for holding this “unique and insightful” educational conference, saluting Dr. Potter and CNS for “pioneering” nonproliferation and disarmament education, and tireless and creative efforts to promote such education. He emphasized the importance of education to reduce nuclear dangers, and highlighted that starting such education at the high school level is an effective way to spark a lifelong engagement with the issue. These words of wisdom by someone who was directly involved in US nuclear weapons policy has significantly encouraged the continued engagement of High School Students in nonproliferation and disarmament education.

The most recent CIF students’ conference was held in Nagasaki from April 3 to 5 in 2017.⁶ The three-day conference included two days of students’ presentations at Kwassui High School in Nagasaki, where all the participating schools demonstrated their semester-long studies on this year’s topic, “Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty and its Role for a World Free of Nuclear Weapons.” Six high schools from across the United States and four high schools from Russia’s closed nuclear cities joined the seven Japanese high schools from different parts of the country at the conference in Nagasaki.

On April 4th, Dr. Lassina Zerbo, Executive Secretary of the Comprehensive Nuclear-Test-Ban-Treaty Organization (CTBTO), joined the public symposium of the CIF conference that was held in the Nagasaki Atomic Bomb Museum Hall. In addition to his inspiring keynote address, Dr. Zerbo also joined the students’ panel discussion moderated by Professor Keiko Nakamura at the Research Center for Nuclear Weapons Abolition at Nagasaki University. The CIF project also made efforts to engage the local community and local governments in the event. Nagasaki Mayor Mr. Tomihisa Taue, Nagasaki Governor Mr. Hodo Nakamura, and a Member of House of Councillors of the Japan’s National Diet, Dr. Kozo Akino, among others, joined the symposium to congratulate the CIF participants.

The main reason for holding the conference in Nagasaki was to strengthen our determination to ensure that Nagasaki would be the last city to experience nuclear devastation. These future leaders learned many important things from the *Hibakusha* of Nagasaki, who had experienced the horror of nuclear weapons first-hand, and endured unspeakable ordeals. There are many obstacles to overcome to make sure that nuclear weapons will never be used again.

For the year 2018 the CIF project will challenge CIF students to tackle the timeliest and most challenging issue in nuclear disarmament; whether the Nuclear Weapons Ban Treaty can be effective in accomplishing the goal of peace and security and creating a world free of nuclear weapons. Under the theme of “Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons: Achievements, Aspiration, and Challenges Ahead”, CIF students will study the Ban Treaty’s overview, negotiation process, and divergent

⁶ Ibid.

views toward the Treaty and the reasons behind them. Students will also investigate the possibility of common ground between the opposing views, and explore the relationship between the Ban Treaty and the NPT.

The CIF project team hopes that this topic will give CIF students the opportunity to learn more about the world nuclear weapons situation, why countries have different views toward nuclear weapons, and enhance critical thinking skills that enable students to develop their ideas based on their solid studies, to solve the problems and challenges that nuclear weapons pose to humanity.

Conclusion:

The global nuclear situation is more dangerous than ever, as can be seen by recent world events. As a consequence, education about disarmament and nonproliferation has become more important than ever. The vision of a world without nuclear weapons can only be realized if future generations continue to accelerate the momentum toward nuclear non-proliferation and disarmament.

When former United Nations Secretary-General Ban Ki Moon made his major disarmament education speech at the Middlebury Institute of International Studies at Monterey in 2013, he said, “education can help the world to build a global culture of peace that rejects all weapons of mass destruction as illegitimate and immoral...It is easier for students to learn the logic of nuclear deterrence than to learn to discard the myths that keep nuclear weapons in place...But education can help to refute the claim that nuclear disarmament is utopian.” This statement convincingly supports disarmament and non-proliferation education for young generations that help develops their critical thinking skills.

Many high school students who have been involved in the CIF project have testified that the participation in the project was a life-changing experience, and they became more interested in world peace and nuclear disarmament. Many of them expressed their desire to continue to study disarmament and nonproliferation issues. For these students, regardless of their actual career paths they will eventually select, it is clear that these future leaders will have a positive impact on peace and security in the world.

The power and promise of education to achieve the goal of disarmament should be more widely recognized by world leaders. The world witnessed significant disarmament developments in 2017, while the 15th anniversary of the welcoming the UN study went almost unnoticed. It is good time to further strengthen the effort to promote disarmament and nonproliferation education in order to achieve the goal of peace and security of a world free of nuclear weapons.

寄稿 2

「軍縮・不拡散教育」の現状と課題 —カリキュラム開発の実践事例を添えて—

関西学院千里国際中・高等部 社会科（地歴科・公民科）教諭
野島 大輔

要旨

21世紀に入り、核兵器などの大量破壊兵器や様々な通常兵器のさらなる拡散の危機と、それに対する反核・軍縮のための国際的な諸規範の創設の動きを背景として、国際連合の総会や事務総長によって「軍縮・不拡散教育」の普及・推進が提起されている。これは1980年代に取り組みが始められた「軍縮教育」の再喚起を促す動きであるが、その本質的な部分（軍縮を可能にする世界秩序の考案）の実現には、依然多くの困難が存在している。本稿は、日本国内での平和教育の歴史的な推移や、学校教育において何がその展開を阻んできたのかを分析しながら、現状の克服のための諸条件を探り、新しい国際関係論の知見や参加型の学習方法を導入した、中等教育におけるカリキュラム開発の実例を提示する。また、国際関係論と教育学の接点領域の研究の必要性に論及し、理論と実践とが協働された「平和教育学」の確置を主張するものである。

キーワード: 軍縮・不拡散教育、軍縮教育、軍縮・不拡散、トランスフォーム、リベラリズム、コンストラクティヴィズム、地球（国際）立憲主義、平和学、平和教育

序～「軍縮・不拡散教育」の提起

21世紀に入ってすぐ、国連総会や国連事務総長によって「軍縮・不拡散教育」(Disarmament and Non-Proliferation Education)の普及と推進が提起されている。コフィ・アナン(Kofi A. Annan)国連事務総長(当時)は、事務総長にその研究や準備を要請する第55回国連総会の決議(2000年)を受けて、「軍縮・不拡散教育」に関する報告書(2002年)を提出した。この報告書では、「軍縮・不拡散教育」は、

- 1: 平和教育や紛争解決の教育を補完するものであること
- 2: 最も有効な手段としての参加型形式の学習形態を駆使すること
- 3: 中等教育レベルを含むあらゆるレベルの教育において実施されるべきこと

などと主に記され¹、全体として軍縮教育世界会議(1980年)の「軍縮教育」を確認・継承・活性化することが再喚起されていた。

「軍縮・不拡散教育」の背景にある国際社会の動きには、核兵器不拡散条約(1970年発効)の理念が、イスラエルの核兵器保有の疑惑や、インドとパキスタンによる核実験の応酬(1998年)により揺るがされるという、核拡散への国際的な危機感があった。

¹ 「国連事務総長による軍縮と不拡散の教育における国連研究」国連総会決議 57/124、23、24(b)、V28段落。アナンは在職中の2001年にノーベル平和賞を受賞している。

今日、朝鮮民主主義人民共和国政府による核兵器の開発（初の核実験は2006年）が進められ、核不拡散体制はさらに動揺している。一方、ICAN（International Campaign to Abolish Nuclear Weapons）の活動に基礎を置いた核兵器禁止条約が国連総会において過半数の支持で採択される（2017年）など、核兵器の開発・取得・保有やそれを用いた威嚇そのものに全面的な規制を加えようとする動きも高められている。反核運動の世界的な結集を図ったICANのオリジナル・メンバー3名の活動は、日本国内の伝統的な平和教育と同様に、原子爆弾の被爆者による体験講話の継承を原点としたものである²。このように、核兵器の規制については依然として国際社会の重大な関心事であり、「軍縮・不拡散教育」の必要性・重要性については現在においても不変の状況がある。

1. 「軍縮・不拡散教育」の現状

(1) 不普及の現状

ところが、国連総会や事務総長の呼び掛けにも関わらず、2000年代には、「軍縮・不拡散教育」に関する実践は、「ほとんど、あるいはまったくといってよいほど普及していない」³、「軍縮教育（非武装化教育）は、平和教育のアプローチでもっともおくれている分野である」「軍縮教育世界会議（1980年）での合意があるにもかかわらず、軍縮教育（非武装化教育）には限界があるのが現状である」⁴という状況が専門家たちによって報告され、国際的に高まる必要性・重要性に、内外の教育現場は呼応できていなかった。二次大戦末期のヒロシマ・ナガサキの経験を持ち、以降、広範に取り組まれてきた平和教育運動を通じて被爆体験を継承しているはずの日本国内の教育界においても、「軍縮・不拡散教育」の普及に困難があるとすれば、これはどういう訳だろうか。

日本国内での「軍縮・不拡散教育」に関わる動きを挙げると、外務省による国連軍縮会議やフォーラムの開催、教員や専門家対象の「軍縮・不拡散教育セミナー」などが、地方自治体などとの連携のもと毎年度行われている。そこでは、被爆者の被爆体験談話のアーカイブの作成、マンガ『はだしのゲン』の翻訳版の配布、海外の識者を招いての研究会の開催などが実施されており、基本型として伝統的な平和教育と共通の手法が用いられている⁵。

2010年代に入っても、外務省による様々な会議やセミナーは継続的に開催され、2012年には東京に本部のある国連大学により「軍縮・不拡散教育グローバルフォーラム」が開催さ

² この背景には、国際司法裁判所による核兵器の使用の合法性に関する勧告的意見（1996年）を引き出したトランスナショナルな運動や、核保有国に対し核不拡散条約第6条の核軍縮の義務の誠実な遵守を迫るNAC（New Agenda Coalition、新アジェンダ連合、1998年結成）による活動、対人地雷禁止条約の採択（1997年）や、クラスター爆弾禁止条約の採択（2008年）、「武器貿易条約」の採択（2013年）などを導き出した、世界法廷運動、ICBL（International Campaign to Ban Landmines）、アムネスティ・インターナショナルなど、NGO群の国際的な連帯に基づく、地球（国際）立憲主義に通じる国際社会の現実の動きがあった。君島東彦「核軍縮におけるNGOと政府の連携—「世界法廷運動」の意義と射程」『現代立憲主義の認識と実践（浦田賢治先生古稀記念論文集）』日本評論社、2005年11月；足立研幾「対人地雷全廃レジーム形成過程の分析」『国際政治』130号、2002年5月；目加田説子『行動する市民が世界を変えた—クラスター爆弾禁止運動とグローバルNGOパワー』毎日新聞社、2009年10月など参照。

³ 土岐雅子（黒澤満 編）「軍縮・不拡散教育の役割と課題」『大量破壊兵器の軍縮論』信山社、2004年7月

⁴ リアドン、ベティ；カベスード、アリシア（藤田秀雄・浅川和也 監訳）『戦争をなくすための平和教育—「暴力の文化」から「平和の文化」へ』明石書店、2005年、79頁

⁵ 外務省 軍備管理・科学審議官組織 監修『日本の軍縮・不拡散外交』外務省、2004年4月；「（資料1）軍縮・不拡散教育に関する日本の取り組み」『解放教育』504号、2009年11月；外務省HP「軍縮・不拡散教育に関する共同ステートメント」

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/npt/jointstate_edu1005.html、2010年5月更新

れた⁶。「軍縮・不拡散教育」の拠点であるモンレー不拡散研究所（米国）では、世界の高校生を対象とするワークショップが催され、日本国内からも高校生たちが参加するようになっていた⁷。

しかしながら学校教育、それも最重要とされている「中等教育レベル」では、「軍縮・不拡散教育」の実践事例はほとんど聞かれない⁸。実は以下のように、日本国内の伝統的な平和教育や外務省の取り組みに見られる、被爆体験の継承を中心に反戦・反核の態度を促す教育と、国際社会において国連総会や事務総長が要請する「軍縮・不拡散教育」の本来像とは、互いに重なり合う原点的な要素を共有してはいても、そこで提唱されている内容や方法には、一定の差異も見られるのである。

(2) 「ユネスコ国際教育勧告」～「軍縮教育」の連続性

「軍縮・不拡散教育」には、どのような本来像が期待されていたのか。その源流は、第二次大戦後に設立されたユネスコ（UNESCO、United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization、国際連合教育科学文化機関）の誕生そのものにあると言ってよく、憲章（1945年採択）の著名な前文には、「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」とあり、第1条第1項（目的及び任務）には「この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和及び安全に貢献することである」と、世界平和に貢献する教育の必要性が説かれている。

さらにユネスコの「国際教育勧告」（1974年）には、憲章の「国際平和と人類の共通の福祉」の目的の実現のため、戦争を防ぎ世界平和に貢献するための教育のあり方が、次の箇所ですべて具体的に示されている⁹。

- 「すべての段階及び形態の教育に国際的側面及び世界的視点をもたせること」（Ⅲ 指導原則 4 (a)）
- 「国内的及び国際的諸問題についての批判的理解力を獲得すること」（同5）
- 「教育は、拡張、侵略及び支配を目的として戦争をすること並びに抑圧を目的として武力及び暴力を用いることが許されるべきでないことを強調すべきであり、かつ、平和の維持に対する各自の責任をあらゆる人々に理解させ負担させるようにすべきである」
- 「教育は、国際理解及び世界平和の強化に貢献すべきであり、すべての形態及び表示による植民地主義と新植民地主義、あらゆる形態及び種類の人種主義、全体主義及び人種差別政策並びに国民的及び人種の憎悪を醸成し、かつ、この勧告の目的に反する他のイデオロギーに反対する闘争における諸活動に貢献すべきである」（以上、同6）
- 「教育は、諸国間の矛盾と緊張との底にある経済的政治的性質を有する歴史的及び現代的諸要因についての批判的分析並びに理解、真の国際協力及び世界平和の発展に対する現実

⁶ 「出席者からは、啓蒙的な運動だけではなく、平和学を含め高等教育における軍縮教育の理論的構築が必要であるとの指摘がなされた」（外務省 HP「軍縮・不拡散教育グローバルフォーラム（概要）」http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/gf_120811.html、2012年8月11日作成。これらの活動においても、その内容や手法が「軍縮・不拡散教育」の本質にはまだ接近できていないことに対するコメントであると思われる。

⁷ 土岐雅子「世界の高校生に核軍縮教育を実施」広島市立大学広島平和研究所、『HIROSHIMA RESEARCH NEWS』第16巻2号、2013年11月25日

⁸ 論稿化されているものとしては、札幌市での軍縮会議の開催に合わせて、高校生12名を対象とするプログラムが催され、「高校生宣言」を作成するなどの事例報告があるが、これも正課の学校教育の外で行われていた。片岡徹「軍縮・不拡散教育の高度化に関する一考察」『北星論集（文）』第47巻第1号、2009年9月

⁹ ユネスコ「国際理解、国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」第18回ユネスコ総会採択、1974年

の障害であるこの矛盾を克服する方途についての研究を含むべきである」(V 学習、訓練及び行動の特殊的側面 14)

○「教育は、人類の存続及び福祉を左右する主要問題を持続させ悪化させる諸条件(不平等、不正、力の使用を基礎とした国際関係等)の根絶並びにこれらの問題の解決に役立ちそうな国際協力の諸方策の両方に向けられるべきである」(倫理的及び公民的側面 18)

○平和の維持。諸種の様式の戦争とその原因及び結果。軍備縮小。軍事目的のための科学と技術の使用を禁止すべきこと及び平和と進歩のため科学と技術を使用すべきこと。国家間の経済的、文化的及び政治的関係の性質と効果並びにこれらの関係のため特に平和維持のための国際法の重要性(同 18b)

このように、現代国際社会の暴力の実態や、その背後にある国際社会の構造的な諸矛盾を克服するための国際教育像の基礎が、ユネスコでは時代とともに次第に蓄積されてきていた。東西冷戦の緊張や米ソによる核戦争の危機を鑑み、第1回軍縮特別総会(1978年)が開催されると、世界的な核軍縮とそのための教育の必要性の高まりが捲き起こり、ユネスコ主催の軍縮教育世界会議(1980年)が開催された。その最終文書において、「軍縮教育」が公式に提起されることとなる。

ここでは「軍縮教育」は、軍縮に関する教育と軍縮のための教育の両方を含む、と定義されている。さらに、「軍縮教育」が備えるべき主たる要件として、次のような項目が掲げられた¹⁰。

○「現在の武装民族国家のシステムを」「非武装平和の新しい世界秩序にトランスフォームする過程を探る」目的を持つ

○開発教育や人権教育との連携のもとで実践していく

○「もっとも想像的な教育方法」を重視し、

○「参加の学習の方法」を用いて、

○「問題中心的」であって、

○「軍備の削減と戦争の根絶へむけての実際の措置」を「検討、評価する分析的・批判的能力」を発展させるべきこと

これら「軍縮教育」の基本要件は、1960-70年代に米国を中心に広く実践された「世界秩序の学習(World Order Studies, WOS)」と連動していた。これは世界的な賢人グループであるWOMP(World Order Models Project、世界秩序モデルズ・プロジェクト)の共同研究に基づいた教育実践であり、このプロジェクトに参画したリアドン(Reardon, Betty)らによって創設された、冷戦や核戦争の危機をその構造から根本的に解決しようとするような、新たな国際社会の秩序像を創造的に探究する学習であった¹¹。

当時の日本国内の平和教育界は、「軍縮教育」の最終文書の採択を好意的に捉えて大きく紹介していたが、従来からの反戦・反核の態度の育成を主眼とする平和教育の、概ね延長上

¹⁰ 軍縮教育世界会議最終文書 A2, A7, A8 より整理。藤田秀雄(日本社会教育学会 編)「平和学習論の国際的展開」『社会教育の国際的動向』東洋館、1987年、198-201頁に詳説。

¹¹ Reardon, Betty “Disarmament Education as World Order Inquiry” in *Education for Peace and Disarmament: Toward a Living World*, Sloan, Douglas ed., Teachers College Press, 1983

に捉えることが一般的な受け止め方であった¹²。上記の諸要件やWOSは、当時の平和教育が十分に吸収しきれないままとなる¹³。

「軍縮教育」採択の約10年後の「湾岸戦争」（1991年）では、安全保障理事会の決定によって「多国籍軍」が派遣され、イラクに対する制裁の戦争が行われる。国連憲章は元来、一定の場合に一定の手続きの上での軍事的制裁を用意していた（第42条）が、日本国内の平和教育が礎としてきた、国際紛争を解決する手段として戦争そのものを放棄するとした日本国憲法の平和主義（第9条）との間にある理念的な差異が、この事態を機に可視化されることとなった¹⁴。二つの規範の乖離に直面した平和教育界では波紋が拡がり、一定の模範とされてきた不戦の国家像に関して、保守主義的な勢力などから「一國平和主義」との批判を浴び始める。その中であってパワー・ポリティクスの次元を乗り越え、改変していこうとする新しい国際関係論の学術的知見は、当時の平和教育界に十分にはもたらされず、教室における授業の論題を設定する上で、相当な立論の困難に陥った¹⁵。

そして、平和教育の運動の全体が停滞期に入っていく。1990年代以降からの日本国内の平和教育の低迷の状態は現在も継続し、既に四半世紀以上に及んでいる¹⁶。湾岸戦争期以降も、日本国内の平和教育と、国際関係論の研究、特に国際社会の構造的な変革を含む新しい潮流の理論（リベラリズム、コンストラクティヴィズムなど）との間隙は解消されないまま、現在に至っている。「軍縮教育」の言う「現在の武装民族国家のシステム」はリアリズム的な国際社会観による描写と直結するが、軍縮を推し進めることのできる「非武装平和の新しい世界秩序」を探究する学習を成立させる理論的な基盤を得るためには当然に、国家間の合意や国際機関の創設、地球市民による倫理や規範の実体化などを描く、これらリアリズム以降に編み出されてきた新しい国際関係論の潮流の導入を欠くことができない。

今日の日本国内の平和教育の低迷は、遡れば「軍縮教育」の未消化（国際社会の構造的な分析に基づく未来構想や、それを学ぶためにふさわしい教育方法の導入）に端を発しているものと推察される。「軍縮・不拡散教育」を改めて「軍縮教育」までの歴史的な経緯を踏まえて想起するとき、そこで提唱されてきた教育の内容・方法は、日本国内で伝統的に実施されてきた反戦・反核の態度を養うことに重点を置く平和の学習を、歴史的・理論的な根拠に基づきながら国際社会の現状を理解し、その構造変革を展望する実践的な学習へとさらに補完・発展させていくべき重要な諸要素（新しい国際関係論の知見の導入や、学習者の主体性や創造性を喚起する教育方法の活用）を含んでいたのである。

¹² 「平和・軍縮教育」と題しながらも、原爆被害に関する写真展や映画鑑賞など従来の平和学習とほとんど違いのない実践紹介の例として、須貝和輔「平和教育・その原則的視点を—戦争体験・記録映画づくりのなかで」『季刊国民教育』第55号、1983年冬など。

¹³ 例えば、森田は空・永井とともに、アメリカでの中学・高校年齢の生徒を対象に、参加型のアクティビティを中核とする多教科横断型の授業実践「石油島ゲーム」を視察・紹介しつつ、「今までの平和教育を大切にしつつも、軍縮教育のもつ指導領域の広さ、多角的視野をとり入れていく時代がきている」「日本の平和教育では未踏のものであるとってよい」「日本の軍縮教育も具体的な政策判断のできる主権者の育成に意を注がねばならない」と述懐している。広島平和研究所・YMCA国際平和研究所（監訳）『軍縮教育—生存のための学習』平和文化、1987年（原著1983年）。この時期の日本国内の「平和・軍縮教育」は、「核兵器はいけない」と教えるだけでなく、そのための具体的な手法や大量破壊兵器・通常兵器の軍縮の可能な世界秩序を構想していく、という軍縮教育の真髄部分には、まだ着手がなされていなかった。

¹⁴ 当時の平和教育界で国際関係に最も着目し、平和の学習への積極的な導入を試みたのは森田であったが、「軍縮・不拡散教育」が提起された後も、彼の著作において、この間隙の問題性やその解消策については言及されていない。森田俊男『国連憲章・国際法を学ぼう—平和・戦争・人道の法とその理念』平和文化、2001年3月；森田俊男著、平和・国際教育研究会編「非暴力、理性と良心、友愛の感覚をとぎすまそう—国連憲章・国際人権法を支えるもの」『続々 国連憲章・国際法を学ぼう—基本的自由・人権こそ真の平和の土台』平和文化、2004年9月

¹⁵ 「教師たちは、そのようななかで、子どもたちのさまざまな表現を通して、彼らが現代の戦争と平和をどのようにとらえようとしているのかを、教えられることになった。そこでは、何か定型化された平和教育を上から持ち込むなどということは、無力ですらあった」佐貫浩「あとがき」『湾岸戦争と教育』桐書房、1991年12月、336頁

¹⁶ 竹内久顕『平和教育を問い直す—次世代への批判的継承』法律文化社、2011年11月

2. 「軍縮・不拡散教育」の実現のための諸条件

以上、ユネスコ憲章や「国際教育勧告」を基底にして「軍縮教育」「軍縮・不拡散教育」が国際社会に要請してきた諸項目を整理すると、日本国内の伝統的な平和教育での典型的な学習の上に、「軍縮・不拡散教育」には、

- (1) 中等教育レベルの発達段階に合わせた学習（制度面）
- (2) 参加型の方法を駆使する学習（方法面）

(3) 新しい国際関係論の潮流を理論的な基盤に据えた世界秩序の歴史的展開と将来構想を中核とする学習（内容面）

の3点を合わせ持つ、伝統的な平和教育での学習を大幅に補完するカリキュラムの検討が要される。このカリキュラムの開発のためには、3点それぞれにおける現状の大きな改革、及びそれらの融合・総合化が必要となる。以下それぞれについて、現状の克服とカリキュラム実現のための鍵を探っていく。

(1) 中等教育レベルの発達段階に合わせた学習（制度面）

日本国外務省は、核不拡散条約の運用検討会議（2010年）において、日本政府が42ヶ国の共同提案国を代表して「軍縮・不拡散教育」の重要性を訴える共同ステートメントを提示し、(i)「核兵器のない世界」の実現のため「軍縮・不拡散教育」の果たす役割の重要性、(ii)核兵器使用の破滅的な結果に関する教育の重要性、(iii)各人が軍縮・不拡散の促進に主体的に貢献できるように、「批判的思考」の教育の重要性、などを表明した。このように、外務省は国際社会において、「軍縮・不拡散教育」の積極的な推進役を担っている。

ただし外務省はその管轄上、文部科学省を差し置いて、国内の学校教育に直接に介入することはできない。「軍縮・不拡散教育」が「中等教育レベルを含むあらゆるレベルの教育において実施」されるためには、国内の中学・高校の学校教育の中で、何らかの制度化の措置が採られることが前提となる¹⁷。省庁間の垣根を超えることは至難の業ではあるが、例えば文部科学省の定める現行の学習指導要領には、世界的な視野に基づくこと、国際平和の目的を持つこと、などの原則的な教育目標が示されており、これらは外務省の唱導するような「軍縮・不拡散教育」を概ね建設可能な、理念面での土台とはなりうる¹⁸。

しかし「軍縮・不拡散教育」を、学校教育の中に仮に形式上位置づけることができたとしても、国際関係の分野における教科教育学上の理論研究やカリキュラム・教材の開発の体制が、現状ではそもそも非常に脆弱とされている。例えば、その実施が最も期待される高校・公民科での国際政治の単元の授業法の研究・実践は、諸分野の中で最も取り組みが遅れている分野であることが繰り返し指摘されており¹⁹、近い将来に社会科教育の学界からのアプローチが自ずと導かれる、という確たる見込みを持つことは、現状ではできない。一方、国際関係論の学界からの教育（特に中等教育）の現場への貢献・関心度は非常に乏しく、関係学

¹⁷ 広島市及び長崎市は、ユネスコなどの支援のもと、大学レベルでの平和教育のモデルの確立のため協力することには合意している。「資料1 軍縮・不拡散教育に関する日本の取り組み」『解放教育』39巻11号、2009年11月

¹⁸ 「…世界的視野…」(地理A)、「…国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに…」(現代社会)、「…国際政治の特質や国際紛争の諸要因について把握させ…」文部科学省『高等学校学習指導要領』、2009年3月

¹⁹ 樋口雅夫「『国際政治』の学習」『公民教育事典』日本公民教育学会編、第一学習社、2009年6月；猪瀬武則「国際関係論と社会科」(日本社会科教育学会編)『社会科教育事典(新版)』ぎょうせい、2012年6月；渡部淳「国際理解教育と国際政治学」『現代国際理解教育事典』日本国際理解教育学会編、明石書店、2012年6月；西村公孝『社会形成力育成カリキュラムの研究—社会科・公民科における小中高一貫の政治学習』東信堂、2014年1月、10-12頁

会誌に教育の論題に関わる論稿が掲載されることは、国内では非常に稀である²⁰。従って、既存の教科教育の範囲の中に「軍縮・不拡散教育」を展開していくための制度的な素地は、実際にはまだ十分には整えられてはいない、と言わざるを得ない。

よって当面は、有志個人教員や個人研究者・実践者による自主的な共同作業や連携によって、既存の制度（教科・科目の位置づけ、学校や教室の環境、教員の人事配置など）の中で、「軍縮・不拡散教育」を実現していかざるを得ない。具体的には、各学校に独自の裁量権のある「学校設定科目」として試行し、生徒たちの学習の実態を把握・還元しながら徐々に収斂させ、次第に社会科（地歴科・公民科）や「総合的な学習」の正課の授業の中へと移行・吸収させていく、という手順が考えられる。

(2) 参加型の方法を駆使する学習（方法面）

1990年代に保守主義・愛国主義的な立場などから行われた平和教育への批判群の中心は、その教育方法に対するもの（単純化による教え込み、心情主義的、政治的中立への疑問、戦争の原因についての科学的・多元的な見方からの分析が弱い、など）であった²¹。しかし、学習者の主体性を中心にする、教育学での経験主義的な教授法は、こと平和教育の分野に限らず、一部の先進的な取り組みを除けば、日本国内の教育界が一般に不得手としてきた教育方法でもある。

「軍縮教育」が提示してきた「問題中心的」「もっとも想像的な教育方法」「分析的・批判的能力」は、まさに学習者の経験を中心に置く課題解決的・創造的な教育方法の大幅な導入を求めるものであり、全くそのような地盤がないところでは、短期での実現は相当に困難である。これらの手法の導入には、学校環境の総合的な変革（少人数学級、図書館の充実、段階的な学習スキルの習得のための学校大のカリキュラムの設定、教員研修など）が本来要され、個別の授業の中の努力だけでは極めて実施困難である。

その一方、平和教育と深い関係にある開発教育は、今日のように「アクティヴ・ラーニング」の掛け声のかかるかなり以前から、「参加型学習」の学習方法を国内に広くもたらしつつ、例えば南北問題の理解や公正な開発について学ぶ「構造的暴力」の理解に関する学習プログラムや教材の開発・普及に成功している²²。学校の環境面が整うことを待たずとも、開発教育の先例などに学びながら、少しずつ改革を進める現場での努力はやはり必須である。

具体的には、国際政治という高度に抽象的な概念を、シミュレーション・ゲームの形式で演じながら学ぶことで理解を深める学習を中核に、且つ学習者の創造性を高めるアクティビティや問題解決の演習をカリキュラムの随所に織り込む、という方法が想定できる。ここでは、ブルーナーやヴィゴツキーの教育理論を積極的に活用できよう²³。ただしこれら参加型の学習スキルや社会科学の学習分野で一般に期待される学習のリテラシーは、学習者の中に一朝一夕に根付くものではないため、その準備的な学習を、「軍縮・不拡散教育」のかなり前から、学習者の発達段階に応じて段階的に育んでいく、長期的な視点によるカリキュラムを構成することが望まれる。

²⁰ 国際法学会は、全国の高等教育（大学など）のカリキュラムの実態調査（2007年）を行ったことがある。
http://www.jsil.jp/information_page/kako_info/kako_info.html。（同学会のHP）高等学校「政治・経済」の一部の教科書では、国際関係論の専門家執筆・監修陣に加える動きも次第に見られているが、これもまだ過程的な段階にある。海外では、例えば International Studies Association（国際関係学会、ISA）の学会誌の一つ *International Studies Perspectives* 誌には、国際関係論担当の大学教員らが、授業にアクティヴ・ラーニングの方法を織り込むなどの授業実践報告を、盛んに投稿している。

²¹ 「戦後の平和教育論を問いなおす」（リレー連載）『現代教育科学』No. 473～485、1996年4月～1997年3月が、当時の平和教育批判論を網羅的に掲載している。

²² 開発教育協会「参加型学習とは」<http://www.dear.or.jp/activity>、2009年作成

²³ ブルーナー、J.S.（鈴木祥蔵・佐藤三郎 訳）『教育の過程』岩波書店、1963年（原著1961年）；ヴィゴツキー（柴田義松 訳）『思考と言語』新読書社、2001年9月

(3) 新しい国際関係論の潮流を理論的な基盤に据えた世界秩序の歴史的展開と将来構想を中核とする学習（内容面）

先に記したように、外務省が紹介する「軍縮・不拡散教育」の実践は、伝統的な平和教育に倣い、ヒロシマ・ナガサキへの訪問や、被爆者の体験講話、専門家のレクチャーなどを通じて、核兵器が使われた場合の被害の甚大さや問題の深刻さを訴えることが中心となっている。これはもちろん非常に重要な取り組みではあるが、「軍縮教育」の本義とされる、軍縮を可能にする世界秩序を構想のする学習を実現する段階には、至っていない様相である²⁴。

「現在の武装民族国家のシステムを」「非武装平和の新しい世界秩序にトランスフォームする過程を探る」ことや、「軍備の削減と戦争の根絶へむけての実際的措置」などの要件を具現化するためには、新しい国際関係論の潮流（リベラリズム、コンストラクティヴィズムなど）を学習の根幹に置かねばならず、その教材研究には相当の労力が要される²⁵。先述のように、国際関係論と教育学とは積極的な交流に乏しく、けて先行研究・実践が豊富にある訳ではないため、学習者が持つであろう様々な疑問への対応力を備えられるよう、できる限り重厚に積み上げていくよりない。

具体的には、国際秩序の歴史的変遷や戦争の違法化の歩みなど、人類社会の組織化の過程について巨視的・総合的に学ぶ国際関係史の学習や²⁶、紛争解決の技術（平和学、紛争解決学）を習得していく学習が、カリキュラムの内容面での中核となる。それらの理論的な基盤に則った、中等教育向けの教材群の作成や関係する諸資料の準備が、次いで要される。

そして最も重要なのは、ユネスコ憲章～「国際教育勧告」～「軍縮教育」～「軍縮・不拡散教育」、そして近年ユネスコが注力する「持続可能性教育（ESD）」にも受け継がれる精神である地球的な視野を、カリキュラム全体に貫き堅持することである。「軍縮」とはそもそも特定の国家のみの観点から見て、敵対する国々の軍備バランスの状況に合わせてその規模や性質を増減・調節する（軍備管理）ことではなく、人類や地球生物にとっての滅亡の危機を克服する、というマクロの観点からの学習でなければならない。

特定国家からの視座から離れて地球的な視野に立つことで、第二次大戦で使用された全ての武器の威力の1千倍以上とも推定される多種・大量の兵器群が現在の地球上に既に配備されている、という危機的な事態から、人類や全ての生物、地球全体を何とか救済しなければならない、という視点が投射されてくる²⁷。例えば「核の冬」の仮説が訴えらるとおり、核兵器の配備は個々の国家の利害や抑止の次元をはるかに超え、これは人類による地球という惑星の自殺の用意に等しい。核兵器をはじめとする大量破壊兵器の開発が広汎に進められた現状は、例えば20世紀前半での主要国間のパワーゲームとしての軍縮会議の時代とは、基本的な状況がまったく変わっていることを、学習の前提として必ずよく押さえておかなければならない²⁸。また、非国家主体にすら核兵器などの大量破壊兵器の拡散が現実に懸念される時代にあって、その解決のためには地球規模での一般の人々の市民的な覚醒や軍縮・不拡散の問題に対する主体的な参加・連帯の意識の向上が不可欠なことは、「軍縮・不拡散教育」に関わる者たちすべてが、しっかりと認識しておかなければならない。

²⁴ 「国連軍縮フェローシップ・プログラム」や、「軍縮・不拡散問題講座」（日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター）では、専門家の養成が主眼とされている。

²⁵ 例えばドイツでは、平和学の知見を直接に現場の平和教育に反映させる道筋が確立している州の事例がある。寺田佳孝『ドイツの外交・安全保障政策の教育—平和研究に基づく新たな批判的視点の探求』風間書房、2014年11月

²⁶ グローバル史観による世界史の捉え方について、入江昭『グローバル・コミュニティ—国際機関・NGOがつくる世界』早稲田大学出版部、2006年1月；同『歴史家が見る現代世界』講談社、2014年4月など。

²⁷ 軍縮教育普及の世界的な第一人者であるサリバン（Kathleen Sullivan）は、軍縮教育のワークショップ（東京2010年10月、京都2018年1月）の冒頭に必ず、この危機的な現状を学ぶためのアクティビティを置いている。

²⁸ 従来の社会科教育がそもそも国民国家論の範囲から脱却しておらず、「国家フレームワークに拘束されている」実態への指摘として、池野範男『市民社会科の構想』（社会認識教育学会編）『社会科教育のニュー・パースペクティブ—変革と提案』明治図書、2003年3月、44-53頁；谷本美彦「社会科における新時代の国家・社会学習」同上、206-216頁。

このように、教育内容の面では、地球的な視野の貫徹という大前提の上に、新しい国際関係論の潮流に基づく学習や紛争解決の学習がカリキュラムの柱となる。特に、国際関係論の最先端理論の一つである「地球（国際）立憲主義」は、「法の支配」という社会科学においてより一般的に支持されうる価値に基づき、その国際社会での進展と強化を研究の主要テーマとすることから、人類社会の組織化の過程の全体像（世界秩序の歴史的変遷と、現代の世界秩序の課題）を明確に浮かび上がらせることに、大きく寄与しうるものと思われる²⁹。また、様々な紛争解決法のうち「トランセンド法」は、その汎用性・明解性および異文化間理解の側面を包摂する展開性において、中等教育での学習に最適と思われる³⁰。

3. 「軍縮・不拡散教育」の実践事例

以上のように、「軍縮・不拡散教育」の提起にある様々な要件が指し示す教育像とは、中等教育段階を主対象に、国際関係論の新しい潮流の理論を踏まえ、学習者の主体性を重んじる教育学の方法を融合させつつ、まさにそれらの総合的な結集から生み出されうる、地球的な観点を擁した、伝統的な平和教育を大きく補完・発展させる新たな教育像の創出である、とまとめることができる。

筆者は以上の点を鑑み、一定の準備的な教科学習の上に、「平和学入門」の授業科目（高等学校の学校設定科目、自由選択、60～72 時限）を設定し、7 年間（2009～2015 年度）の授業実践によるフィードバックを施しながら、「軍縮・不拡散教育」のカリキュラム開発を行った（本稿の末尾にあるカリキュラムの構造図を参照）³¹。

(1) 目標

世界平和の実現のため、「現在の武装民族国家のシステム」を、軍縮を可能にする「非武装平和の新しい世界秩序にトランスフォームする過程を探る」学習

(2) 内容

導入：平和学の基礎、世界の暴力の現状分析、紛争解決の基本スキルの習得（20～22 時間）

展開：国際関係史上の主要な紛争とその解決の演習、それに伴う様々な国際関係論の潮流の展開（22～24 時間）

²⁹ 「地球（国際）立憲主義」の研究は、法律（憲法）学者と国際関係論の学者の双方から進められている。国内での研究事例としては、浦田賢治「地球立憲主義の政策課題—核兵器の禁止・廃絶並びに国際兵器の制限・廃絶」（深瀬・杉原・樋口・浦田 共編）『恒久世界平和のために—日本国憲法からの提言』勁草書房、1998 年 5 月；最上敏樹『国際立憲主義の時代』岩波書店、2007 年 11 月など参照。

³⁰ Galtung, Johan *Transcend and Transform: An Introduction to Conflict Work*, Pluto Press, London 2004；紛争解決法の比較の研究として、ラムズボサム、オリバー；ウッドハウス、トム；マイアル、ヒュー（宮本 貴世訳）『現代世界の紛争解決学—予防・介入・平和構築の理論と実践』明石書店、2009 年 12 月、348-352 頁。

³¹ カリキュラム開発の一般的な理論に従い、1:計画 2:実施 3:評価・改善のプロセスによるカリキュラムの検討を進めた。現在は「世界史 A」の科目として継続している。

まとめ：現状の世界秩序への批判的な視点を基底に、WOMPによる提案を現代的に強化させた指標をもとにしながら³²、独自の世界秩序の構想を練り（「世界リフォーム計画」）、提案・発表する。（12～14時間）

(3) 方法

学習内容の習得と並行して、難易度順に段階的に配列した紛争解決スキルの習得のためのトレーニングを行う。

国際関係史上の主要な紛争とその解決では、学習者によるシミュレーション・ゲームと紛争解決の演習を主とする。

望ましい世界秩序の構想を立案できるように、学習者（個人・グループ）の創造性を高めるためのプログラムを、学習の進展に合わせて配置する。

(4) 評価

平和のための学習カリキュラムの評価は一般に設定が極めて困難とされてきたが³³、例えばエンパワーメント評価やパフォーマンス評価などを応用し、且つ複眼的・多角的な観点からの評価を複合・総合することで可能にしようものと思われる。

開発されたカリキュラムの授業実践に対しては、実際に以下の複数の評価者による多角的な諸評価（4種12点）において、いずれも肯定的な結果（学習の効果）が認められた。

① 学習者対象の質問紙調査による評価

- 生徒の「平和形成力」（後述）に関するエンパワーメントの強化
- 抽象的な秩序を具現化するシミュレーション・ゲームによる学習方法の印象度の強さ
- 武力紛争宿命論・肯定論に対する論理的な反駁力の形成
- 日本社会の武力行使肯定論に対する論理的な反駁力の形成

② 授業者によるパフォーマンス評価（一部は質問紙調査と複合）

- 生徒グループでの活動を通じての作品の強化
- 作品中への国際関係論の学習項目の反映
- OKJ法を通じてのグループ学習での創造性の高まり
- 内部単一的な国家群としての国際社会観（モノ・ステイト・テンプレート）の克服³⁴

③ 学習者による学習の成果発表を見た人への質問紙調査による評価

- 校内学習発表会での他の生徒への肯定的な影響
- 一般対象の発表会での聴衆への肯定的な影響

³² 直接的・構造的・文化的暴力の極小化、世界大の民主主義の極大化（ジェンダー平等を含む）、地球環境への負荷の極小化、新たな世界秩序への移行措置の円滑性と非暴力性、の6項目。リアドンは、WOMPの指標と研究手法は現代においても有効としつつも、WOMPの研究プロセス自体やWOSに、ジェンダーの観点をさらに織り込むべきことを強く主張する。Reardon, Betty, *Sexism and War System*, Syracuse University Press, New York, 1996; Reardon, Betty, her class of “Gender, Peace and Human Rights: An Inquiry into Equality and Security” 立命館大学国際関係研究科講義、2008年度後期

³³ Harris, Ian “The Promises and Pitfalls of Peace Education Evaluation” Lin, Jing; Brantmeier, Edward J; Bruhn, Christa (eds) *Transforming Education for Peace* Information Age Publishing Charlotte, North Carolina 2008

³⁴ 意識調査から、国内の一定の割合の学習者の中に、言語・宗教・文化などの面で内部単一的な国家群により国際社会が構成されているという、現実とは異なる国際社会観が根強く形成されていることが判った。この思考枠組は、国内社会の多元性の理解や国際紛争を解決するための思考の柔軟性に対する障壁として、大きな影響を及ぼしている。Daisuke Nojima “Cultural Violence to Transform: Another Peace Education Focusing on Japanese Deep Culture” presentation at Asia Pacific Peace Research Association, September.11, 2009

④第三者専門家によるパフォーマンス評価

- 国際関係論や平和教育研究の専門家による生徒の学習成果への批評
- カリキュラム開発の全体に対する平和教育研究の専門家による批評

年度ごとに様々であるが、「軍縮教育」「軍縮・不拡散教育」の求める中核の課題である、軍縮を可能にする世界秩序の構想案の実例としては、地域的な国際機関群による緩やかな連帯として世界像を構想した例、国際連合の大国の特権を修正し総会の権限の拡大や NGO・個人専門家の関与を制度化させた例、三権分立の基本を備えた緩やかな世界政府の例、などが見られた。これらはもちろん直ちに現実の国際社会の改変に繋がるものではないが、国際社会の現状に対する歴史的・構造的な理解と、その矛盾が惑星の生命を脅かす過剰な軍備活動という社会病理の根幹にあり、世界秩序の非暴力的なトランスフォームが必要であるとの認識の共有の上で、生徒たちが地球市民として主体的・創造的に提案を行うことができた、という教育的な意義を持つものである。

現在は、比較的社会科の学習を得意とする生徒だけではなく、一般の生徒たちを対象に広く運用可能なカリキュラムにこなしていくための試みを継続している。

結論～平和形成力と平和教育学

(1) 「平和形成力」

以上のように、「軍縮・不拡散教育」による「軍縮教育」の再喚起は、いわば平和教育全体の再強化・再活性化のために与えられた契機でもあり、現代の国際社会を背景としながらその暴力的な構造の根本からの改善のための教育カリキュラムの開発の必要性や、求められる教育上の工夫を呼び覚ますものであった、といえよう。

このような学習を通じて育まれることが期待される力を、村上は「平和形成力」と総称している³⁵。これは、平和を愛し戦争を憎む態度の保持に留まらず、現実の世界の暴力問題を、その深層を多面的に考察して根幹にある真因を探究し、それらを解きほぐして、より平和的な社会を創造していくための、具体的・実践的な「解決」や「建設」のための知識や技能を含む総合的な力である。「平和形成力」は、学習指導要領が提唱する「世界的視野」「生きる力」とも、一定に呼応しうる。

(2) 「平和教育学」の確置

次々と位相を変えていく、国際社会にある暴力の実態に対して、その都度到场当たりの・応急的な処置を考案するのではなく、また人々の「祈り」「願い」「希望」にのみ依拠するのではなく、様々な紛争により実践的に応接しうる「平和形成力」を強化・普及していくことが、「軍縮・不拡散教育」の射程にある。そのためには、平和学や新しい国際関係論の知見という理論的な研究と、より効果的な教育方法の実践とが連動する学問的な空間—「平和教育学」—が確置されることが必要である。国際関係論が究極には世界平和を探究・実現することが大目的の学問であることは言うまでもないが、コメニウス、デューイ、フレイレら近・現代の教育学の巨匠らは、それぞれの時代の国際社会の大きな危機（三十年戦争、世界大戦、南北問題・格差社会）の克服を念頭に、国際的な視野に立つ独自の教育理論を打ち立

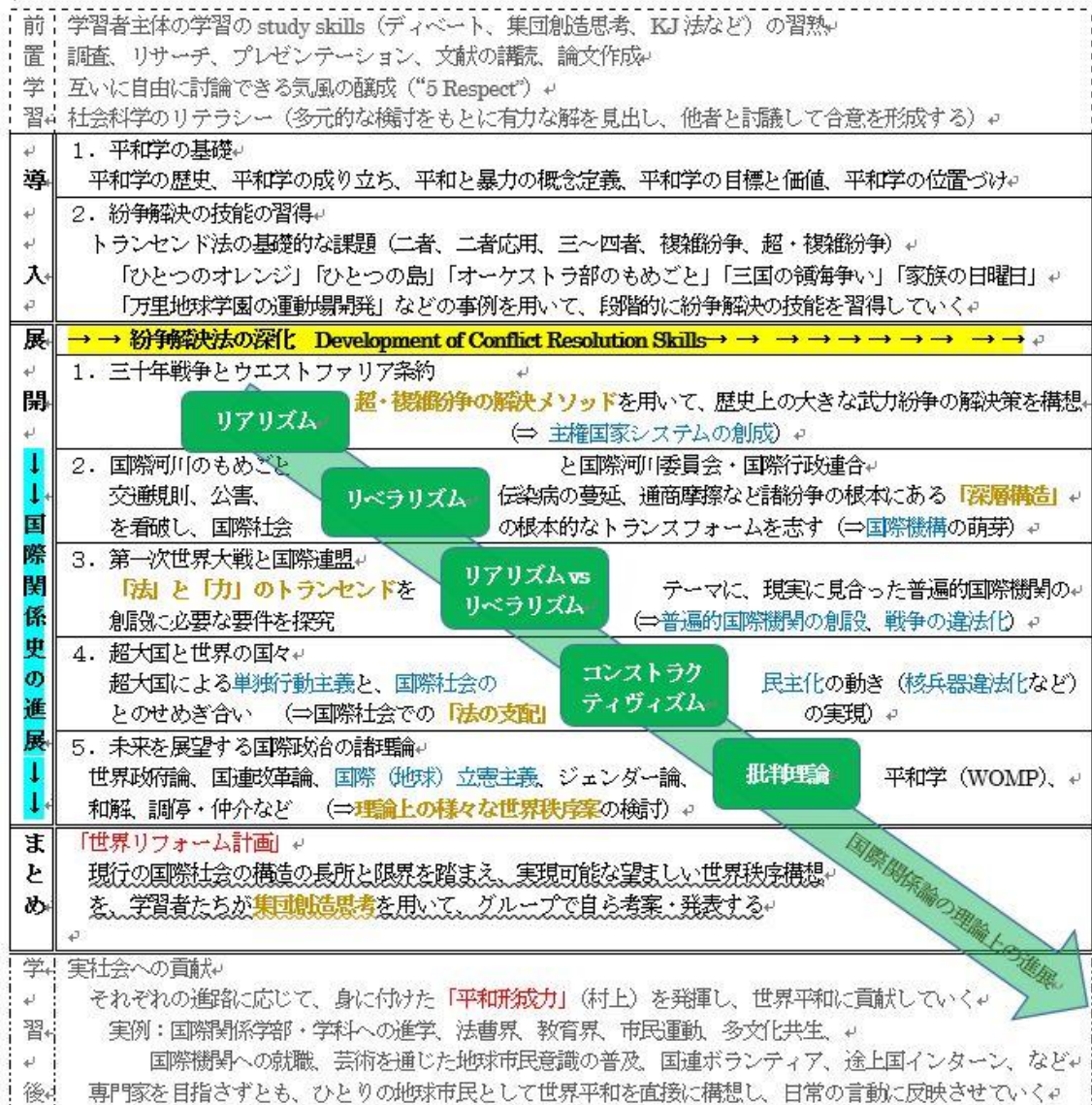
³⁵ 村上は「平和形成力」を、「平和な国家及び社会を形成する活動に想像力豊かに参加する知識と技能」と定義し、「子どもたちが平和問題を多面的に考察し、批判的に判断できる思考力を育てることが重要」とする。村上登司文『平和をつくる方法についての教育：参加型平和学習入門』（京都教育大学公開講座資料）2007年

ててきた。そして現在は、ユネスコや国際平和研究学会の平和教育部会、世界各地の研究拠点などにおいて、これらを融合する「平和教育学」としての知見が集積されつつある³⁶。

これらの知見を共有しながら、人類的・地球的な危機を克服し、より非暴力的な地球市民社会を建設していくためには、日本国内においても「平和教育学」が打ち立てられ、理論研究と現場実践とを恒常的に結ぶ体制を構築していくことが欠かせない。「軍縮・不拡散教育」による「軍縮教育」の再喚起と、それを実現するための苦悩や蹉跌は、確置されるべき「平和教育学」の、開かれた門前への道程であるようにも見えるのである。

³⁶ 国内では、堀江宗生が「平和教育学」を最初に提唱した（「平和教育学を目指して—その系譜・課題・方法」『平和研究』5号、1980年9月）が、その後の展開は十分とは言えない。国際的には、国際平和研究学会（International Peace Research Association、IPRA）のPEC（Peace Education Commission、学会誌 *Journal of Peace Education*）が総合的・世界的な研究の結節点である他、北欧各地、米国（Teachers College Columbia University）、欧州（Education for Europe as Peace Education、EURED）などに平和教育学の研究の主要拠点がある。

図1 「平和学入門」カリキュラム構造図



野島大輔、受講生徒有志 (関西学院千里国際 中・高等部) 「平和教育の『補完』のために～現代の国際情勢と教室とを見据えた理論形成の必要性～」発表資料より、日本平和学会 第11 (平和教育) 分科会 報告2、2017年11月26日、於：国立香川大学

研究論文 1

核軍縮義務事件 ICJ 判決—ベジャウイ特任裁判官反対意見から見て 広島市立大学広島平和研究所 福井康人

要旨

2016年10月5日、国際司法裁判所はマーシャル諸島共和国が提訴した核軍縮義務事件の判決を下した。マーシャル諸島は核兵器国を含む核保有9か国に対して核兵器不拡散条約第6条違反を問う訴の提起を行ったが、対英国、対インド及び対パキスタン訴訟のみが開始され、対英国訴訟は英国の主張した先決的抗弁を認めて本案審理に入らず結審した。また、対インド訴訟及び対パキスタン訴訟については管轄権及び受理可能性の有無が争われた結果、マーシャル諸島の主張は認められずに結審し、原告が訴の提起を行った総計9件の訴訟は全て終了した。本稿では先ず代表的な対英国訴訟を中心にいわゆる「核ゼロ裁判」の概要を明らかにする。更に、マーシャル諸島が特任裁判官に指名したベジャウイによる反対意見は具体的な論点を抽出していることから、これらを手掛かりにその妥当性を問うた上で、特に対英国訴訟判決で主要な論点となった紛争の存在や今後の核軍縮交渉に与える影響についても検討する。

キーワード：核軍縮義務、特任裁判官、先決的抗弁、受理可能性、紛争の存在

はじめに

2017年10月5日、国際司法裁判所（ICJ）はマーシャル諸島共和国（RMI）が核兵器不拡散条約（NPT）¹上の核兵器国及び事実上の（*de facto*）核兵器国²を核軍縮義務違反であるとして提訴していた一連の訴訟の中で、強制的管轄権受諾宣言等によりICJが管轄権を有するものとみなされて審理が開始された対英国訴訟、対インド訴訟及び対パキスタン訴訟について判決を下した³。これにより対英国訴訟は英国の主張した先決的抗弁を認めて本案審理に入らず結審し⁴、また、対インド訴訟及び対パキスタン訴訟については管轄権及び受理可能性の有無が争われた結果、RMIの主張は認められず本案段階に入ることなく結審し、RMIが訴の提起を行った総計9件の訴訟は全て終了した⁵。

¹ Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 729 UNTS 161 (entered into force 5 March 1970).

² NPT 締約国は核兵器(Nuclear-Weapon-States, NWS)及び非核兵器国(Non-Nuclear-Weapon-States)の二種類に峻別された上で両者の権利義務関係が規定されており、核兵器国については「1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を爆発させた国(NPT第9条3)」と明確に定義され、その他の国は同規定を改正しない限りNPT上の核兵器国になりえないためこれらの国を事実上の（*de facto*）核兵器国としている。

³ Judgement, Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. United Kingdom) Preliminary Objections, 5 October 2016; Judgement, Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. India) Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, 5 October 2016; Judgement, Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament (Marshall Islands v. Pakistan) Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, 5 October 2016.

なお、上記の核軍縮義務判決のうち、例えば対英国訴訟関連文書は以下のURLに公開。

<http://www.icj-cij.org/docket/index.php?p1=3&p2=3&k=ef&case=160&code=miuk&p3=4> accessed 16 April 2016

⁴ Preliminary Objections of the United Kingdom of Northern Island and its annexes, 15 June 2015, pp.1-54.

⁵ UN Doc. A/71/4, Report of the International Court of Justice, 1 August 2015-31 July 2016, pp.41-45.

核軍縮に関連する訴訟については、これまで核実験事件判決⁶、核兵器の使用・威嚇の合法性に係る合法性事件勧告的意見が出されており⁷、いずれも核兵器の開発・保有等を正当化しようとする国とそれを否定する国との間で、いわば核軍縮・核抑止論の狭間での対立構造の中で展開された事件である。実際に ICJ において審理が進行したのは総計 9 か国のうち英国、インド、及びパキスタンのみであるが、全体として「核ゼロ裁判」と称されている⁸。本稿ではこれらの「核ゼロ裁判」のうち最も代表的な対英国訴訟を中心として、先ずこれらの裁判について概観する。更に、RMI が ICJ 規程第 31 条第 2 項に基づき特任裁判官⁹に指名したアルジェリア出身のベジャウイ (Bedjaoui) による反対意見は具体的論点を抽出していることもあり¹⁰、これを手掛かりとして本件訴訟の争点となった実質事項を明らかにすることを試みる。

なお、本件訴訟については浅田正彦・玉田大、アマン (Amann) 及びプルー (Proulx) による判例評釈が代表的な先行研究としてあげられるが¹¹、同判決を検討することは長年に亘り議論された紛争の概念に係る議論の精緻化に資するものである。また、本訴訟が扱う核軍縮交渉を巡っては、2017 年 3 月から開始された核兵器禁止条約交渉に核兵器国が参加をボイコットする中で、同年 7 月には最終的に条約が採択される¹²などいわば政治的な断片化が生じており、今後の核軍縮のあり方を考える上でも有益であるものと思われ、かかる観点から本判決が核軍縮交渉に与え得る影響についても検討する。

1. ICJ 訴訟の概要

(1) 対英国訴訟

RMI より訴の提起が行われた総計 9 件中、管轄権があるものと推定されて ICJ の総件名簿に記載されたのは対英国訴訟、対インド訴訟及び対パキスタン訴訟の 3 件であり、NPT 締約国であり且つ核兵器国である英国との訴訟が最も代表的である。先ず、2014 年 4 月 24 日、RMI は英国に対して訴の提起を行い、英国の NPT 第 6 条の違反を訴え、英国は核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき誠実に交渉を積極的に行っていないとした。また、これらの法的拘束力を有するコミットメントに抵触し、英国は NPT のみならず慣習国際法に基づく義務を履行する義務を怠っていると主張した。更に RMI は NPT 第 6 条及び慣習国際法の下での義務に合致することに必要なすべての措置の履行を ICJ が命じること、更には嚴重かつ効果的な国際管理の下における包括的な (in all its aspects) 核軍縮条約の締結を目指して誠実に交渉を行うことも含めて訴の提起を行った。

⁶ Nuclear Tests Case (Australia v. France) Judgment, ICJ Report 1974, p.253.

⁷ Legality of the Threat or Use of Nuclear Weapons, Advisory Opinion, ICJ Reports 1996, p. 226.

⁸ 関連する文書は Nuclear zero law suits, court document に掲載。

<http://www.nuclearzero.org/in-the-courts> accessed 15 April 2017

⁹ Statute of the International Court of Justice, 33 UNTS 933 (entered into force 24 October 1945).

ICJ 規程第 31 条第 2 項は特任裁判官 (Judge ad hoc) の選任について、「裁判所がその裁判官席に当事者の一つの国籍裁判官を有する場合には、他のいずれの当事者も、裁判官として出席する者一人を選定することが出来る」と規定していることから、ベジャウイ裁判官は選任されたもの。See also, Zimmermann et al. *The statute of the International Court of Justice: A commentary (second edition)*, Oxford University Press, 2012, pp. 532-533.

¹⁰ Mohammed Bedjaoui, Opinion Dissidente de M. Le Juge ad hoc Bedjaoui, 6 Octobre 2016, pp.1-25.

¹¹ 浅田正彦・玉田大「判例研究・国際司法裁判所：核軍縮競争の停止と核軍備の縮小に関する交渉義務事件」『国際法外交雑誌』第 116 巻第 2 号、2017 年、97-114 頁。See also, Amann, D. "Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament," *American Journal of International Law*, 111(2), 2017, pp.439-446; Vincent-Jo"El Proulx, "The World Court's Jurisdictional Formalism and its Lost Market Share: The Marshall Islands Decisions and the Quest for a Suitable Dispute Settlement Forum for Multilateral Disputes," *Leiden Journal of International Law*, Volume 30, 2017, pp.925-946.

¹² Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons. UN Doc. CN.476.2017.TREATIES-XXVI-9 of 9 August 2017 (Issuance of Certified True Copies).

また、裁判所の管轄権については、RMIによる2013年4月24日付け及び英国による2004年7月5日付け強制管轄権受諾宣言及び規程第36条2に基づき管轄権があると主張した。更に双方の訴答書面の提出期限が定められた後、2015年6月15日に英国は、裁判所規則第79条1に照らして、本件に係る先決的抗弁を提出したため¹³、同条5に則り本案手続は停止された。このため、実行指針Vを考慮した上で、裁判所長は2015年6月19日付命令によりRMIが英国の提出した先決的抗弁に係る意見及び申立てについての陳述書の提出期限が2015年10月15日と定められた。これを受けて、2016年3月9日及び16日の期間に、英国による先決的抗弁についての口頭弁論が行われ、対英国訴訟については2016年10月5日対インド及び対パキスタン訴訟とともに判決が出され、英国の先決的抗弁を支持した上で、ICJは規程第36条2に規定される管轄権を有しないと判示された。即ち、英国が主張した他の先決的抗弁を取り扱う必要はないとして（パラ58）、英国による5つの先決的抗弁（具体的内容については下注12参照）の中からRMI及び英国両当事国間に紛争が存在しないことを事由とする第1の先決的抗弁のみにより¹⁴、裁判可能な(justiciable dispute)が両当事国間に存在していないとして本案には進むことは出来ないと判示した¹⁵。

(2) 対インド訴訟及び対パキスタン訴訟

他方、ICJにおいて実際に審理が開始された3件の中で、先決的抗弁がなされた対英国訴訟とは異なり、対インド及び対パキスタンについては、いずれも管轄権の有無及び訴訟の受理可能性が争われた。RMIの訴訟戦術が若干型にはまっているきらいがあり、3件の訴訟で争点となった点は概ね類似し、いずれも本案審理に入らなかった。対インド訴訟に係る訴の提起も他の訴訟と同様に2014年4月14日に行われたが、インドはICJに対して11種類の紛争を除外する留保を付した上で強制的管轄権を受諾しており¹⁶、RMIも2013年3月24日付け強制的管轄権受諾宣言により要件とされている相互主義が働くとして審理が開始された。RMIはインドが早期に核軍備競争を停止した上で核軍縮を進める義務を怠っているとして訴え、インドはNPT締約国ではないものの、NPT第6条に規定された核軍縮交渉義務は単に条約上の義務であるのみならず、インドのようなNPT非締約国を含めて全ての国に対しても慣習法としての義務があると主張した。その上で、インドに対してもICJが核軍縮義務の履行を求める判決を1年以内に出すこと等を要求した。

かかる主張に対して、インドは管轄権の基礎として、訴の提起の段階で両国間に紛争が存在しないこと、核兵器国を含め本件訴訟に不可欠な当事者が参加していないこと、インドが

¹³ Preliminary Objections of the United Kingdom of Northern Island and its annexes.

英国が主張した5つの先決的抗弁（同書面パラ6～10）は以下のとおり。

①RMIが訴の提起を行った時点で、ICJ規程第36条2、同38条1、第40条1及び規則38条1、並びに慣習法及び判例の意味の範囲内で、裁判可能な(justiciable dispute)が両当事国間に存在していない。被侵害国による請求の通告要件（国家責任条文第43条）及び主張の事前通告が必要（ジョージア対ロシア人種差別撤廃条約適用事件及びベルギー対セネガル事件）。

②RMIによる選択条項受託宣言の時間的留保（「1991年9月17日以前の状況又は事実を除外する」）により、ICJは本件について行使しうる管轄権を有しない。

③英国の選択的条項受託宣言パラ1（iii）に付された事項的留保（「特定紛争国のみを対象とする管轄権を受託した当事国との紛争」に対する留保）に該当するため管轄権を有しない。

④RMIが英国に対して行う主張は本件訴訟に参加していない国の本質的利益に直接かつ不可避的に関連するにも拘らず、訴外参加国が関与していないことから管轄権を有しない。

⑤実践的な結果(practical consequence)に繋がらない判決は、裁判所の司法的機能を超えるものであり、裁判所は管轄権を行使することを拒否すべき。

¹⁴ [主文1の表決結果] 賛成8票（アブラハム裁判長、小和田、グリーンウッド、シュエ、ドノグエ、ガジャ、バンダリ、ジェベルジャン）、反対8票（ユスフ副所長、トムカ、ペノウナ、トリンダード、セプティンデ、ロビンソン、クローフォード、ベジャウィ特任判事）、裁判長の決定投票により裁定。

¹⁵ [主文2の表決結果] 賛成9票（アブラハム裁判長、小和田、トムカ、グリーンウッド、シュエ、ドノグエ、ガジャ、バンダリ、ジェベルジャン）、反対7票（ユスフ副所長、ペノウナ、トリンダード、セプティンデ、ロビンソン、クローフォード、ベジャウィ特任裁判官）。

¹⁶ Declarations Recognizing the Jurisdiction of the Court as Compulsory, India, 18 September 1974.

受諾している強制的管轄権には留保が付されていること¹⁷、仮に管轄権を認める場合であっても本請求における本案判決は正当な理由を欠いた実践的結果を齎さないものであり、ICJは管轄権の行使を拒否すべきであると主張した。このため、ICJは先ず管轄権についての書面手続を行うことを両当事国に命令し、途中での期限延長を伴いながらも終了し、更に2016年3月6日及び7日に口頭弁論が終了した。この口頭弁論において、RMIはインドが異を唱える管轄権の欠如を退けた上で、RMIの主張する管轄権を認めることを請求したため、RMIによる請求に対する管轄権の有無及び受理可能性(admissibility)が争われることとなった。

判決ではインドが主張した管轄の基礎となる紛争の存在について論じた上で、表決により9対7でRMIの訴えを退け、紛争の不存在故にインドが反論した管轄権に対する反対を支持した上で、更に10対6により本案審理には進まないことが決定された。なお、その過程でRMIが紛争の存在を証明しようとした多数国間フォーラムでの演説、訴の提起のみならず訴訟の過程で表明された見解、訴の提起の段階以前及びその後のインドの行動の論点については¹⁸、いずれも支持されず管轄権は認められなかった。

他方、対パキスタン訴訟についても対インド訴訟と同時に提訴され、パキスタンも強制的管轄権を受諾していることから訴訟手続が開始された¹⁹。RMIは対インド訴訟と同様に、パキスタンが早期に核軍備競争を停止した上で核軍縮を進める義務を怠っているとして訴えた。これに対してパキスタンは7月9日付け口上書により、ICJが本件について管轄権を有する又は受理可能性があるとするRMIによる主張に反論した。パキスタンが特に問題にしたのは、RMIは訴の提起の段階で誠実な核軍縮交渉義務を怠ったこと等について当事者間で紛争が存在しないこと、ICJ規程第36条2項に基づく強制的管轄権には留保が付されていること、特に他の核兵器国といった「不可欠の当事者」が不在であることを考慮すると管轄権の行使が妨げられること、RMIは訴状に記載された主張をする立場にはないこと、管轄権があるとしても本案判決で想定されることには何ら実践的な法的効果を持たないことの5点を列挙している。

更に2016年3月8日に行われた口頭弁論も踏まえて、ICJは他の案件と同様に紛争の存在について検討し、RMIはパキスタンとの間で3点から紛争が存在すると主張する。即ち、多数国間フォーラムにおいてRMIが行った演説、訴の提起及び裁判手続中の遣り取り、並びに訴の提起前及びその後のパキスタンの行動を論点として取り上げたが²⁰、これは対インド訴訟での法廷戦術とほぼ同一の点であり、いずれもICJにより認められず、パキスタンとの関係においても紛争の存在は認められないとした。最終的に表決の結果、9対7票で当事者間の紛争の不存在を理由としてパキスタンにより主張された管轄権の欠如は支持されるとともに、それ故に本案段階に進むことが出来ないことも10対6票で決定された。なお、RMIが主張していた核軍縮分野の慣習法の存在及びパキスタンによる慣習法上の核軍縮義務の遵守については本案事項とされ、これらの問題を検討する上でICJは管轄権を有しないことも確認されている(パラ55)。

(3) 紛争の存在

上記3件の判決のいずれにおいても、前半では核軍縮を巡る歴史的経緯等につき言及した後、後半では「紛争の存在」の認定基準及びRMIが主張する「紛争の存在」に対する評価と併せ判示している。同判決では、議論の前提として、規程第36条2の定める「この規程

¹⁷ Ibid.

インドがいわゆる「平和的核爆発」と称して核実験を行ったのが1974年5月であり、受諾宣言が同年9月であることから第11項目目の留保、即ち同宣言以前の紛争(disputes prior to the date of this declaration)に該当するとしてICJは本件に管轄権を有しないとしている。

¹⁸ Judgement, Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament(Marshall Islands v. India) Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, 5 October 2016, pp.19-22, paras.43-53.

¹⁹ Declarations Recognizing the Jurisdiction of the Court as Compulsory, Pakistan, 13 September 1960.

²⁰ Judgement, Obligations Concerning Negotiations Relating to Cessation of the Nuclear Arms Race and to Nuclear Disarmament(Marshall Islands V. Pakistan) Jurisdiction of the Court and Admissibility of the Application, 5 October 2016, pp.18-21, paras.43-53.

の当事国である国は、次の事項に関するすべての法的紛争²¹について裁判所の管轄権が及ぶ点について確認した上で（パラ 36）、本件判決では、先ず「確立された判例法」であるとして、マヴロマトリス (Mavromatis) 特許事件 PCIJ 判決が判示するように²²、紛争を「法または事実の論点に関する、不一致、法的見解又は利益の衝突 (a disagreement on a point of law or fact, a conflict of legal views or of interests)」と定義する先例を引用している（パラ 37）。更に、南西アフリカ事件を引用して²³、紛争が存在するためには「ある当事国の主張が他者により積極的に反対される (positively opposed) ことが示される必要がある。」とし²⁴、その上で、特定の国際的な義務の履行 (performance) ・不履行の問題に関して明確に相反する見解 (hold clearly opposite views) があるとの主権的権利及びカリブ海の海域に対する侵害事件（ニカラグア対コロンビア）及び平和条約の解釈勧告的意見において示された基準を確認している²⁵。

なお、紛争の存在については、紛争の存在の認定は実質事項であり、形式乃至は手続事項ではない（人種差別撤廃条約適用事件²⁶、ホルジョウ工場事件²⁷）とする他、いくつかの具体例を上げつつ「紛争の存在」問題を明らかにしようとしている。その関連で、紛争の存在の有無は ICJ が客観的に認定する事実関係の検討に基づくものであり、そのために特に当事者間で交わされた文書及び多数国間場裏で実施される声明も考慮の対象とし、誰からの声明又は文書であるか、意図された又は実際の名宛人及びその内容に注目する必要がある（パラ 40）、特に外交上の遣り取りがない場合には当事者の行為も有益な検討材料（主権的権利及びカリブ海の海域に対する侵害事件（ニカラグア対コロンビア）²⁸）になるとする。

更に、見解の対立は明示的に表明される必要はなく、当事国の立場や対応により推定されるもの（カメルーン対ナイジェリア国境画定事件）であり²⁹、特に相手国による主張に対

²¹ Jean Salmon (éd.), *Dictionnaire de droit international public*, Bruylant/AUF, 2001, p.338.

法的紛争(Différend juridique)について、サロモン編国際法事典は「既存の法の適用または解釈に関する当事者間の紛争」と定義している。

²² Concessions Mavrommatis en Palestine, arrêt no 2, 1924, CPJI série A no 2, p.11.

マヴロマトリス判例による「紛争」の定義は、ICJ が対象としている法的紛争以外のものも含むため（即ち、利害の衝突は政治的な紛争も含むため、同判例が第 36 条の制限的に規定する法的紛争に馴染まない）、ICJ の判例上も ICJ 規程に則った「紛争の存在」の定義が試みられてきた（例えば、「現実の紛争 (real dispute) ）であり、「法と事実の双方で合意がないこと (disagreement, both on the law and facts)」（東ティモール事件）」）。本判決では更に「明確な見解の対立 (clearly opposed views) 」が確認され、後述する認識テストも判示された。なお、学説の事例として、法的紛争は原告により主張が「客観的な現行法 (existing objective law) 」に則っているかの確認を裁判官に要請するとの事実により区別されうとする見解 (Morelli)、すべての国際紛争がその重大性にかかわらず法的性格を有しており、法の支配が認められ、法的原則の適用により回答がえられるものとする見解 (Lauterpacht) が代表的なものとして挙げられるが、前者の要件が紛争の認定に際しての法を厳格に解している。

²³ South West Africa Cases (Ethiopia v. South Africa; Liberia v. South Africa) Preliminary Objections, ICJ Report 1962, p.328.

²⁴ Southern Bluefin Tuna Cases (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan), Provisional Measures, Order of 27 August 1999, ITLOS Reports(1999), p. 293, para.44.

この点について、ミナミマグロ事件国際海洋法裁判所 (ITLOS) 判決の判例もマヴロマトリス特許事件及び南西アフリカ事件を引用した上で、国連海洋法条約第 279 条の示す「紛争」の定義を確認している。

²⁵ Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 50; Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, First Phase, Advisory Opinion, ICJ Reports 1950, p. 74.

²⁶ Application de la convention internationale sur l'élimination de toutes les formes de discrimination raciale (Géorgie c. Fédération de Russie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Recueil 2011 (I), p. 84, para. 30. 酒井啓巨「判例研究・国際司法裁判所：人種差別撤廃条約適用事件」『国際法外交雑誌』2017 年第 116 巻第 1 号、69-98 頁参照。

²⁷ Interpretation of Judgments Nos. 7 and 8 (Factory at Chorzów) (Germany v. Poland), Judgment No. 11, 1927, PCIJ, Series A, No. 13, pp. 10-11.

²⁸ Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia), Preliminary Objections, Judgment of 17 March 2016, para. 72.

²⁹ Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 1998, p. 297, para. 39.

して対処することが要請される状況下であるにもかかわらず、放置したという不作為から、紛争の存在は推定されるとも判断を示している（人種差別撤廃条約適用事件）。なお、「明確に反対する見解」があるとの客観的要件は証拠に基づく必要があり（パラ 37）、原告が明白な反対を表明しているとの証拠を基礎として被告が認識又は認識していないことがありえない場合には紛争が存在すると人種差別撤廃条約適用事件を引用した上で認識テストの基準を判示している。

紛争の存在の認定のための時間的基準については、原則として付託の時点であり（人種差別撤廃条約適用事件）、ICJ 規程第 38 条が「付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とする」と規定しているのはそのためであるとの判断を示している。また、付託後の行為（又は付託すること自体）は様々な理由により、とりわけ紛争の存在を確認しまたはその主題を明確化するため、または裁判所が判決を下すまでに紛争が消滅したか否かを認定するために適切なもの（東ティモール事件）であるとする³⁰。しかしながら、仮に裁判所が付託後の係争中の遣り取りに起因する紛争に係る管轄権を有するとした場合、原告による主張に被告が対応する機会を失わせることになるのみならず、紛争は原則として付託前の段階で存在する必要があるという規則が崩れることになりかねないとする。

このように ICJ は概ね以上のような形で「紛争の存在」について判示したが、RMI は 4 つの点から対英国訴訟において紛争の存在を証明しようとした。先ず第 1 点目として、訴の提起の時点よりも以前に行われた多数国間フォーラムでの声明が紛争の存在を示すのに十分であると主張については（パラ 47）、国連ハイレベル会合における RMI の声明は宣明的なものであり、英国が核軍縮交渉に係る法的義務に違反している状況にあるとは言い難いとする。更に、声明が紛争に該当するのは、十分な明確性を伴い実質事項に関連する、またはしうるものと特定される主張となる実質事項に該当する場合のみ（人種差別撤廃条約適用事件）であるが、ナヤリット会議には英国は出席しておらず、同会議の目的も核軍縮に限定されたものではないこと等から、ナヤリット会議での声明が直ちに NPT 第 6 条及び関連する慣習国際法の義務違反であるとは言い難く、紛争の存在にあたるには不十分であるとして却下している（パラ 50）。

第 2 点目として、請求訴状の提出それ自体が紛争の存在を示すのに十分であるとの主張については（パラ 53）、特定財産事件（リヒテンシュタイン対ドイツ）³¹、カメルーン・ナイジェリア海洋境界画定事件³²及びジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴヴィナ対ユーゴ）³³に照らし、裁判所が焦点を当てたのは、紛争が生じた期日ではなく、その紛争の本来の主題、それが当該付託合意の範囲内にあるか、及びそれが裁判所の判決の時点で「継続しているか」であるとする（パラ 54）。更に、請求訴状又はその事後であっても、行われた声明又は請求が、特に付託された紛争の範囲を明確にする点等様々な目的で重要である場合があるものの、既に存在している状況にない新たな紛争 (*dispute de novo*) を生じさせるものでないとして、請求を却下した。

第 3 点目として、核軍縮多数国間フォーラムにおける当事国の投票記録については（パラ 55）、決議の文言、投票又は同一の実質事項に係る決議の投票態度、一定の状況下で特に投票理由説明が行われる場合には、法的紛争の存在の証拠を構成することがありうるとする。しかしながら、決議によっては多数の異なった提案を含むものであり、その決議に含まれる夫々又は全ての提案について当該国の立場を示すものではなく、これら提案に関連する法的紛争の存在についても言うまでもないとして（パラ 56）、限定的な証拠にしかならないとした。

³⁰ East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, ICJ Reports 1995, p. 100, para. 22 and p. 104, para. 32.

³¹ Certain Property (Liechtenstein v. Germany), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 2005, p. 19, para. 25.

³² Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 1998, p. 317, para. 93.

³³ Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (Bosnia and Herzegovina v. Yugoslavia), Preliminary Objections, Judgment, ICJ Reports 1996 (II), p. 614, paras. 27-29.

第4点目として、条約の義務を遵守した上で軍縮交渉を主導せず核兵器の更新及び近代化を進めることをはじめとする外交的イニシアティブに非協力的な行動については(パラ57)、訴訟案件において紛争が存在するか否かは見解の対立の証拠の問題に帰するものであり、被告の行為は当事者の見解の相反していることを裁判所が判断する際に有益であるとする。しかしながら多数国間の文脈で行われた声明は英国の行動についてこのような見解に該当するものではなく、かかる声明を基礎としてRMIが英国を義務違反であるとして訴えると英国が認識している若しくは認識することできたとは言いがたいとして、この文脈では英国の行動が両国間で紛争が存在する根拠となりえないと結論付けている。このようにRMIが示そうとした「紛争の存在」の具体例は論証の弱い点が指摘された結果、いずれの点も認められなかった。

2. ベジャウィ特任裁判官反対意見から見た対英国訴訟

(1) 紛争の存在

ベジャウィはICJが紛争の不存在により本案判断を回避した本件判決多数意見でも最大の争点となった「紛争の存在」問題について、両当事国が明確に反対する見解を提供しなかったこと、その紛争がRMIによる提訴の時点で存在する必要があったこと、手続的欠陥によりICJが示すべき柔軟性が発揮できなかったことの3点を指摘する(反対意見パラ2)。更にその上で、先述の判決多数意見のパラ50及び同51に示される一連の判例法による「紛争の存在」に係る議論を引用した上で、それが具体的には見解の相違や二国間に合意が存在しない場合の権利・利害の相違が観取されること、他者との関係において相反する立場に置かれること等の具体化を試みるとともに、これまでの判例の積み重ねを通じて徐々にではあるものの発展してきた「紛争の存在」の判断基準の適用の曖昧さを指摘している³⁴。もっとも、本件に関連する総計19の判例に照らしても、夫々個々の状況から紛争の存在は判断されており、「紛争の存在」を構成する要件は必ずしも連続的になっておらず、閾値を設定する試みは必ずしも適切でないとする小和田判事個別意見にもあるように³⁵、この「紛争の存在」問題は解決が容易でない課題である。

(2) 形式的すぎない伝統的な判例

また、ベジャウィはICJがこれまで国連の「主要な司法機関」として、若干形式的であっても伝統的な判例を提供して来たことと評価した上で、ICJが判示した勧告的意見及び判決等を通じて、例えば国連関係を例にとると、国際法上の法人格、国連新規加盟に係る権限、ジュネサイド条約留保の問題等多くの判例により国際法の明確化に貢献して来たとする。更に慣習法との関係でもバルセロナ・トラクション事件が言及した対世義務(*erga omnes*)の概念を取り挙げた点等に言及して、ICJが国際法の発展に寄与した点を強調する。

他方で、ICJは紛争の存在の認定に際して更なる明確化の努力をする義務があるとし、核実験事件判決が「ICJは国家間の紛争を解決するための司法機関であり、紛争の存在はICJが司法的権能を行使する第一条件である」と判示する点に言及した上で³⁶、場合により権限乃至はその権限の行使に直接依存するものであると判示する。更に、紛争の存在の認定のみならず具体的に個々の事例に適用される場合であっても特にその一貫性が求められるものであるとする。

ベジャウィはかかるプロセスを「化石化(fossilisation)」と表現しているが、その一方で基準の合理的な適用に忠実であることは同時に世界の変化する懸念に応えるものであることを排除するものではないとも強調している。これは同判決多数意見による紛争の存在に係る議論が抱える限界を批判しつつも、それが容易でないことも暗に示しており、バランスの取れた極めて妥当な見方と思われる。

³⁴ Robert Kolb, *the International Court of Justice*, Hart Publishing, 2014, pp.303-312.

コルブもマヴロマティス判例による紛争の定義の曖昧さについて指摘した上で、その精緻化を試みている。

³⁵ Separate Opinion of Judge Odawa, 6 October 2016, pp.1-6.

³⁶ Supra note 6, Nuclear Tests Case (Australia v. France) Judgment, p.270, para. 55.

(3) 通報義務と認識

本件判決における紛争の存在の認定要件の検討に際して、通報及び認識テストについても重要な争点であった。この点についてベジャウイは、原告から被告に対して紛争に係る通報が行われる必要があるかについて、これまでの判例では訴の提起の前に前提条件となるかについては必ずしも明らかにしていない点に言及しつつも、英国の主張に言及して（現行の）国際法は事前の交渉も通告も要件として課していないとする。更に、多数意見パラ 41 が「原告が明白な反対を表明しているとの証拠を基礎として、被告が認識又は認識していないことがありえない場合には紛争が存在するものである。」としていることについて、ICJが見解の相違を認識していることと紛争の存在との間で自動的に直接相互関係があると見ている。しかしながら、原告からの事前の通報がなされないことと被告が事前に認識していることは両立しえないばかりか両者の関係は曖昧であると批判する。

即ち、紛争の存在について通告を要件としていないものの、紛争についての認識要件を求めることは、紛争に係る情報を原告から被告が得るものであることを前提条件とするものであり、両立し得ないものである。また、被告が当該紛争について「認識」を有する必要があるとする多数意見の根拠の説明が十分になされているとは言い難く、仮に付加的な要件となる「認識」の必要性を認める場合であっても適切に適用される必要があり、マーシャル諸島での 67 回に亘る核実験により多くの損害賠償請求訴訟が提訴されていることに加えて、2013 年及び 2014 年には核兵器の非人道性会議が開催されている事実を認識していないとすることは説明が付かないと反駁する。また、最後にこの「認識」基準を実際に適用できるのか、更には、そもそもかかる主観的要素が紛争の存在を客観的に認定する裁判所の機能と合致し得るのかといった疑問も呈している。

(4) 紛争の存在の基準時

本件判決では多数意見でも引用されている人種差別撤廃条約適用事件の先例を踏襲し、ベジャウイは先ず原則として、紛争は ICJ に付託される時点で存在する必要があるとした上で（反対意見 32）、ICJ 規程第 38 条が「付託される紛争を国際法に従って裁判することを任務とする」と規定しているのはそれに裏付けるものであるとし、原則として紛争の存在の基準時は付託の時点であるとする。また、付託後の行為（又は付託すること自体）は様々な理由により、とりわけ紛争の存在を確認しまたはその主題を明確化するため、または裁判所が判決を下すまでに紛争が消滅したか否かを認定するために適切なもの（東ティモール事件）であると位置づける³⁷。他方で、請求のみならず付託後の訴訟手続中における当事国の行為や声明も紛争の存在の条件が満たされたとの ICJ による認定に繋がるものではない（ベルギー対セネガル事件）とする判例にも触れ³⁸、ベジャウイはもし裁判所が付託後に係争中の遣り取りに起因する紛争について管轄権を有するとした場合、原告による主張に被告が対応する機会を失わせることになるのみならず、紛争は原則として付託前の段階で存在する必要がある原則が崩れかねないとしている。

また、「一般には」乃至は「原則として」といった表現が使用されている点については、紛争の存在の基準時の範囲及び内包する重要性を相対化させるものであると批判している。更に加えて本件判決多数意見に対しては、係争案件付託の時点よりも事後になされた紛争の存在の証拠の要素を勘案する必要性については、納得のいく形で十分な理由づけがなされていないと指摘している。しかしながら、紛争が存在することが訴の提起の基礎となるのが司法権能の発動される訴因となるものであり、確かにベジャウイの指摘するように原則としてといった表現により曖昧さが生じるのは事実であるが、一般化して紛争の基準時が示される場合であっても、実際には個々の事例に対して紛争の存在要件を満たしているかの判断が求められるものであり、筆者は多数意見の考え方が妥当であると考えている。

(5) 手続上の欠缺（再提訴の可能性）

³⁷ East Timor (Portugal v. Australia), Judgment, ICJ Reports 1995, p. 100, para. 22 and p. 104, para. 32.

³⁸ Questions concernant l'obligation de poursuivre ou d'extrader (Belgique c. Sénégal), arrêt, CIJ Recueil 2012 (II), pp.444-445, para. 55.

本件判決が有する手続面での欠陥についてもベジャウィは指摘しており、例えば、当事国間での紛争の不存在を理由として ICJ の管轄権がないとする決定がなされたことは、逆に紛争の存在を立証することが出来れば再提訴を可能にするものであり、伝統的な訴訟哲学にも反すると指摘する。更に類似の先例は過去にもあるとして、マヴロマトリス事件ではローザンヌ条約発効の数か月前に原告が再提訴した事例をあげている³⁹。また、ポーランド領上部シレジアのドイツ人権益事件ではドイツの提訴前にはジュネーブ条約の適用解釈について当事国間に見解の相違は存在しなかったとして、管轄権は単なる形式の瑕疵によって妨げられず、関係当事国の意思によってこの瑕疵は除去されたとした事例をあげ⁴⁰、更に北部カメルーン事件、ニカラグア事件のみならず、被告が分離独立したことを奇貨として再提訴したジェノサイド条約適用事件に言及して「適切な裁判運営」の重要性を説いている。

この点については、被告となった英国は上述の北部カメルーン事件で訴訟当事者であったとの過去の教訓もあり、本件判決には手続面での欠陥があり再提訴の可能性も排除されないことを懸念したものと推察され、現に英国は強制的管轄権受諾宣言に対する留保に核軍縮関連の訴訟を除外する通知を行っており⁴¹、これは本質的に類似した訴訟に管轄権が及ばないようにした留保に加えての念入りの訴訟対策であると思われる。特に核軍縮及び/または核兵器に関連する主張及び紛争について全ての核兵器国が同意するとの条件については、国連総会第一委員会での核軍縮関連決議の投票記録を見ても核兵器国間での見解の統一が容易でないことが明らかであり、RMI が本件判決に内在する手続上の瑕疵について再提訴することは現実には相当困難であるのが実情である。いずれにせよ、適切な裁判運営のみならず訴訟経済の観点からは同判決が再考の余地を残した判決であるとするベジャウィの主張は妥当な判断であると思われる。

(6) 推定及び黙示の解釈

ベジャウィは国連本部協定事件勧告的意見において、条約の当事者の反応がない場合であっても紛争が存在するものと推定した事例のみならず⁴²、北部カメルーン事件が信託統治協定の条文の解釈及び適用に関する両当事者の対立する見解を基礎として提訴時点でカメルーン共和国と英国との間に紛争が存在することを示していると判示する事例⁴³、更には人種差別撤廃条約事件が紛争の存在は他の当事者による非難が看取されないとの状況から推定できるとしている事例を挙げている⁴⁴。その上で本判決はこのように原告が訴求する一方で

³⁹ Supra note 22, Concessions Mavrommatis en Palestine, arrêt no 2, 1924, CPJI, série A no 2, p. 34.

酒井啓亘「外交的保護権の性格 A マヴロマトリス事件」『判例国際法〔第 2 版〕』東信堂、2006 年、454 頁。

⁴⁰ Certains intérêts allemands en Haute-Silésie polonaise, compétence, arrêt no 6, 1925, CPJI, série A, no 6, p. 14.

小川邦彦「ポーランド領上部シレジアにおけるドイツ権益」『ケースブック国際法（新版）』有信堂、1986 年、290 頁。

⁴¹ UN Doc. C.N.105.2017.TREATIES-I.4 (Depositary Notification), 22 February 2017, pp.1-3.

英国は ICJ 規程寄託者である国連に対して、紛争の平和的解決を含めて主張又は主張に係る紛争との関係で書面により通知されていない場合 (any claim or dispute in respect of which the claim or dispute in question has not been notified to the United Kingdom) 及び核軍縮及び又は核兵器に関連する主張又は紛争 (any claim or dispute that arises from or is connected with or related to nuclear disarmament and/or nuclear weapons) についてはその他の核兵器国が ICJ の管轄権及び訴訟手続に参加することについて全て同意しない場合は、ICJ の管轄権を受け入れない旨の留保を加えた。

⁴² Applicabilité de l'obligation d'arbitrage en vertu de la section 21 de l'accord du 26 juin 1947 relatif au siège de l'Organisation des Nations Unies, avis consultatif, CIJ Recueil 1988, p. 28, para. 38.

岩沢雄二「国内法における国際法の地位と遵守 B 国連本部協定事件」『判例国際法〔第 2 版〕』東信堂、2006 年、28 頁。

⁴³ Frontière terrestre et maritime entre le Cameroun et le Nigéria (Cameroun c. Nigéria), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Recueil 1998, p. 315, para. 89. 李禎之「事件性の要件 (ムートネスの法理) 北部カメルーン事件」『国際法判例百選〔第 2 版〕』有斐閣、2011 年、200-201 頁参照。

⁴⁴ Supra note 26, Application de la convention internationale sur l'élimination de toutes les formes de discrimination raciale (Géorgie c. Fédération de Russie), exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Recueil 2011 (I), p. 84, para. 30. 酒井啓亘「判例研究・国際司法裁判所：人種差別撤廃条約適用事件」『国際法外交雑誌』第 116 巻第 1 号、2017 年、69-98 頁参照。

被告が応じる姿勢を見せずに沈黙する過去の類似例を列挙し、RMI が 2014 年 2 月 13 日に行った核兵器国による核軍縮義務の不履行に係る声明に対して「その内容が一般的過ぎる上に英国側から特定の反応を引き出したのではない」として、反応がないことから見解の相違が推定されると判示していることを捉えて、英国の代弁をしているかに見えると揶揄している。この点について、ベジャウィは 2014 年ナヤリット会議での RMI 発言と英国の無視という個別の事例についての多数意見が一般的過ぎるとして多数意見の判断には批判的であるが、他方で NPT 関連会合等他の核軍縮関連フォーラムでの核軍縮を巡る議論があたかも神学論争のように化している様相や議論のすれ違いが多いのも事実である。

(7) 法廷での遣り取り

ベジャウィは訴の提起の時点での紛争の存在との関連で、その後に明らかになった事後の状況について ICJ は考慮する権能を有するとした上で、審理中の法廷での遣り取りには紛争の存在が反映されると見る。その具体的事例として、ある種の財産事件⁴⁵、カメルーン・ナイジェリア国境画定事件⁴⁶、ジェノサイド条約適用事件（ボスニア・ヘルツェゴビナ対ユーゴスラビア）先決的抗弁⁴⁷を引用し、訴訟中の当事者間の遣り取りは訴の提起の時点での紛争の存在を確認するものであり、新たな紛争を生じせしめるものではないとしている。

これはベジャウィが RMI 側からの指名された特任裁判官として RMI の立場を擁護しつつ、この反対意見により本件判決についての不満を表明しているかに見える。しかしながら、あくまでも訴の提起の時点での紛争の存在を前提としてその後の法廷での両当事国の遣り取りを勘案すべきであるとしており、行間から ICJ の対応に満足するものではないことが感じられるものの、訴の提起後に生じた紛争は明確に射程外と位置付けている。もっともベジャウィの反対意見は、訴の提起の時点での紛争の存在との関連性がある範囲においてその後生じた紛争の存在も捉えるものであることは明らかであり、多数意見の判示する内容と矛盾するものではないと思われる。

(8) 核軍縮関連紛争特有の性格

核軍縮関連紛争の特有の性格について、ベジャウィは NPT の根幹に内在する核兵器国・非核兵器国間の厳然たる差別的な法的地位の差異を指摘し、1995 年の NPT 無期限延長は NPT 運用検討会議毎に効力の延長の議論が生じることを回避するためであり、NPT は時限的な効力を有する条約として捉えるべきであるとする。NPT により規定された核軍縮交渉義務及びその妥結は必要以上に時間を要すべきでなく、NPT は優れて暫定的な (*éminemment provisoire*) 条約として捉えるべきであるとし、NPT に係る合意がなされてから半世紀以上が経過している現状を憂いつつ、特に核兵器国が主権国家として核保有は不可侵なものとして廃棄しない可能性があるために暫定的であるべきとしている。

更に加えて、NPT は国際社会の多数を構成する非核兵器国が明確に合意しているものの逆説的に不平等条約であることには変わりなく、同条約により固有の自衛権 (*droit inhérent de légitime défense*) を放棄する一方で核兵器国はそれを保持している不平等性を指摘している。このように NPT は本来的に国家間の不均衡に繋がらうるものであり、NPT が永劫に継続しないことが絶対的に重要であるとする。更に、この不平等条約である NPT の無期限延長については、換言すれば、NPT が核軍縮を実現するために暫定的な機能を有するもので、いずれは消滅するものであることが約束されており、NPT が永続することは不法 (*illicite*) であると位置付ける。その前提には核軍縮交渉が誠実に行われ然るべき進捗が見られるとの暗黙の条件が付されており、NPT は核軍縮を推進する任務を有しているとの解釈を示していると言える。

⁴⁵ *Certains biens (Liechtenstein c. Allemagne)*, exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Recueil 2005, p. 18-19, par. 25.

⁴⁶ *Supra note 29, Land and Maritime Boundary between Cameroon and Nigeria (Cameroon v. Nigeria)*, Preliminary Objections, Judgment, CIJ Recueil 1998, p. 316-317, para. 93

⁴⁷ *Application de la convention pour la prévention et la répression du crime de génocide (Bosnie-Herzégovine c. Yougoslavie)*, exceptions préliminaires, arrêt, CIJ Recueil 1996 (II), p. 614-615, para. 29.

山形英郎「ジェノサイド条約適用事件」『判例国際法〔第2版〕』東信堂、2006年、559頁-561頁。

また NPT の趣旨と目的に常に則る必要があり、核軍縮の実現に時間を要する限りにおいて、同条約は不正常な状況が永続化しかねず、国家間の平等という枢要な原則に悪影響を与え、NPT の無期限延長は国際法の本来の使命に反するものであるとも指摘する。その上で核兵器国は核保有の独占が許容されている NPT による閉鎖的状況を継続する権利を有しておらず、核軍縮交渉義務を完結させる義務を負うものであるとする。また、第 6 条の規定する義務の達成期限は定められていないが、核軍縮交渉は複雑なものであるものの、NPT は 2 グループである非核兵器国との明白な不平等性の上に構築され、この不平等性は核軍縮交渉義務により是正されるべきものとベジャウイは指摘している。

ちなみに、ベジャウイは NPT 第 6 条との関連において既に争点となっていた核兵器の使用禁止については、禁止すべきものとして直接禁止することは法的にはグレーゾーンに位置し、実際には核兵器の禁止はあるべき法 (*lex ferenda*) の領域には属さないものの、既に実定法 (*Lex lata*) の領域にある訳でもないとして捉え、国際秩序の安定をその使命とする国際法は恐るべき核兵器の法的地位について不確実性を甘受するしかない⁴⁸として憂いている。このように NPT が本来的に内包する核問題関連特有の特性が様々な形で本件判決の主題である核軍縮交渉義務の履行に影響を与えていることは否めないとの見方については妥当なものと思われる。

(9) 必ずしも先決的でない抗弁の可能性

本件訴訟において英国が ICJ 裁判所規則第 79 条の規定する先決的抗弁⁴⁹を行使したこと自体については、ベジャウイは同条に規定されている権利の行使であり異を唱えていないものの、同条 9 項に規定する手続を援用しなかったことへの疑念を述べている。即ち、同項が「裁判所は当事者の意見を聴取した後、判決の形式で決定を行う。裁判所は、この決定により、抗弁を容認し若しくは却下し又はその事件の状況にかんがみ、抗弁が専ら先決的な性質を有するものでないことを宣言する。(以下略、下線は筆者による)」と規定していることから、その後の審理を一切行わないとした多数意見と異なり、抗弁が専ら先決的な性質を有するものでないことを宣言した上で本案の検討も行う可能性があったと指摘する。

ベジャウイは対英国訴訟でも争われた核軍縮交渉義務は複雑かつ重要であるため、ICJ の取った慎重な決定は理解しうるものであるものの、ICJ は管轄権及び受理可能性について判断を下すには早まった感があるとして、ICJ が十分に包括的で基本とされる慎重さから紛争の有無を確定的に判示することが出来ないことを疑問視する。即ち、ICJ は慎重な態度を取りつつも、先決的抗弁を認めるのではなく、紛争の存在の有無を検討することを回避せずに訴の実質事項を検討すべきであったと多数意見を批判しており、同判決は 1996 年核兵器の使用威嚇の合法性事件勧告的意見に何ら付加価値を付けることが出来なかったと厳しい評価を下している。

(10) 本判決による今後への影響

ベジャウイはこの多数意見が判示されたことにより、望まれない結果の連鎖に繋がることを懸念しており、4 名の敗者(裁判で敗訴した RMI、被告の英国、国際社会及び ICJ) が本件判決により否定的な影響を被り得るとしている。即ち、本件判決では紛争が存在しないとして被告の主張する先決的抗弁を認めたため、RMI が訴の提起を行った以降の審理経過中を含めて紛争の存在要件を満たしたことを事由として再提訴を行う可能性が生じたことを指摘しており、英国による留保の追加は明らかに再提訴対策として行われていることが看取される。日本による捕鯨事件対策の留保追加も典型的な訴訟戦術であるものの、今後更に多く

⁴⁸ Mohammed Bedjaoui, « L'humanité en quête de paix et de développement (I) », Recueil des cours de l'Académie de droit international, Tome 324, 2004, Brill/Nijhoff, p. 392.

⁴⁹ Supra note. 34, Robert Kolb, *the International Court of Justice*, p.224.

先決的抗弁 (preliminary objection) については「事件当事者(通常は被告)が管轄権又は受理可能性に反対することによる手続的な手段」と説明される一方で、フランス語では「先決的な例外 (exception préliminaire)」として先決的抗弁はあくまでも実質的審理に入らないことが例外的手続であるとされ、他方英語では「反対 (objection)」として法廷手段として積極的に行使しうるものと捉えられており、ICJ 規程の英語版とフランス語版では微妙な違いがある。

の国により強制管轄権受諾宣言への留保の追加が行われるようになると ICJ が「国連の主要な司法機関」として機能し難くなる可能性あり、現に 2017 年 3 月 29 日にパキスタンが留保の追加を行ったのはその証左でもある⁵⁰。

その上で、先ず第 1 点目の原告 RMI を見ると、英国による強制管轄権受諾宣言を基礎として、とりあえずの (*prima facie*) 管轄権の存在が推定された結果、ICJ における審理が開始されたが、上記のように強制管轄権受諾宣言の修正や撤回が行われた結果として、英国を再提訴出来なくなったのみならず、RMI は ICJ が対英国訴訟で判示した先決的抗弁だけでなく管轄権及び受理可能性がないとして同様に本案に入らなかった対パキスタン訴訟及び対インド訴訟に限定しても多額の費用・時間・エネルギーを浪費したにもかかわらず全面敗訴する結果となったとしている。

次に第 2 点目の被告の英国については、本件訴訟が紛争の有無を主要な検討の基礎とした先決的抗弁に留まり、核軍縮義務の履行といった本案内容については英国の主張した核軍縮努力についても皮肉にも一切検討されることがなかった。その一方で英国が追加した留保条件に該当しない形であれば英国はわずか数行の口上書の送付により紛争が存在するとして再提訴される可能性が残されているともベジャウィは指摘している（反対意見パラ 72）。もっとも 2017 年 2 月に追加された通報及び核軍縮・核兵器関連訴訟を除外する留保の射程は十分広いと、現実問題として英国に対して類似の訴訟を起こすことは容易ではないものの、その余地が皆無でないのが実情である。

更に第 3 点目の国際社会については、NPT の発効から半世紀が経過して核兵器禁止条約交渉が開始される中で、核兵器の脅威に対処するための核軍縮の行方は不透明なままであり、本件判決が国際社会にとり喫緊の課題である核軍縮に何ら貢献し得るような結果とならず、関係者に失望感のみをもたらしたことを指摘している。2015 年 NPT 運用検討会議は最終文書に合意できずに失敗に終わったが、今回の 2020 年 NPT 運用検討会議も核兵器国と非核兵器国間の対立が更に激しくなる中で、今回の一連の判決は核軍縮を促進するような要素は一切提供しなかった点は残念であると思われる。

最後に第 4 点目の ICJ について、ベジャウィは本件判決により ICJ 自体も第 4 番の敗者になりかねないとし、近年の形式主義に陥っている傾向を批判している。再提訴への道を開きかねない手続上の瑕疵について、仮に RMI が再提訴を行った場合には、ICJ は更に多くの先決的抗弁訴訟事務を処理する必要が生じ、手続面での経済性が侵害されかねず「適切な裁判運営」⁵¹に支障を与える恐れがあるとす。更に、ICJ が過剰な形式主義的に陥ると国際社会から見放され、失望されることになり、最終的にその評判を落とす恐れがある点も指摘する。

このように、本件判決については本案であった NPT 第 6 条に規定された核軍縮交渉義務の本質については傍論でなりとも一切論じられることなく、この点については残念に受け止められていることがベジャウィの反対意見から伺われる。即ち、伝統的アプローチによる核軍縮の進展がみられない一方で、核兵器国と非核兵器国間の分断を更に先鋭化させかねないとの見方もあるものの、現実には核兵器禁止条約が採択されるという核軍縮が新たな局面を迎える中で、1996 年に ICJ が判示した核兵器の使用・威嚇に係る合法性事件勧告的意見に加えて、核兵器を巡る国際法に係る議論の進展に資する司法判断が行われなかったのは残念であると言えよう。

結びにかえて

以上、本稿では RMI が「核ゼロ訴訟」の一環として ICJ に提訴した対英国訴訟を中心に判決内容を概観したが、ベジャウィ特任裁判官の反対意見は特任裁判官の任務に鑑みて訴訟当事者間のバランスを取りつつ、趣旨としては概ね妥当な指摘が行われているものの、核軍

⁵⁰ UN Doc. C.N.219.2017.TREATIES-I.4 (Depositary Notification), 18 April 2017, pp.1-2.

⁵¹ 酒井啓亘「国際司法裁判所における「適切な裁判運営概念」-付随手続での機能を手掛かりとして-」『国際裁判と現代国際法の展開』三省堂、2014 年、57-93 頁。

縮を巡る見解の相違に翻弄されている側面もある。例えば、非核兵器国が固有の権利として有する自衛権を放棄した上で NPT を受け入れているとの見解は NPT の利得性 (*quid pro quo*) を的確に指摘しているものの、NPT の不平等性を以って (本来あるべきとして) NPT の暫定性を説くレトリックは国際社会の現実に照らして若干無理があるようにも見える。

もっとも、このベジャウィの説く NPT の暫定性の背景には核軍縮交渉についての「完結義務」の存在が考えられ⁵²、核軍縮交渉が完結することは核兵器の全廃を意味することになるとの信念が反映されている点でもあり、被爆地広島を再訪しての思いに触れつつ、抑制の効いた筆致ながらも核軍縮問題が人間の生存に係わる重要な問題であることを訴えている点は評価すべきものと思われる。本稿を締め括るにあたり、本件判決で主要な論点となった「紛争の存在」、認識テストにみられる主観的要素、更には今後の核軍縮交渉に与える影響の3点について述べるとどのようになるであろうか。

「紛争の存在」については、「紛争」の定義とその存在の認定の2要素の検討が不可欠であるが、本件判決のみならず多くの先行研究はマヴロマティス事件が判示した定義を出発点としてその後の関連する判例に照らし定義の検討が行われている。核軍縮義務事件では当事者が「見解の明確な反対 (clearly opposed views)」との基準を示した上で、他の判例と併せる形で「当事者の請求が他の当事者により明示的に反対されていることが示されなければならない」とした。更に、具体的な様態については当事者間で交換された声明又は文書、もしくは多数国間場裡での遣り取りといったものを考慮し、特に声明又は文書の発出者、更には意図された又は実際の名宛人並びに内容も考慮の対象となるといったことも判示している。しかしながら、紛争そのものの定義は依然と解釈の余地があり、関連要素の例示に留まっておき、紛争の概念に係る今後の判例法の更なる発展が期待される。

また、上記の「紛争の存在」の認定との関連で本件判決が新たに認識テストを導入したことについては、特に多数意見に反対票を投じた裁判官を中心に消極的な見解も表明されている⁵³。特にこれまでの判例に合致しないのみならず、司法経済及び「適正な裁判運営」の観点から深刻な問題をもたらしかねないとして、ユスフ次長、小和田裁判官、シュエ裁判官、ロビンソン裁判官、トムカ裁判官もコメントしており、ICJ が形式主義的判断を行っていると批判している⁵⁴。認識に見られる主観的要素については、他の国際法の分野でも取り扱われるが、主観的であるが故に証明が困難であることも往々に生じる⁵⁵。もっとも認識の要件に主観的要素を含めることは「紛争の存在」の形式要件である見解の明確な反対の存在を一般には限定する効果があるのは事実であるため⁵⁶、主観的要素の適用の在り方についても紛争の定義問題と併せ議論の精緻化が必要とされよう。

⁵² Supra note 48, Bedjaoui, « L'humanité en quête de paix et de développement (I) », pp. 388-410. See also Ibidem, Section 4. L'obligation de négocier de bonne foi le désarmement nucléaire et d'atteindre ce résultat: une obligation de négocier et de conclure.

⁵³ 山田寿則「核軍縮交渉義務事件 (マーシャル諸島共和国対英国) 判決 (先決的抗弁) の検討-核軍縮交渉義務の実現過程と国際司法裁判所の役割の視点から-」『文教大学国際学部紀要』第 27 巻 2 号、2017 年、79 頁。

⁵⁴ Rovish Garg, "How the awareness criterion for establishment of dispute is antithetical to judicial economy," EJIL: TALK! 10 November 2016.

⁵⁵ Julian Fernandez et al., *Statut de Rome de la Cour pénale internationale : Commentaire article par article*, Tome I, Editions A.Pedone, 2012, p. 909.

例えば、ICC 規程第 30 条 3 は「ある状況が存在し、又は通常の成り行きにおいてある結果が生ずることを意識していることをいう。」と規定しているものの、こうした主観的要素に係る判断にはコンセンサスを得ることは困難であるとされ、個々の事案に応じてケース・バイ・ケースに行わざるを得ないのが実情である。

⁵⁶ Meenakshi Ramkumar and Aishwarya Singh, "The Nuclear Disarmament Cases: Is Formalistic Rigour in Establishing Jurisdiction Impeding Access to Justice?" *Utrecht Journal of International and European Law*. Volume 33(85), 2017, pp.128-134.

同論考も *Di Curzio* 事件と比較して認識テストの基準が明らかにその射程を狭めているとする。See also *Di Curzio Case* [1959] Decision No 184 Report of International Arbitral Awards, Volume XIV, pp.391-393.

最後に本件判決が今後の核軍縮フォーラムでの各国の態度表明等に委縮効果を与える可能性がある点が懸念される。特に、多数国間フォーラムでの発言や投票記録が「紛争の存在」の認定要因になりうることが判示されたこともあり、これまでも核兵器国と非核兵器国との間で政治的対立が恒常的に看取されてきた中で、今回のように核軍縮交渉義務を巡り訴訟事件に発展したことから、特に核兵器国が一層強硬な態度を取ることが予見される。英国及びパキスタンが核軍縮及び核兵器関連の主張及び紛争に係る留保を追加したのはその証左であり、更に核兵器禁止条約交渉に核兵器国は一律に欠席したことについても軌を一にした動きである。

核軍縮については、マーシャル諸島 ICJ 事件を巡って国際司法の場のみならず、国連総会の下での核兵器使用禁止条約を巡っての核兵器国等反対派と推進派との政治的対立構造の中で交渉が行われて同条約が成立するなど、ベジャウィ特任裁判官の見解もこうした対立から免れ得ないのが実情である。2017年からNPT成立50周年に当たる2020年に向けて新たなNPT運用検討プロセスが開始されたが、米国では新たにトランプ新政権が発足して、核軍縮進展の重要な鍵を握る米国の核政策を示す核態勢レビュー(NPR)が2018年2月3日に公表された。NPTとの関連では大きな変化がみられないものの、例えばCTBTについてはCTBT0準備委員会による国際監視制度への貢献は引続き行うものの、上院によるCTBT批准を求めないとするなど、前オバマ政権に比して後退したとの感が否めない⁵⁷。そのような中で、日本を含めた国際社会が手詰まり感の強い核軍縮を如何に推進するか我々の観知が問われている。

* 本稿は2017年2月25日京都大学国際法研究会での報告内容を大幅に修正したものであり、査読者をはじめ有益なコメントを頂戴した先生方に深甚なる謝意を表明する。なお、本稿は広島市立大学広島平和研究所における核軍縮プロジェクト研究の成果の一部である。

⁵⁷ Nuclear Posture Review, Department of Defense, 3 February 2018, pp.69-74.

なお、核軍縮検証パートナーシップについての明示的な支持は言及されているものの、日本などが伝統的にビルディング・ブロック方式での核軍縮アプローチにおいてその重要な構成要素としてきた兵器用核分裂性物質生産禁止条約構想についての明確な言及はなく、CTBTも上院に批准は求めないとしており、他方で米国が一貫して反対して来た核兵器禁止条約については厳しく批判している。

研究論文 2

日印原子力協定の締結と日本の対応 — 協定、公文及び国会論議を題材として —

参議院外交防衛委員会調査室
調査員
寺林 裕介

要旨

本稿は、米印間の原子力協力が進められる中で、日本がNPTの非締約国であるインドとの原子力協定締結をめぐりどのように対応したのか、国会論議を整理しつつ検証するものである。日本は、当初からインドへの原子力協力が国際的な核不拡散体制に与える影響を認識しながらも、2008年のNSGガイドライン例外化のコンセンサスに加わり、その後、原子力協定の交渉を開始した。2017年に日印原子力協定は締結に至り、日本政府は、協定の締結はインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながると説明した。また、懸念されていたインドが核実験を実施した場合の対応については、協定に関連する「公文」を作成することによって協定終了や協力停止に関する日本の権利行使を再確認するとともに、特に国会答弁を通じて日本がインドによる核実験を認めない立場であることを明確化させた。本稿では、日印原子力協定について、米印合意のときに提起された問題点は依然として残るものの、国際社会の望む核不拡散の取組にインドを引き寄せることに寄与すると日本政府が判断して協定を締結したこと及び協定締結後に残された課題を明らかにする。

キーワード：日印原子力協定、原子力の平和利用、核不拡散、NPT、NSG、IAEAの保障措置、再処理、核実験

はじめに

米国が核兵器不拡散条約(NPT)の非締約国であるインドとの二国間原子力協力に合意し、実際に協定を締結して原子力協力を推進する方向に舵を切ろうとしたとき、日本がこれにどのように対応するのか、注目されてきた。2008年9月に開催された原子力供給国グループ(NSG)総会における議論では、日本は、インドへの原子力協力が国際的な核不拡散体制に与え得る影響等を指摘しながらも、インドに対するNSGガイドラインの例外化を決定するコンセンサスに加わった。米国に続き、ロシアやフランス等もインドとの原子力協力を進める中で、日本がインドとの二国間協力を具体的にどのように進めていくべきか当時から議論されてきた。日印両国間の原子力協定については、2010年6月に交渉が開始され、6年が経過した2016年11月11日に協定の署名に至り、国会承認¹の後、2017年7月20日に発効した。

NPTについてインドは、5か国にのみ核兵器の保有を認める不平等条約であると主張し、NPTへの加入に対して積極的な姿勢を見せていない。現在、インドに核保有を直ちに放棄させてNPTへの加入を促すことが非現実的である中で、米国を筆頭に国際社会は、インドをど

¹ 日印原子力協定の締結について承認を求めるの件は、2017年2月24日に国会に提出され、4月14日に衆議院本会議で趣旨説明・質疑が行われて審議が開始された。本協定は、5月16日、衆議院本会議で多数をもって承認され、6月7日、参議院本会議で多数をもって承認された。なお、参議院外交防衛委員会においては、6月6日、外交、防衛等に関する調査を議題とし、「原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定に関する決議」が採択された(第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第24号25頁(平29.6.6))。

のように国際的な核不拡散体制²に取り込んでいくか、模索しているところである。このような状況下で日本は、関係国と歩調を合わせてインドと原子力協定を締結した。

日本政府は、協定の締結はインドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながると説明して国会に承認を求めた³。それでは実際に、協定がどのように規定され、それをどのように解釈することによって、政府が協定締結をもってインドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させることにつながると判断するに至ったのか。また、それにもかかわらず、協定締結後も依然として課題が残る部分はどこにあるのか。

本稿では、特に国会の政府答弁を参照しつつ、NPT 非締約国のインドとの間で二国間原子力協定を締結するに当たり、日本がどのような考え方をもち協定交渉に臨んだのかを整理するとともに、この協定を締結することにより、インドを国際的な不拡散体制に実質的に参加させることにつながると日本政府が判断した理由、また、それでもなお引き続き残る課題について検証していきたい⁴。

上記について分析する際の視点として、特に国会の条約審査でも注目され、核不拡散の観点からも重要な以下の三つの点に照準を合わせて論じていく。第一に、国際原子力機関 (IAEA) の保障措置とその役割が日印協定の締結によってどのような意味で拡大・強化されたのかを検証する。第二に、日印協定により再処理についてインドに事前同意を与えたことの是非を考察する。日本の協力によって得られた核物質が軍事転用されないように、日本政府がいかなる仕組みを構築したのかを点検したい。第三に、インドとの協定締結に際し、特に論点とされたインドが核実験を実施した場合の協定終了の要件について、日本政府がこれをどのように法的・政治的に担保し、また、国会で説明したのかを確認する。

1. 日印原子力協定の作成経緯

(1) 日本の原子力協定の締結方針

原子力協定は、核物質や原子炉等の主要な原子力関連資機材又はその技術を他国に移転する場合に、移転先の国がこれらを平和目的に限って利用し、移転した核物質等について IAEA による保障措置の適用を義務付けること等を約束し、核不拡散を法的に担保するために、供給国と受領国との間で締結するものである。日本はこれまでにインドを含めて 14 か国と 1 機関との間で原子力協定を締結している⁵。

日本の原子力発電の導入期にあつては、日本がウラン燃料や原子炉等の受領国としての立場にあり、米国、イギリス、フランス等の供給国との間で原子力協定を締結していた。これに対して近年は、日本の原子力メーカーが原子炉等を輸出するため、すなわち、日本が供給国の立場で原子力協定が締結されている。例えば、ベトナム、ヨルダン、アラブ首長国連邦 (UAE)、トルコといった原子力導入国との間では、実際に日本の原子力メーカーが原発を輸出するため、もしくは、将来的に原発の受注を目指すため、二国間原子力協定を締結することにより、安定的に原子力協力を行うことを目的としている。

² ここでいう国際的な核不拡散体制には、NPT とその義務を具体的に担保する国際原子力機関 (IAEA) の保障措置活動のほか、包括的核実験禁止条約 (CTBT)、輸出管理レジーム、二国間原子力協定、拡散に対する安全保障構想 (PSI) 等の NPT を中心とする様々な規範や行動から構成されたものを含む。

³ 第 193 回国会衆議院本会議録第 19 号 3 頁 (平 29. 4. 14)

⁴ なお、本稿では核不拡散に関する論点を中心に扱い、インドとの原子力協力が日印両国間の政治・経済関係に及ぼす影響、環境問題への貢献、地域における戦略的関係性の構築等についての論点については 2. (1) で若干触れるのみとする。また、協定本文の概要や主な論点については、拙稿「日・インド原子力協定—国会提出に至る経緯と主な論点」『立法と調査』(特集: 第 193 回国会の法律案等の紹介 (2)) No. 387, 2017 年 4 月、12-20 頁も参照されたい。

⁵ 日本が締結済みの原子力協定は、2017 年 7 月現在、現行協定の発効順にカナダ (改正)、オーストラリア (新協定)、中国、米国 (新協定)、フランス (改正)、イギリス (新協定)、欧州原子力共同体 (ユーラトム)、カザフスタン、韓国、ベトナム、ヨルダン、ロシア、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)、インドの 14 か国 1 機関。

原子力の海外展開については、原発の建設から人材育成までパッケージで受注を獲得すれば大きな利益を生むことが可能となることから、日本政府も積極的に原子力発電事業を含むインフラ海外展開を推進しようとしていた。しかし、2011年3月の東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に、国内の原子力政策の方向性と併せ、原子力の海外展開の是非が議論されるようになった。同年12月、ヨルダン、ロシア、韓国及びベトナムとの4件の原子力協定の締結に関して国会承認を求めた際、政府は、国際社会全体では原子力依存度を下げるという方向にはなっていないと認識し、相手国が日本の原子力技術に対して信頼し、期待を寄せているときに、日本は協力を行う責任があると説明した。その上で、日本の原子力協定の締結方針については、①核不拡散の観点、②二国間の信頼関係、③日本への信頼と期待、④相手国の原子力政策、の4要件を提示し、新たな国との間の協定に関しては、福島第一原発事故の調査結果を踏まえて総合的に検討することとした⁶。

上記の方針は、その後、政権が民主党から自民・公明党に移行しても変更はなかった。交渉中であったインドを筆頭に、南アフリカ、ブラジル、メキシコ及びサウジアラビアとの間の原子力協定については、4要件を総合的に勘案しながら、個別具体的に状況を検討しつつ交渉を進めていく方針であることが確認されている⁷。

(2) インドの NSG 例外化への日本の対応

インドは NPT について、5 か国にのみ核兵器の保有を認める不平等条約であるとしてこれを認めず、NPT への加入について積極的な姿勢を見せていない⁸。インドとパキスタンは 1998 年 5 月に核実験を実施し、このとき日本は両国に経済制裁を発動し、国連安全保障理事会で採択された決議 1172 には共同提案国として寄与した。唯一の戦争被爆国として、国際社会の核軍縮・不拡散の取組を主導する日本にとって、米国がインドとの原子力協力を進めようとしたときに難しい立場になることが予想された。当初から日本は米国に対し、インドにのみ例外的に原子力協力を行う二重基準は避けるべきであるとの考えを伝えていた⁹。

他方、米国は、2000 年代に入り国際関係におけるインドの重要性を考慮し、NPT の非締約国であるインドとの民生用原子力協力を進める方向に舵を切り、2006 年 3 月、米印両国はインドの原子力施設の軍民分離案について合意した。軍民分離案は、インドの発電用原子炉について、運転中又は建設中の 22 基のうち 14 基を民生用として指定し、2014 年までに IAEA の保障措置の下に置くこと等とされた。

米印原子力協力の合意については、NPT 第 1 条に規定される核兵器国の拡散防止義務に米国が違反するのではないかと論点が指摘されていた¹⁰。この点に関する日本政府の考え方としては、米印両国が、当該原子力協力は民生分野に限って行われること、そのためインド

⁶ 第 179 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 4 頁 (平 23.12.2)

⁷ 第 186 回国会参議院外交防衛委員会議録第 11 号 3 頁 (平 26.4.15)

⁸ インドが NPT に反対している理由としては、佐藤栄一、木村修三『核防条約—核拡散と不拡散の論理』日本国際問題研究所、1974 年 11 月、78-81 頁に、①NPT そのものの不完全性と不平等性、②核攻撃に対して十分な安全保障がないこと、③平和的な核爆発に対する差別、の 3 点が挙げられている。インドは前記③の平和的な核爆発の扱いについて、核エネルギーが平和目的のみに利用されなければならないことには同意しつつ、条約は核兵器の拡散のみを扱うべきで、平和目的の爆発装置は取り扱うべきではないと主張した(秋山信将編『NPT—核のグローバル・ガバナンス』岩波書店、2015 年 4 月、23-24 頁)。実際には、NPT は「核兵器その他の核爆発装置」を規制する内容となったが(NPT 第 1 条及び第 2 条)、インドは、1974 年 5 月に平和目的と称して核実験を実施した。

⁹ 第 166 回国会参議院外交防衛委員会議録第 19 号 4 頁 (平 19.6.14)

¹⁰ NPT 第 1 条では、締約国である核兵器国に対し、核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他の方法による取得について、いかなる非核兵器国に対しても何ら援助、奨励又は勧誘を行わないことを約束することが規定されている。黒澤満「米印原子力協力合意と核不拡散」『海外事情』2006 年 10 月、9 頁においては、米国が直接の援助にならないとしても、間接的にインドの核兵器計画を援助することになる問題が指摘されている。なお、米印合意と NPT の関係については、浅田正彦「米印原子力協力合意と核不拡散体制」坂元茂樹編『国際立法の最前線』有信堂、2009 年 7 月、277-286 頁において、1995 年の「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」との関係も含め、この合意が NPT 違反とはならないことが法的な観点から証明されている。

の軍事プログラムに影響を及ぼすものではないと説明していること、また、米国がNPT第1条を含む義務を遵守すると説明していることを挙げた上で、日本政府はこの説明を受け入れる旨を表明した¹¹。ただし、日本政府は自ら、米国に対して当該原子力協力が本当に民生分野に限って行われるのか否か、また、NPT第1条の遵守について納得のいく説明を求めるなどの懸念も明らかにしている¹²。

また、米印間の協力が、国連安保理決議1172の主文8における核兵器開発に資する設備、物質及び関連技術の輸出防止の規定に違反するのではないかとの論点については¹³、日本政府は、この規定が軍事物資だけを対象にしているわけではないとしながらも、規定の文言上、核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資する場合を指すことから、当該原子力協力が決議に違反しているとは考えていないとの解釈を示した¹⁴。

このような考え方を前提とした上で、日本は来るNSGにおける議論を前に、インドとIAEAとの保障措置協定交渉の動向等を注視しつつ、NSGの議論に積極的に参加していく姿勢を見せていた。NSGのガイドラインでは、核物質や原子力関連資機材を輸出する場合には、受領国がIAEAの包括的保障措置協定を締結していることを条件としている。日本がインドをNSGガイドラインの例外とすることの是非について、政府は事前に明確に立場を表明しないまま、国際的な議論の進展や全体のバランスを見ながら考えていくこととした¹⁵。

2008年9月、NSGは総会を開催し、インドをNSGガイドラインの例外とすることを決定した。この決定を前にしてインドは、同年9月5日に、プラナーブ・ムカジー(Pranab Mukherjee)印外務大臣(肩書きは当時。以下同じ。)が声明を発表し¹⁶、軍縮・不拡散に関するインドの立場を表明した。具体的には、①インドが核実験に関する自発的かつ一方的なモラトリアムに引き続きコミットしていること、②核軍備競争を含むいかなる軍備競争にも参加せず、③核兵器の先制不使用を確認したことをはじめ、④核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の締結に向けて他国と協力すること、⑤核物質・技術の輸出管理に関するNSGガイドラインを遵守すること、⑥濃縮及び再処理の移転を含む機微な技術の拡散源にはならず、拡散を規制するための国際的な取組を支持すること、⑦民生用原子力施設に関するIAEA追加議定書の署名・遵守等についてコミットしていること等が盛り込まれている。

NSGにおける議論において日本政府は、NPTに加入していないインドへの原子力協力が国際的な核不拡散体制に与え得る影響等の観点を踏まえ、特にインドによる核実験モラトリアムの継続を重視しつつ議論に参加し、大局的な観点から、ぎりぎりの判断として、インドをNSGガイドラインの例外とするコンセンサスに加わったことを明らかにした¹⁷。

(3) 日印原子力協定及び公文の作成経緯

NSGにおけるインドの例外化を受け、米印原子力協定は2008年12月に発効した。インドは、米国との原子力協定に続き、フランスやロシアとも協定を締結し、さらにイギリスやカ

¹¹ 第166回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号4頁(平19.6.14)

¹² 第166回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号5-6頁(平19.6.14)

¹³ S/RES/1172(1998), 6 June 1998. 主文8では、全ての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資することのある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励している。ただし、この決議は国連憲章第7章の下で採択されたものではなく、各国に対する輸出防止要求についても奨励するまでに留まっている。

¹⁴ 第166回国会参議院外交防衛委員会会議録第19号5頁(平19.6.14)

¹⁵ 第169回国会衆議院予算委員会会議録第8号9-10頁(平19.6.14)。なお、政府が国会で明確な説明をしないままNSGで立場を明らかにしたことについて、衆議院外務委員長が遺憾の意を表明した(第170回国会衆議院外務委員会会議録第1号2頁(平20.11.7))。

¹⁶ "Statement by External Affairs Minister of India Shri Pranab Mukherjee on the Civil Nuclear Initiative," Ministry of External Affairs, Government of India, 5 September 2008, <http://mea.gov.in/in-focus-article.htm?18806/Statement+by+External+Affairs+Minister+of+India+Shri+Pranab+Mukherjee+on+the+Civil+Nuclear+Initiative>, accessed 2 October 2017.

¹⁷ 「原子力供給国グループ(NSG)第2回臨時総会(概要及び我が国の対応)」、外務省、2008年9月9日、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kaku/nsg/nsg_08rs_g.html、2017年10月2日アクセス；第170回国会衆議院外務委員会会議録第2号9-10頁(平20.11.12)

ナダなどの原子力供給国との協力も進めようとしていた¹⁸。こうした状況下において 2010 年 4 月、国会論議の中では、インドに原子力発電所をつくる大きな流れができているときに日本だけが孤立していくことへの懸念が政府側から表明されていた¹⁹。同年 6 月の日印首脳会談を機に、日印原子力協定の締結交渉が開始されたが、このとき、米国とフランスが、インドへの原発輸出に際して日本の技術を使用したいとの意向を日本政府に伝えていたとされ²⁰、このような背景が日印間の協定交渉開始を後押ししたとも推察される。協定交渉の開始に当たり、日本政府は、日本以外の国がインドへの協力を進めていく状況について、交渉の中で多少でも歯止めをかけ、NSG における例外化の影響をなるべく少なくすることに留意している旨を明らかにした²¹。

協定交渉の開始からまもなくの 2010 年 11 月には、日本政府は、仮にインドが核実験を実施した場合には日本からの協力を停止するとの基本的な考え方を協定に盛り込む方針で交渉を進めていることを国会でも明らかにしており²²、インドによる核実験への対応については、交渉開始当初から努力されてきたことがわかる。2015 年 12 月の日印首脳会談において、協定の重要な要素について政治的に合意に達したが、このとき日本は、米国とフランスがインドと締結した協定以上の内容を目指して交渉を進めていた²³。

2016 年 11 月 11 日、日印原子力協定は署名が行われた。協定は、協定本体のほか、本協定の不可分の一部を成す附属書 A 及び B から成っている。さらに、本協定の特徴として、協定に関連し、協定の規定の実施等に関する日本とインドの見解を記すとともに、両国の見解の正確な反映であることが了解されることを規定した「見解及び了解に関する公文」（以下「公文」という。）が作成された。公文には、核実験モラトリアムへのコミットメントを含むムカジー印外務大臣の声明が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨を述べつつ、この声明の基礎に何らかの変更がある場合には、日本が協定を終了させる権利を行使し、終了のための手続を開始することができる旨述べたことが記録された。

この公文の法的な性格に関して問われた日本政府は、公文は本協定の不可分の一部を成すものではないが、協定に関連して別途作成された法的約束であるとし、両国間で法的拘束力を持つものと国会で答弁した²⁴。その根拠としては、公文の第 2 項に「両国の見解の正確な反映であることが了解される」と明記されていることを示し、この文言の使用については通常の国際約束において法的拘束力を持つものと解しているとした²⁵。また、この公文が法的拘束力のある文書であるということはインド政府との間で確認しており、インド側も法的拘束力があることを理解していると説明した²⁶。

以上を振り返ると、日本は当初から米印間の原子力協力が国際的な核不拡散体制に与える影響を懸念していたが、米国やフランス等の関係国と歩調を合わせて協定交渉を開始した。

¹⁸ なお、日印協定以前にインドが締結した原子力協定は、米国、フランス、ロシア、韓国、カザフスタン、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、イギリスの 9 か国。

¹⁹ 第 174 回国会衆議院外務委員会議録第 13 号 20 頁（平 22. 4. 21）

²⁰ 第 193 回国会参議院外交防衛委員会議録第 23 号 10 頁（平 29. 6. 1）

²¹ 第 175 回国会参議院予算委員会議録第 2 号 17 頁（平 22. 8. 5）

²² 第 176 回国会衆議院外務委員会議録第 4 号 31 頁（平 22. 11. 12）

²³ 第 190 回国会参議院本会議録第 2 号 14 頁（平 28. 1. 7）

²⁴ 第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 13 号 3 頁（平 29. 5. 10）

²⁵ 第 192 回国会衆議院決算行政監視委員会第一分科会議録第 1 号 25 頁（平 28. 11. 21）

²⁶ 第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 13 号 4 頁（平 29. 5. 10）；第 14 号 19 頁（平 29. 5. 12）。なお、衆議院外務委員会に出席した浅田正彦参考人は、「日印原子力協定とインドの核実験—公文の法的拘束力をめぐって」『法学教室』第 440 号、2017 年 5 月、61-68 頁において、インドの政府高官が公文は法的拘束力を有しないと述べたことを前提に、国際司法裁判所（ICJ）の判決を基に公文の法的性格について検証し、公文には法的拘束力がないと結論づけている。とはいえ、同論文の中でも、公文を日本政府にとっての大きな政治的成果であると評価し、参考人質疑においても同参考人は、以下のとおり陳述した。「……（公文は、）日本が協定の第 14 条に書かれている一方的な終了の権利を、核実験が行われた際には行使するという意図を明確化した意味があり、この文書に日本のみならずインドも署名していることは、それなりの政治的な意味がある。」（第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 12 号 2 頁（平 29. 4. 28））

ただし、インドが米印間の協定においても核実験を実施した場合についての規定を書き込むことを拒否している中、日印間の協力実施の要件としてインドによる核実験モラトリアムの維持に着目し、結果として協定を署名する際に、関連する公文を作成することでその目的を達しようとしたと言えよう。

2. 日印原子力協定の締結意義

(1) 日印間の戦略的關係性

日本とインドとの間の原子力協力について、日本は協定締結に関してどのような意義を見出していたのか。本稿では、日印原子力協定の締結が国際的な核不拡散体制に与える影響について論じていくが、まずはこれまでの日印間の外交関係の中で協定締結がどのように位置付けられるのかを確認するところから始めたい²⁷。

1998年5月のインドによる核実験によって、日印関係は大きく阻害されることとなった。日本は、インドに対する新規の政府開発援助（ODA）の協力を停止するなどの経済制裁措置を発動し、国会でもインドの核実験に抗議する決議が衆参本会議で採択された。

しかし、その後、2000年8月に日印グローバル・パートナーシップの構築に合意するなど、2000年代に入って日印関係は飛躍的に改善していく。日印間の緊密化の要因としては、日本にとって米国との関係を補完するインドの存在、米印関係の改善、そして、この間の中国の台頭に対して日印両国が共有した経済・安全保障政策が挙げられる²⁸。2006年12月の日印首脳会談では、日印戦略的グローバル・パートナーシップの構築に向けた取組に合意するなど、二国間関係は進展していった。

日本は、2008年9月のNSG総会でも、インドを例外化することについて、国際的な核不拡散体制に与える影響のほか、①アジア最大の民主主義国であり、新興市場経済国でもあるインドの重要性、②インドの原子力の平和的利用が地球温暖化対策に貢献し得る意義、といった観点を踏まえて議論に臨んでいた²⁹。まさに米印関係の改善に伴い、米印原子力協力の道が開かれたことにより、日本とインドとの間の原子力協力が日印関係の強化に資する意義も意識され始めた。

日印原子力協定の国会承認に当たって政府は、インドは自由で開かれたインド太平洋戦略の鍵となる国であり、日本にとって戦略的に最も重要なパートナーの一つであるインドとの関係強化は、二国間のみならずインド太平洋地域の将来にとって極めて重要であるとの認識を示した。また、こうしたインドとの原子力分野の協力は、日印関係の深化、拡大に資するものであるとして協定締結の意義を説明した³⁰。

(2) 国際的な核不拡散体制に与える影響

上述したとおり、日印原子力協定が日印関係の強化に資するものであったとしても、それが国際的な核不拡散体制に負の影響を与えるならば、厳しい評価を受けざるを得ないであろう。例えば、NPTの非締約国のうち、インドに対してのみ例外的に原子力の平和利用への協力を可能としたことについては、NPTについてインドと同様の立場にあるパキスタンやイスラエル、また、北朝鮮等が将来的に核計画を放棄しないまま、原子力の平和利用の権利を主張する可能性も否定できず、インドとの協力関係は二重基準であるとの懸念も指摘されてきた

²⁷ 秋山信将『核不拡散をめぐる国際政治—規範の遵守、秩序の変容』有信堂、2012年3月、157-198頁「第6章 規範から戦略的配慮へ—ゲーム・チェンジャーとしての米印協定」においては、米印原子力協力の事例は、核不拡散規範との整合性以外にも考慮すべき要素は多いことを改めて認識させたと言及し、米国の戦略観と原子力協力の戦略的利用について論じている。

²⁸ 堀本武功「一九九〇年代を転換期とする政治関係」堀本武功編『現代日印関係入門』東京大学出版会、2017年2月、21-28頁

²⁹ 注17参照

³⁰ 第193回国会衆議院外務委員会議録第13号17頁（平29.5.10）；第193回国会衆議院経済産業委員会議録第9号19頁（平29.4.19）

31. 北朝鮮に関して言えば、北朝鮮が近年、核実験や弾道ミサイル発射を繰り返し、挑発行動を続けていることから、日本政府は、北朝鮮とインドを同列に論ずることは不適切であるとしたが³²、それ以上の説明はなく、この二重基準の論点は米印間の合意のときから継続している。

また、NPT の非締約国との立場でインドが原子力の平和利用の権利を享受できたことは、インドが将来的に NPT に加入する可能性をこれまでより小さくしたかもしれない。日本政府は、機会あるごとにインド側に NPT への加入を求めるとの立場を伝え、また、日本のそのような立場をインドも理解していると国会で答弁したが³³、インドを事実上、核兵器国と認めることにもつながりかねないとする米印間の合意から続く問題と同様の懸念は、日印協定の締結によっても解消されない³⁴。

このように米印間の合意のときから指摘されてきた懸念が残る中で、日印原子力協定が NPT を中心とする国際的な核不拡散体制に与える影響について、日本政府は次のように説明した。

日本政府は、NSG のコンセンサスに加わる際に、ムカジー印外務大臣の声明によるコミットメント及び行動を通じ、インドに対する不拡散措置が現在より強化され、かつ、国際的な核不拡散体制の外にいるインドによる更なる不拡散への取組を促す契機になると考えていた³⁵。また、日印原子力協定の政治的合意（2015 年 12 月）に当たっては、協定は原子力の平和利用についてインドが責任ある行動を取ることを確保するものであり、このことはインドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させることにつながると説明し³⁶、国会承認のための条約審査においても同様の答弁が重ねられた³⁷。

しかし、仮にインドが核実験を実施することによって同国のコミットメントに反する行動をとった場合においては、米国やフランスなど既存の協力国がインドへの原子力協力を停止することが予想されることから、他国に加えて日本があえてインドとの原子力協力に関与する必要があるのかという疑問が残る。この点に関して日本政府は、日本が原子力分野において国際的に最も高い水準の技術を有することに加え、日本が第三の経済大国であることに言及しつつ、日本が協定を締結し、インドの原子力の平和利用に関する取組に参加した場合、インドがその期待を裏切る代償は大きくなるとし、こうした取組を重層的にする意味があるとした³⁸。

日本政府は、上記のように日印原子力協定の締結が国際的な核不拡散体制に与える影響について説明した。それでは実際に、協定がどのように規定され、それをどのように解釈することによって、政府が協定締結をもってインドを国際的な核不拡散体制に実質的に参加させ、この取組を重層的なものにすると判断するに至ったのか。また、それにもかかわらず、協定締結後も依然として課題が残る部分はどこにあるのか。以下、IAEA の保障措置、再処理の事前同意、インドによる核実験実施の場合の対応についてそれぞれ確認していきたい。

31 すでに 1. (2) で言及したとおり、日本政府は当初からインドにのみ例外的に原子力協力をを行う二重基準についての懸念を米国に伝えていた。なお、岡松暁子「核管理体制の現状と将来」『論究ジュリスト』第 11 号、2014 年秋、130-136 頁においては、NPT の非締約国への対応についてインド及び北朝鮮問題を検討し、パキスタンや北朝鮮がインドと同様の扱いを要求してきた場合、極めて深刻な課題となることが指摘されている。

32 第 193 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 24 号 13 頁（平 29. 6. 6）

33 第 193 回国会衆議院本会議録第 19 号 5 頁（平 29. 4. 14）

34 米印原子力協力合意に関して、黒澤満「米印原子力協力合意と核不拡散」『海外事情』2006 年 10 月、8 頁においては、この合意がインドを事実上の核兵器国として承認することになる問題が提起され、米国がインドを核兵器国とは認めないと述べていることに対し、実際はその地位を承認するものであるとの指摘がなされている。

35 注 17 参照

36 第 190 回国会参議院本会議録第 2 号 14 頁（平 28. 1. 7）

37 例えば、第 193 回国会衆議院本会議録第 19 号 3 頁（平 29. 4. 14）；第 193 回国会衆議院外務委員会会議録第 13 号 5 頁（平 29. 5. 10）など。

38 第 193 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 23 号 10 頁（平 29. 6. 1）

3. IAEA の保障措置とその役割

日印原子力協定における協力には、日本が他国と締結した原子力協定と同様、IAEA の保障措置が適用される。つまり、インドと IAEA との間の協定に従って適用される IAEA の保障措置の適用を常に受けることを要件に協定の下での協力が行われることが規定されている（第 4 条 1、2）。

米印合意以前のインドは、原子力発電所 6 基（運転中 4 基、建設中 2 基）についてのみ、供給国から受領国に移転した特定の核物質や施設のみを対象とする保障措置文書

（INFCIRC/66）に基づく保障措置を受けていた。米印間の合意を受け、インドと IAEA は、インドの発電用原子炉について、運転中又は建設中の 22 基のうち 14 基を民生用として指定する保障措置協定を締結し、期限とされた 2014 年 12 月までに段階的に IAEA の保障措置の対象に加えられた³⁹。日本政府は、インドを国際的な核不拡散体制に取り組む努力と併せて IAEA の保障措置の徹底をインドに対して要求し、IAEA の保障措置の対象が着実に拡大していると国会で説明しているが⁴⁰、事実としては、上記のとおり日印原子力協定の締結やそこに至る交渉の過程によってその対象が拡大したわけではない。この点では、すでに米国とインドとの間で合意があるとの前提の下、日本が米印合意を超える協定を実現するには難しい状況にあったことにも留意する必要があるだろう。

日本政府は、民生用の施設を特定して IAEA の保障措置に下に置き、対象の外側にある施設をできるだけ減少させることにより、軍事に使用する可能性を減らして透明性を高めていく取組の意義を認識し、日本もこうした協力に参加しようとの意思を示した⁴¹。IAEA の保障措置の適用対象とするか否かの選択権はインドにあるが、例えば、インドが新規に原子炉を建設する際に日本の協力が必要とされる場合、その施設は必然的に IAEA の保障措置の適用を受けることとなり、これは将来的にはインドにおける保障措置の対象施設が増えていくことに結びつく。

IAEA のモハメッド・エルバラダイ（Mohamed ElBaradei）事務局長は、米印間の合意を歓迎し、これが国際的な保障措置レジームの普遍化に向けた一歩になると表明していた⁴²。とはいえ、インドにおける IAEA 保障措置の対象施設のうち、米印合意の前にすでに保障措置の対象となっていた原子力発電所 6 基に加え、8 基増加させて計 14 基となったことについて、これを国際的に見た IAEA 保障措置の役割を拡大させたと評価するのか、逆に、保障措置の対象外の施設が存在を認めたことにより、その役割を低下させたと見るのかといった議論は、NSG におけるインド例外化の時点から継続している。この点では、日印原子力協定の締結によってその議論に変化が生じることはなかったと言えよう。

なお、日本政府は、インドによる IAEA 追加議定書⁴³の発効を待って原子力協定を締結すると国会で明言しており⁴⁴、実際にインドが追加議定書を締結した後に協定に署名した。た

³⁹ インドは、NPT 第 3 条の求める保障措置を実現する全ての核物質等を保障措置の対象とする包括的保障措置文書（INFCIRC/153）に基づく保障措置を受け入れることなく、インドが民生用として指定した施設のみが IAEA の保障措置の対象となる。インドは、2014 年 12 月までに 14 基の原子炉のほか、8 原子力関連施設の計 22 施設を民生用として申告した（INFCIRC/754/Add. 7）。

⁴⁰ 第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 14 号 21 頁（平 29. 5. 12）

⁴¹ 第 193 回国会参議院外交防衛委員会議録第 24 号 6 頁（平 29. 6. 6）

⁴² “IAEA Director General Welcomes U.S. and India Nuclear Deal,” March 2, 2006, <https://www.iaea.org/newscenter/pressreleases/iaea-director-general-welcomes-us-and-india-nuclear-deal>, accessed 2 October 2017.

⁴³ 追加議定書は、従来の IAEA 保障措置が強化されたモデル追加議定書（INFCIRC/540）に基づく文書で、核物質の計量管理に加え、核物質の所在しない場所へのアクセスや短時間の通告による立入りを可能とするもの。

⁴⁴ 第 186 回国会参議院外交防衛委員会議録第 12 号 9 頁（平 29. 4. 17）。インドも、2008 年 9 月のムカジー印外務大臣の声明の中で、追加議定書の早期締結のため IAEA と緊密に協力していることに言及していた。

だし、インドが締結した追加議定書は、補完的アクセス等を規定する条項を含んでおらず、保障措置の対象外の原子力施設に意味のある効果を生じさせるものではなかった⁴⁵。

4. 再処理の事前同意

日印原子力協定締結のための国会承認に係る審査の中で特に議論となった論点の一つが、再処理についてインドに事前同意を与えたことの是非である⁴⁶。協定第2条4においては、再処理等の技術やプルトニウムそれ自体は、本協定がこれらの移転を可能にするように改正された場合に限り、本協定の下で移転することができると規定され、すなわち、現行協定の下では再処理に関する技術移転等の協力は行われなかったこととなっている。しかし、本協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、本協定の附属書Bの規定に従い、インドの管轄内において再処理することができると規定された（第11条2）。これは例えば、日本からインドに移転された資機材を用いて行った処理によって得られた核物質については、インドが日本からその後の同意を得ることなく再処理することが可能であることを意味する。

ただし、インドによる再処理に際しては、上記の規定のとおり附属書Bに従う必要がある。つまり、将来建設される再処理施設（二の新規の国内再処理施設及び追加的な新規の国内再処理施設）で⁴⁷、かつ、IAEAの保障措置の下に置かれるもののみで再処理は行われ（附属書B-3及び5）、附属書Bに定める条件に従って行われる再処理によって分離され得るいかなるプルトニウム等も、インドに所在するIAEAの保障措置の下にある国内施設において貯蔵され、及び使用されることとなる（附属書B-7）。日本政府の意図としては、再処理の事前同意を認める以上、決して軍事転用されることがないように厳格な規定を設けることにあつた⁴⁸。

このように日本の協力によって得られた核物質が、直接的にインドによる軍用プルトニウムの使用につながらないように協定上担保されている。これに加えて、協定に関連して作成された公文においても、日本側が、2008年9月のムカジー印外務大臣の声明に違反するインドの行動は通常の状態からの深刻な逸脱とみなされることとなる旨述べたこと、さらに、そのような場合において、協定の適用を受ける核物質の再処理は、協定第14条9の規定に従って停止されることが記録されている（公文第1項(iii)）。上記の協定第14条9は再処理の停止の規定であり、協定の提供を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある、又は、施設の防護に対する重大な脅威が存在する、といずれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において停止される。2008年9月のムカジー印外務大臣の声明に違反する行動、すなわち、インドが核実験を実施した場合が、協定第14条9に規定された例外的な状況に当たるか否かについて

⁴⁵ 小鍛治理沙「インドがIAEA保障措置協定の追加議定書を批准」『ISCNニューズレター』No.0209、2014年8月、6-7頁、https://www.jaea.go.jp/04/isdn/nnp_news/attached/0209.pdf、2017年10月2日アクセス

⁴⁶ なお、濃縮については、協定第11条1において、ウラン235の濃縮度が20パーセント未満である範囲で濃縮することができるとされ、また、20パーセント以上になる濃縮は、供給国の書面による同意が得られた場合に限り行うことができると規定された。日本は協定の適用を受ける核物質のインドにおける20パーセント以上の濃縮に同意する考えはないことを外務大臣が確認している（第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第23号12頁（平29.6.1））。

⁴⁷ 将来建設される再処理施設については、参議院外交防衛委員会（2017年6月6日）の決議により、米印間の再処理に関する実施取極と同様に、施設設置後速やかに、その後は数年に一度の頻度で定期的に施設の訪問を実施するよう努めることが政府に求められた。なお、米印間の実施取極では、再処理施設の稼働後6か月以内に訪問し、その後は5年に一度の頻度で施設の訪問が実施される。Agreed Minute I(i), Arrangements and Procedures Agreed Between the Government of the United States and the Government of India, Pursuant to Article 6(iii) of Their Agreement for Cooperation Concerning Peaceful Uses of Nuclear Energy, <http://cndpindia.org/wp-content/uploads/downloads/documents/Indo-US-Agreement-on-Reprocessing-of-Spent-Fuel-by-India.pdf>, accessed 2 October 2017.

⁴⁸ 第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第23号13頁（平29.6.1）

は規定のみでは明確ではないが、公文の存在によって、インドが核実験を実施した場合は日本が再処理を停止する判断を行うことが明らかにされている⁴⁹。

インドは、日本がこれまで原子力協定を締結してきた原発導入国と異なり、すでに濃縮と再処理の技術を持ち、将来的に高速増殖炉を中心とした核燃料サイクル計画を目指していることから、再処理して得られるプルトニウムを活用するために日本から再処理に対する事前同意を得る必要があったと推測される。しかし、インドにおけるカルパッカムの高速増殖炉は、未だ実用に至っていないものの、現在のところ IAEA 保障措置協定の下には置かれていない。今後、再処理が平和利用の目的であることを明確にするためにも、インドは核燃料サイクル計画の中心である当該施設を保障措置に加える必要があるだろう。

なお、日本の協力による核物質等は IAEA の保障措置の下に置かれ、軍事転用されないことが担保されている仕組みの中にあっても、軍事転用が可能な核物質であるプルトニウムの生産量自体は増加すること、さらに、インドが現在備蓄しているプルトニウムが軍事用に回される懸念は残ることが指摘されている⁵⁰。

5. インドによる核実験実施の場合の対応

(1) 協定終了、協力停止と公文の意味

インドは 1974 年 5 月に平和目的と称して核実験を実施し、さらに 1998 年 5 月にも再び核実験を実施した。現在も包括的核実験禁止条約 (CTBT) への署名・批准を拒んでおり、また、隣国のパキスタンも NPT の枠外にあることから、将来的にインドが核実験を実施した場合の対応が注目された。

日本は、インドの NSG 例外化に関する議論の中で、仮にインドによる核実験モラトリアムが維持されない場合には、NSG としては例外化措置を失効ないし停止すべきであること、また、NSG 参加各国は各国が行っている原子力協力を停止すべきであることを明確に表明した上で、コンセンサスに加わった⁵¹。さらに、本協定の作成に際して安倍晋三内閣総理大臣が、仮にインドが核実験を行った場合には、日本からの協力を停止すると国会で明言し、このような日本の立場はインド側も了解しているとした⁵²。しかし、本協定によって日本政府が思っているようにインドの核実験の歯止めにはならないとの指摘もある⁵³。

それでは、インドが核実験を実施した場合について、本協定ではどのように規定されているのか、以下、確認していきたい。

日印原子力協定においては、各締約国政府は、本協定の有効期間（40 年間、その後は自動的に 10 年間ずつ延長（第 17 条 2））の満了前に、他の締約国政府に対して 1 年前に書面による通告を行うことにより協定を終了させる権利を有すると規定されている（第 14 条 1）。また、本協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れることができる解決が得られなかった旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、本協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する（第 14 条 2）。しかし、これまで日本が締結してきた原子力協定に見られる、核爆発装

⁴⁹ 浅田正彦「日印原子力協定を検証する」『エネルギーレビュー』第 37 巻第 6 号、2017 年 6 月、44-47 頁では、公文第 1 項 (iii) で使用されている「will」が法的拘束力を否定する場合に使用されることの多い用語と指摘した上で、協定第 14 条 9 について、日本としては、核実験の実施が再処理を停止する例外的な状況に当たるとの判断を、公文においてあらかじめ示しておいたと考えることができると解説している。

⁵⁰ 第 193 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 22 号 10 頁（平 29.5.30）鈴木達治郎参考人発言。また、同参考人は衆議院外務委員会の参考人質疑に出席し、以下のとおり発言した。「……再処理を認めることはプルトニウムを増やしていくことになるので、現在の核不拡散体制においても、国際安全保障上望ましくない。……保障措置が増えていく面ではメリットがあるが、再処理をしてプルトニウムを増やしていくことに対しては反対である。」（第 193 回国会衆議院外務委員会議録第 12 号 7 頁（平 29.4.28））

⁵¹ 注 17 参照

⁵² 第 190 回国会参議院本会議録第 2 号 14 頁（平 28.1.7）

⁵³ 第 193 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 22 号 15 頁（平 29.5.30）鈴木達治郎参考人発言

置を爆発させた場合における協定終了の権利については具体的な言及がない。例えば、最近の原発導入国との協定、ベトナム（第13条1、2）、ヨルダン（第12条1、2）、UAE（第12条1、2）、トルコ（第13条1、2）の例では、協定終了や協力停止の要件として、平和利用を担保する規定や仲裁裁判所の決定に違反する場合、及びIAEA保障措置協定に違反する場合を掲げるとともに、核爆発装置を爆発させる場合にも、両締約国政府が協力を停止し、又は協定を終了させる権利を有することが規定されている。このように日印原子力協定では協定終了及び協力停止の要件について具体的な事由を書き込み、限定列挙する規定ぶりになかったことについて、日本政府は、本協定においては理由の如何を問わず日本として権利を行使することができ、権利という意味においては他の協定より日印間の協定の方が強いとの認識を示した⁵⁴。その上で政府は、本協定の国会承認を求める衆議院本会議の趣旨説明において、万が一インドが核実験を行った場合には、本協定は理由を問わず終了できることから、日本として本協定を終了させることとしていると表明した⁵⁵。

協定終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示すこととなるが（第14条1）、本協定には、両締約国政府は、協定の終了又は協力の停止をもたらす得る状況が、安全保障上の環境の変化についての一方の締約国政府の重大な懸念から、又は国家安全保障に影響を及ぼすおそれのある他の国による同様の行為への対応として、生じたものであるか否かについて考慮を払うことが合意されている（第14条2）。この規定に関して日本政府は、インドが、たとえパキスタンとの関係で対抗上実験を行ったというケースであっても、いかなる理由であれ、核実験を行った場合には、協定を終了させ、協力を停止するという考えに立脚しているとの立場を明確にした⁵⁶。

さらに、本協定を終了させる権利の行使に関しては、公文の存在がある。公文には、日本側代表が、2008年9月のムカジー印外務大臣の声明が協定の下での両国間の協力の不可欠の基礎を成す旨述べたこと（公文第1項（i））、また、前記の基礎に何らかの変更がある場合には、日本が協定第14条に規定する権利を行使し、及び同条に定める手続を開始することができる旨述べたこと（同（ii））、さらに、インド側代表が、上記のムカジー印外務大臣の声明をインド政府が再確認する旨述べたこと（同（v））が記録されている。ムカジー印外務大臣の声明には、インドが核実験に関する自発的かつ一方的なモラトリアムに引き続きコミットしていることが明記されている⁵⁷。

（2）未臨界核実験

本協定に関する国会の条約審査で争点となり、何度も政府に確認されたのが、インドの核実験のうち、いわゆる未臨界実験の場合についての対応である。CTBTにおいて禁止されているのは、核兵器の実験的爆発又は他の爆発であり（CTBT第1条1）、核爆発を伴わずに実施される核実験を禁止しているものではない。未臨界実験については、法的、技術的に明確な定義が存在しているわけではなく、厳密にどの実験が該当するかは曖昧な部分があるとされる⁵⁸。

条約審査に当たり、日本政府は、衆議院外務委員会において、当初、インドが未臨界実験を実施したのか、それとも実施していないのか、そもそもそれを検証できるのかという問題があり、未臨界実験への対応について直ちに答えられないとしていた⁵⁹。その後、インドが

⁵⁴ 第193回国会衆議院外務委員会議録第13号26頁（平29.5.10）

⁵⁵ 第193回国会衆議院本会議録第19号3頁（平29.4.14）

⁵⁶ 第193回国会参議院外交防衛委員会議録第23号2頁（平29.6.1）

⁵⁷ 参議院外交防衛委員会に出席した戸崎洋史参考人は、これまでの核実験禁止の問題に関するインドの姿勢から考えれば公文の意義は決して小さくないとし、以下のとおり陳述した。「インドは、この原子力協力を受けるためには、核実験のモラトリアムを含むインドが行った核軍縮・不拡散に関するコミットメントを実施し続けなければならない。その意味で、これまで全くその外側にいた核不拡散体制にインドが入ってきたことは、日印協定の一つ重要な意義であったのではないかとと思われる。」（第193回国会参議院外交防衛委員会議録第22号5頁（平29.5.30））

⁵⁸ 広瀬訓「未臨界実験／臨界前実験」日本軍縮学会編『軍縮辞典』信山社、2015年9月、451頁

⁵⁹ 第193回国会衆議院外務委員会議録第13号31頁（平29.5.10）

核兵器開発につながる未臨界実験を行ったことを日本が確認した場合には、本協定に基づいて日本としての立場から適切に判断し、しっかり対応すると答弁した⁶⁰。さらに、参議院外交防衛委員会の議論の中でその具体的な対応を問われると、政府は、インドの未臨界実験を確認したならば協定第14条（協定の終了、協力の停止）における権利を行使すると明言した⁶¹。

なお、参議院外交防衛委員会で採択された決議においても、インドが核兵器の開発につながる未臨界実験を行ったことが判明する場合には、日本が本協定を終了させる権利を含む本協定第14条に規定する権利を行使することが政府に対して求められた⁶²。

上述してきたとおり、インドが米印間の協定においても核実験を実施した場合についての規定を書き込むことを拒否している中で、日印間においては、公文という形で協定終了又は協力停止の権利を日本が行使できることを顕在化させ、また、国会の答弁でも政府はその意味を明確にするとともに、未臨界実験への対応についても日本の立場を明らかにした。日印原子力協定に基づいてインドが日本から原子力協力を受けるためには、核実験モラトリアムを維持する必要があることが幾重にも強調されている。

おわりに

以上、日印原子力協定の締結が国際的な核不拡散体制に与える影響について、国会の条約審査で注目され、核不拡散の重要な論点であるIAEAの保障措置、再処理の事前同意、インドによる核実験実施の場合の対応について整理してきた。

その中で、米印合意のときから提起されていた問題点のうち、日印原子力協定の締結によっても依然として改善されない部分があることを確認した。インドの核兵器保有の事実は変わらず、NPTの非締約国との立場でインドが原子力の平和利用の権利を享受できたことは、インドを事実上、核兵器国と認めることにもつながりかねないとする懸念について、日本政府は具体的な方策を提示できていない。また、NPT非締約国への二重基準となり得るとの批判やIAEA保障措置の対象の拡大等については課題が残ったままである。この意味では、核不拡散体制強化のために日印協定が貢献した意義は限定されていたかもしれない。

しかし、最も大きな論点であったインドが核実験を実施した場合の対応について、日印協定では、協定に関連する公文を作成し、その中で核実験モラトリアムを含むインドの軍縮・不拡散に関する立場を表明したムカジー印外務大臣の声明を協定と結びつけ、協定終了や協力停止の日本の権利行使を明確化させた。また、国会答弁では、インド側による主張にかかわらず、少なくとも日本がインドによる核実験を認めることはないことを日本政府は改めて確認した。

NPTの非締約国で、かつ、核保有を続けるインドの立場を一足飛びに変化させることが難しい中で、二国間原子力協定の締結という方法を通じて、インドを国際的な核不拡散体制の枠内に少しでも取り込む仕組みを作ったことは、日本が核軍縮・不拡散に関する取組を進める上で採用している現実的なアプローチに沿った政策決定であるとの評価に基づき、日本は協定を締結したと判断される。インドは、核保有を続ける一方で、国際社会とも良好な関係を維持している独特の存在として認識される⁶³。依然として課題は残るものの、インドの軍縮・不拡散に関する声明に連結した日印原子力協定の締結は、国際社会の望む核不拡散の取組にインドを引き寄せることに寄与すると日本政府が判断したと言えよう。

ただし、国会論議等を通じて協定締結に関する課題も明確にされた。日印原子力協定の締結が意義のある一歩であったことを証明するためにも、協定に基づく協力について平和目的

⁶⁰ 第193回国会衆議院外務委員会議録第14号5頁（平29.5.12）

⁶¹ 第193回国会参議院外交防衛委員会議録第23号11頁（平29.6.1）

⁶² 第193回国会参議院外交防衛委員会議録第24号25頁（平29.6.6）

⁶³ 北野充『核拡散防止の比較政治』ミネルヴァ書房、2016年7月、96-97頁においては、インドの核開発は、NPTの枠外にありながら国際社会との良好な関係を維持するという二律背反を実現しつつあるとして、独自の道を歩んでいると分析している。

の利用が堅持されているか検証するとともに、今後、インドとの協定交渉の過程で実現できなかったこと、例えば、保障措置下に置かれる民生用の原子力関連施設の拡大、CTBT への署名・批准、FMCT の議論への積極的な取組等について⁶⁴、インドに対して継続して強く働きかけることが望まれる。

(本稿の内容はすべて執筆者の個人的見解であり、所属組織の公式の見解を示すものではない。)

⁶⁴ 参議院外交防衛委員会（2017年6月6日）の決議においても、本協定の適用を受ける核物質等の最新の在庫目録を定期的に交換し、協定対象の核物質量の検証に努め、その実施状況やインドの核利用状況について国会に対し数年に一度の頻度で報告を行うこと、インドがCTBTを早期に署名し、批准するよう強く働きかけること等が政府に求められた。

研究ノート 1

中南米諸国による軍縮・不拡散の取組及び共通ポジションの形成メカニズム

在ボリビア日本大使館参事官
了泉庵 達士

要旨

軍縮・不拡散の分野において、中南米諸国は一定の影響力を有し、実質的な貢献も行ってきた。本稿では、中南米諸国の軍縮・不拡散分野における取組と対外政策の共通ポジションの形成メカニズムについて、中南米全域及びサブリージョンの枠組み・組織に大別して考察する。中南米全域では、中南米グループ（GRULAC）、中南米諸国共同体（CELAC）、米州機構（OAS）、中南米非核地帯条約機構（OPANAL）、国連平和・軍縮・開発中南米地域センター（UNLIREC）、原子力科学技術促進のための中南米地域協力協定（ARGAL）がある。サブリージョンでは、南米諸国連合（UNASUR）、中米統合機構（SICA）、カリブ共同体（CARICOM）、アンデス共同体（CAN）、アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機関（ABACC）、米州ポリバル同盟（ALBA）、南米南部共同市場（MERCOSUR）がある。これら様々な枠組み及び組織は地域及び国際場裡における軍縮・不拡散の進展に貢献しており、また、中南米諸国の共通ポジションの形成についても、統合プロセスの進展と共に政策協調が進展している。日本の軍縮・不拡散外交において中南米諸国は潜在的かつ有力なパートナーであり、中南米諸国との対話と相互理解を深め、軍縮・不拡散政策を推進していくことが期待される。

はじめに

2018年4月22日、世界で初めて人間の居住地域を非核化した中南米非核地帯条約（トラテロルコ条約）が発効してから50周年を迎えた。同条約は、その後、大洋州、中央アジア、東南アジア及びアフリカにおいて成立した非核兵器地帯条約の先駆けとなるのみならず、条約の議定書を通じて、核兵器不拡散条約（NPT）上の核兵器国に対し、条約の適用地域において非核化の義務に反する行為を助長しない、また、条約締約国に対して核兵器の使用又は威嚇を行わないという法的な義務を負わせた点において歴史的な価値を有する。

中南米諸国からは、トラテロルコ条約の産みの親と呼ばれ、1982年にノーベル平和賞を受賞したアルフォンソ・ガルシア・ロブレス元メキシコ外務大臣、1987年に中米和平の立役者としてノーベル平和賞を受賞し、武器貿易条約（ATT）の成立等に貢献したオスカル・アリアス・サンチェス元コスタリカ大統領、ジュネーブ軍縮会議議長やATT国連会議議長を務めたアルゼンチンのロベルト・ガルシア・モリタン元外務副大臣、国連軍縮担当上級代表や2005年のNPT運用検討会議議長を務めたブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使等を筆頭に、軍縮・不拡散分野の、所謂、「大御所」が数多く輩出されてきた。

このように、軍縮・不拡散の分野において、中南米諸国は一定の影響力を有し、実質的な貢献も行ってきたが、そもそも、これら中南米諸国は域内で如何なる取組を行ってきたのか、また、如何なる枠組みや組織を通じて対外政策の共通ポジションが形成されるのか、については十分知られていない。

中南米における軍縮・不拡散の初期の取組の一つとして、トラテロルコ条約に加え、1974年12月、ペルー独立戦争の舞台となった場所で発出された「アヤクチョ宣言」がある。アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、パナマ、ペルー及びベネズエラの

首脳は、持続的な平和・協力体制の構築、実効的な軍備削減、攻撃用武器の購入停止等について約束した。同宣言の参加国は、1978年7月、「ワシントン宣言」を発売し、効果的な軍備制限を実現するための条件の設定、及び、中南米全域における軍備削減の文書締結の可能性を模索することに合意した¹。

しかし、1970年代以降、中南米の多くの国で軍事政権が発足し、また、中米紛争やコロンビア内戦の激化、各種領土・領海問題の発生等により、軍縮・不拡散分野における共同の取組は停滞した。

1980年代後半以降は、多くの中南米諸国で民政移管が進み、また、中南米全域及びサブリージョンの統合プロセスが進展するにつれ、軍縮・不拡散でも足並みを揃えるようになった。21世紀に入り、中南米全33か国が参加する中南米諸国共同体（CELAC）や南米諸国連合（UNASUR）等の新たな枠組み・組織が創設され、軍縮・不拡散分野の政策協調が進展した。

本稿では、大量破壊兵器から小型武器に至るまで、中南米諸国の軍縮・不拡散分野における取組、及び、対外政策の共通ポジションの形成メカニズムについて、中南米全域及びサブリージョンの枠組み及び組織に大別して解説する。

1. 中南米全域の枠組み及び組織による取組及び共通ポジションの形成

(1) 中南米グループ（GRULAC（Grupo Regional de América Latina y el Caribe））

(a) GRULACの概要

最も実務的な枠組みは、中南米諸国の大使館又は代表部により構成されるGRULACであり、地域共通の利益について調整を行う目的で世界各国において設置されている²。GRULACは、場所によって形態や構成に差異があるが、一般的には、総会、分科会、作業部会及び事務局により構成され、コンセンサスで意思決定が行われている。大使レベルで半年毎に実施される総会で、重要な政策事項について協議され、必要に応じ、臨時総会が開催される。総会の下部には、各種国際機関毎の事項を扱う分科会、また、その下部に個別の議題を扱う作業部会があり、各国代表部の次席以下の外交官が対応している。議長国は半年毎に交替する。

(b) GRULACによる軍縮・不拡散の取組

GRULACを通じた軍縮・不拡散分野の共通ポジションの形成は、主に、国連本部（国連軍縮局）が所在し、NPT運用検討会議が開催されるNY、国際原子力機関（IAEA）事務局や包括的核実験禁止条約機関（CTBTO）暫定事務局が所在するウィーン、及び、国連軍縮会議が開催され、ATT事務局が所在するジュネーブにおいて実施されている。

GRULACの主な作業としては、国際会議で発表されるGRULACの共同声明の作成がある。各分科会又は作業部会のコーディネーターが草案を作成し、参加国間の協議を踏まえ加筆・修正を行い、GRULAC議長国が国際会議においてセット版を地域グループ代表として読み上げる。このようなコンセンサスに基づく作業を通じて、中南米諸国の共通ポジションが形成されている。ほかにも、GRULACでは、各種決議や決定への対応、技術協力事業の調整、国際機関の要職候補等についても協議や調整が行われている。

ただし、共通ポジションを形成しない事項もあり、例えば、IAEAの会合においては、原子力の技術協力や原子力安全等についてはGRULACの共同ステートメントを作成するが、保障措置やイランやシリアの核問題といったGRULACの中でも立場が分かれる事項については、共同ステートメントは作成されない。近年、事項によっては、米州ポリバル同盟（ALBA）参

¹ Victor Millán, *El gasto mundial y el control de armamentos en América Latina*, Nueva Sociedad, No. 59, March-April 1982, p. 26.

² “United Nations Regional Groups of Member States”, Department for General Assembly and Conference Management of the UN, 9 May 2014, <http://www.un.org/depts/DGACM/RegionalGroups.shtml>, accessed 18 July 2017.

加国とその他の国との間で意見の相違が生じることが散見され、共通ポジション形成の制約となっている模様である。

(2) 中南米諸国共同体 (CELAC (Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños))

(a) CELAC の概要

2011年12月、中南米全33か国が参加してCELACが発足した。1980年代から中南米諸国の協議組織であった「リオ・グループ」がその前身であり、2008年12月にブラジルで開催された「リオ・グループ」特別首脳会合においてCELAC設置に係る「サルバドール宣言」³が採択され、将来的な中南米統合を長期的な目標とすることが表明された。2011年12月にベネズエラで開催された首脳会合において「カラカス宣言」⁴及び「カラカス行動計画」⁵が採択され、CELACが正式に発足した。条約に基づいた機構ではなく、コンセンサスに基づく緩やかな繋がり組織となっている。CELACの最高意思決定機関は年1回開催される首脳会合であり、その下部に年1~2回開催される閣僚会合、各国から1名が任命され、閣僚会合の前に開催される調整国会合等がある。常設事務局はなく、1年毎に交替する議長国が事務局の役割を担っている。

(b) CELACによる軍縮・不拡散の取組

2011年11月、ベネズエラにおいてCELAC創設のために開催された首脳会合において、「核兵器の全廃に関する特別声明」⁶が発出された。2013年1月、チリにおいて開催された第1回CELAC首脳会合で発出された「サンティアゴ宣言」⁷では、73項目の内7項目が軍縮・不拡散の関連項目であった。2013年8月、アルゼンチンにおいて開催されたCELAC高級事務レベル会合において、「核軍縮に関する宣言」⁸が発出された。

2014年1月にキューバで開催された第2回CELAC首脳会合以降、2017年1月にドミニカ共和国で開催された第5回首脳会合まで、首脳会合全体の宣言とは別に軍縮・不拡散に特化した宣言⁹が発出された。また、2015年4月、NYで開催されたNPT運用検討会議において、エクアドルはCELAC議長国としての宣言¹⁰を発表した。

これら首脳会合における成果文書や国際会議における宣言については、多少の相違や改訂事項はあるものの、ほぼ類似した内容となっており、主に以下の事項について、軍縮・不拡散に係る中南米の共通ポジションが形成されていると考えられる。

- ① 核兵器禁止条約の早期作成及び採択。透明性があり、検証可能かつ不可逆的な方法により核兵器を禁止及び全廃すべきである。「オーストリアの誓約」¹¹をエンドースする。

³ “Declaración de Salvador, Bahía”, CELAC, 16-17 December 2008.

⁴ “Declaración de Caracas”, CELAC, 2-3 December 2011.

⁵ “Plan de Acción de Caracas 2012”, CELAC, 2-3 December 2011.

⁶ “Comunicado especial sobre la eliminación total de las armas nucleares”, CELAC, 3 December 2011.

⁷ 第1回CELAC首脳会合、“Declaración de Santiago de la I Cumbre de CELAC”, CELAC, January 27-28, 2013, パラ44~50.

⁸ “Declaración de la CELAC sobre desarme nuclear”, Nuclear Age Peace Foundation, 20 August 2013

⁹ 第2回CELAC首脳会合、“Declaración Especial sobre desarme nuclear”, Ministry of Foreign Affairs of Cuba, 29 January 2014.

第3回CELAC首脳会合、“Declaración especial de la Comunidad de Estados Latinoamericanos y Caribeños sobre la necesidad urgente de un mundo sin armas nucleares”, CELAC, 29 January 2015.

第4回CELAC首脳会合、“Declaración especial 21: sobre el compromiso para avanzar en las negociaciones multilaterales de desarme nuclear”, Ministry of Foreign Affairs of Brazil, 26 January 2016.

第5回CELAC首脳会合、“Declaración especial 4: sobre desarme nuclear”, Ministry of Foreign Affairs of Cuba, 25 January 2017.

¹⁰ “Declaración del Ecuador en nombre de la CELAC en el debate general de la Conferencia del Examen del Tratado de no-proliferación nuclear”, UN, 27 April 2015.

¹¹ 2014年12月に開催された「第3回核兵器の人的影響に関する会議」において主催国オーストリア政府が発出した誓約。核兵器の禁止及び廃棄のための「法的なギャップ」を埋める効果的な措置を特定及び追求することをNPT加盟国に呼びかけており、中南米33か国は同誓約にエンドースした。

- ② 消極的安全保障に関する法的拘束力を有する国際文書を早期に作成すべきである。
- ③ 核兵器の使用又は使用の威嚇は国連憲章違反、人類に対する罪、国際法及び国際人道法違反であり、「いかなる状況においても (under no circumstances)」使用されるべきではない。
- ④ 核兵器の近代化、新型兵器開発及び未臨界核実験は核軍縮義務に反する。全ての国は核実験を自制すべきである。CTBT 発効のため同条約付属書 II の発効要件国は早期に署名及び批准すべきである。
- ⑤ 安全保障戦略における核兵器の役割及び核兵器の警戒態勢のレベルを低減させるべきである。核兵器の拡大抑止政策の参加国は、他国の核兵器に依存すべきではない。
- ⑥ 核兵器国は NPT 第 6 条の核軍縮義務を履行しておらず、遅滞なく核軍縮を進めるべきである。
- ⑦ 新たな非核兵器地帯の設置を奨励する。
- ⑧ NPT に基づく原子力の平和的利用の奪い得ない権利を保証すべきである。
- ⑨ トラテロルコ条約議定書に対する核兵器国の解釈宣言の撤回を求める。
- ⑩ 国連総会第一委員会、NPT 運用検討会議等の国際会合において CELAC 共通ポジションをとる。
- ⑪ 中東非大量破壊兵器地帯の設置に係る国際会議を早期に開催すべきである。
- ⑫ 国連軍縮会議は早期に実質的な作業を開始すべきである。
- ⑬ 国連小型武器行動計画の完全な実施を促進する。
- ⑭ ATT を支持する。
- ⑮ 対人地雷を早期に廃絶すべきである。

今後も CELAC の枠組みを通じて、中南米諸国の軍縮・不拡散政策の調整と協調が進み、国際場裡においてグループとしての交渉力が向上していくことが予想される。

なお、2014 年 1 月の第 2 回 CELAC 首脳会合において、「中南米平和地域宣言」¹²が発出された。同宣言パラ 8 では、参加国は、優先的な目標として、軍縮を継続的に促進し、普遍的な軍縮に貢献することを約束している。

(3) 米州機構 (OAS (Organization of American States))

(a) OAS の概要

OAS は、1951 年に発足した米州における唯一の汎米国際機関であり、中南米 33 か国に米国とカナダを加えた 35 か国が加盟国である¹³。OAS は、米州地域の平和と安全保障の強化、民主主義の促進、紛争の平和的解決等を目的とする¹⁴。総会が最高意思決定機関であり、加盟国の持ち回りにより年 1 回開催される。殆どの事項は過半数により意思決定が行われるが、特別総会の開催等の一部の事項については 3 分の 2 の賛成が必要である。通常時の会合としては、各国の代表部大使により構成される常設理事会が開催される。常設の事務局が米国のワシントン DC に設置されている。

(b) OAS による軍縮・不拡散の取組

OAS は、米州の安全保障の強化の一環として、軍縮・不拡散分野でも様々な取組を行っており、以下のような成果を残している。

1995 年 6 月、第 25 回 OAS 総会において、軍備管理、軍縮・不拡散、防衛及び安全保障問題を所掌する「西半球安全保障担当委員会」が設置された。

¹² Proclama de América Latina y el Caribe como Zona de Paz”, CELAC, 28-29 January 2014.

¹³ 2017 年 6 月の OAS 総会において、ベネズエラは OAS による内政干渉等を理由として脱退を正式に表明。

¹⁴ 「米州機構 (OAS)」、外務省、2015 年 9 月 8 日、

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kanan/oas_gaiyo.html, accessed 18 July 2017.

1995年11月、OAS特別総会において「信頼醸成と安全保障措置に関するサンティアゴ宣言」¹⁵が採択された。同宣言に基づき、国連通常兵器登録制度への参加促進、軍事支出報告書の提出、軍事演習の事前通知、通常兵器の制限・管理のための協議等が実施されている。

1997年11月、OAS総会において、「銃、銃弾、爆発物及びその他関連物質の非合法の製造及び取引に関する米州条約」(CIFTA)¹⁶が採択され、1998年7月に発効した。同条約では、銃や銃弾等のライセンス制度や輸出入・通過許可制度の整備、銃の製造・輸入番号の登録、当局間の情報交換・技術協力、法執行関係者の研修等を規定している。ただし、米国は未批准であり、中南米諸国から批判を受けている。

1999年6月、第29回OAS総会において、「通常兵器取得の透明性に関する米州条約」¹⁷が採択され、2002年11月に発効した。これに先立ち、1997年OAS総会において、国連通常兵器登録制度でカバーされている7種類の武器¹⁸の主要な取得について、事前通報を行う法的枠組みを検討する旨の決議が採択された。締約国は、対象の武器の輸出入に関する年次報告をOAS寄託国(米国)に提出すること、及び、各国が対象の武器を輸入又は国内で製造する場合、武器登録リストに記載される90日前までにOAS寄託国に通報することが義務づけられる。該当事例がない場合でも、毎年6月15日までに前年に対象武器を取得していない旨の報告書(nil report)を提出しなければならない。

2003年10月、OAS特別総会において、「米州安全保障宣言」¹⁹が発出された。同宣言には、米州を非生物化学兵器地帯とすること等について記載されている。米州の非生物化学兵器地帯化については、2005年OAS総会で採択された決議第2017号においてもコミットされている。

(4) 中南米非核地帯条約機構(OPANAL)

(a) OPANALの概要

1969年4月にトラテロルコ条約が発効し、同条約第7条に基づき、条約の実施機関としてOPANAL事務局がメキシコ・シティーに設置された。同年9月、メキシコ政府は、同条約の批准寄託国として、第1回OPANAL総会を開催した。OPANALは、2年毎に開催される総会、加盟5か国により構成される理事会及び事務局で構成される。2002年10月にキューバがトラテロルコ条約を批准し、中南米全33か国がOPANAL加盟国となった。OPANALは、総会で定期的に採択される「戦略的アジェンダ」に基づき各種活動を行っている。

(b) OPANALによる軍縮・不拡散の取組

OPANALの権能は、トラテロルコ条約の実施に限定されるが、実際には核兵器の軍縮・不拡散に幅広く貢献しており、中南米全ての国が参加するOPANALの各種決議や声明を通じ、中南米諸国の共通ポジションが形成されている。OPANALはNPT運用検討会議に「国際機関オブザーバー」として参加²⁰し、作業文書も提出している。また、CELACと緊密に連携しており、CELACの成果文書の内容は、OPANALの各種決議や声明の内容と整合的である。

OPANALは、核兵器禁止条約の一連のプロセスに貢献した。OPANALは、2016年12月に採択された国連総会決議第71/258号に基づき設置されたオープンエンド作業部会及び核兵器禁止条約国連会合に作業文書²¹を提出し、また、OPANAL事務局長は複数の会合に出席して声明を発表した。OPANAL事務局は、同作業部会に先立ち、トラテロルコ条約の条項の中で同

¹⁵“Declaración de Santiago sobre Medidas de Fomento de la Confianza y de la Seguridad”, OAS, 8-10 November 1995.

¹⁶ CIFTA (Inter-American Convention Against the Illicit Manufacturing of and Trafficking in Firearms, Ammunition, Explosives, and other Related Materials), OAS, 14 November 1997.

¹⁷“Inter-American Convention on Transparency in Conventional Weapons Acquisitions”, OAS, 7 June 1999.

¹⁸ 戦車、装甲車、大型口径砲、戦闘機、戦闘用ヘリコプター、軍艦、ミサイル及びミサイル発射台。

¹⁹“Declaration of Security in the Americas”, OAS, 28 October 2003.

²⁰ NPT運用検討会議手続規則第44条パラ3。

²¹ A/CONF.229/2017/WP.1, UN.

作業部会が関心を有しそうな条項を強調した参考資料を作成し、OPANAL 全加盟国に送付した²²。

OPANAL にとって長年の主要課題の一つは、トラテロルコ条約議定書に対する核兵器国の解釈宣言の撤回を求めることである。同議定書に関して、米、英及びソ連（当時）は、核兵器国に支援された締約国による侵略の事態において、消極的安全保証の義務を再検討する権利を留保し、また、領域内の通過・通航の許可・不許可は、各締約国の権利であると宣言し、仏は、国連憲章第 51 条の下における自衛権の権利を留保する旨の解釈宣言²³を行った。OPANAL はこれら解釈宣言が条約違反であると批判している。

OPANAL の他の主要課題として、他の非核兵器地帯条約との連携強化がある。2005 年以降、「非核兵器地帯及びモンゴル国非核兵器地帯の国際会議」に積極的に参加し、他の非核地帯条約との情報交換を進め、更なる非核兵器地帯の創設を奨励している。

2017 年 2 月 14 日、第 25 回 OPANAL 総会において、「トラテロルコ条約締結 50 周年宣言」²⁴が採択された。同宣言前文では、トラテロルコ条約前文²⁵と同じく、「非核地帯はそれ自体が目的ではなく、効果的な国際管理の下、核軍縮及び普遍的かつ完全な軍縮を実現するための中間的な重要な措置である」との立場が示された。また、同宣言パラ 1 では、「いかなる状況においても核兵器が再び使用されないことが全ての人の関心事項である」との立場も示されている。

(5) 国連平和・軍縮・開発中南米地域センター (UNLIREC)

(a) UNLIREC の概要

1987 年 12 月、国連総会決議第 41/60 号が採択され、国連軍縮局の下部機関として UNLIREC が創設され、ペルーのリマに事務所が設置された。UNLIREC は、アジアとアフリカの地域センターと並び、中南米を担当する地域センターであり、地域の軍縮、軍備管理及び不拡散に関するマンデートを有する。UNLIREC は、通常兵器及び大量破壊兵器分野における技術支援、セミナー、ワークショップ、講演会 等、毎年約 50 以上の事業²⁶を実施しており、秋に開催される国連総会第一委員会に対して活動報告を行っている。

(b) UNLIREC による軍縮・不拡散の取組

UNLIREC の軍縮・不拡散分野における取組は大量破壊兵器と小型兵器に大別され、市民生活に直結する小型兵器の管理及び廃棄に関する技術協力により重点が置かれている²⁷。紛争や内戦後の拡散、組織犯罪グループによる利用等国によって事情は異なるが、中南米は世界でも最も小型武器を用いた犯罪数が多い地域の一つである²⁸。そのため、UNLIREC は、特に、2001 年に国連総会で採択された「小型武器行動計画 (PoA (Programme of Action))」、ATT 及び CIFTA の実施支援を重点的に行っている。

²²“Informe del Secretario General para la XXIV Conferencia General de OPANAL”, 10 November 2016, CG/E/04/2016.

²³“Additional Protocol II to the Treaty for the Prohibition of Nuclear Weapons in Latin America and the Caribbean”, UNODA.

²⁴“Declaración de los Estados Miembros del OPANAL en el 50 Aniversario de la conclusión del Tratado de Tlatelolco”, OPANAL, 14 February 2017.

²⁵ トラテロルコ条約前文第 3 パラ「軍事的な非核地帯はそれ自体が目的ではなく、その後の包括的かつ完全な軍縮を実現するための手段である。」。

²⁶ UNLIREC の各種活動については、同センターが定期的に発行するニュースレターに詳細が記載されている。

http://www.unlirec.org/newsletter_eng.aspx, accessed 18 July 2017.

²⁷ Melanie Regimbal UNLIREC 所長（加国籍）に対する筆者によるインタビュー、2017 年 4 月 28 日実施。

²⁸“Global Study on Homicide 2013”, UNODC, March 2014, pp. 14-21. 2012 年の米州における組織犯罪関連の殺人率は世界全体の約 30%で、1%以下のアジア、欧州及び大洋州地域よりも高く、その内 66%は銃器が利用されている。殺人件数も、2012 年で約 15 万 7 千件と世界で最も多い地域となっている。

UNLIREC の 30 年以上にわたる活動を通じて、4,000 人以上の治安・司法関係者の研修、160 以上の武器庫の管理強化、7,500 個以上の武器及び 70 トン以上の弾薬の廃棄が行われた²⁹。また、各国の小型武器の管理に関する政策や法律の策定支援、小型武器の管理に関する国際基準 (ISACS) 及び弾丸に関する国際技術規則 (IATG) に基づく助言、爆発物及び弾薬専用の焼却タンク (TAQUWMU) の無償寄贈と技術訓練を実施した³⁰。2010 年以降はカリブ諸国に対して広域支援を継続的に実施している。

大量破壊兵器の関連では、安保理決議第 1540 号の実施支援を行っている。例えば、大量破壊兵器関連の資機材の輸出管理規制リストが整備されていないカリブ諸国に対し、実際に同地域で生産又は流通する関連資機材の品目を 80 程度に限定したモデル規制リストを作成し、各国の国内法整備の参考としている。ほかにも、決議第 1540 号実施のための国別行動計画の作成支援、拡散金融対策のガイドライン作成等も行っている。

UNLIREC の各種事業に対し、幾つかの中南米諸国に加え、米国、カナダ、EU、ドイツ、スペイン、ノルウェー、スウェーデン、オーストラリア、韓国等が資金援助を行っている。

(6) 原子力科学技術促進のための中南米地域協力協定 (ARCAL (Regional Cooperative Agreement for the Promotion of Nuclear Science and Technology in Latin America and the Caribbean))

軍縮・不拡散との直接の関係はないが、NPT の三つ目の柱の原子力の平和的利用に関し、1984 年 9 月、原子力の平和的利用及び促進により中南米地域の持続的発展に貢献することを目的として、ARCAL が機関として創設され、1998 年 9 月に政府間協定が締結された。各国代表からなる機関 (ORA) が最高意思決定機関であり、その下部に技術調整機関 (OCTA) 及び各種作業部会がある³¹。ウィーンの IAEA 事務局技術協力局の中に、ARCAL の常設事務局が設置されている。現時点で、中南米 22 か国³²が参加している。

ARCAL は、IAEA の支援を受けつつ、食糧安全保障、人の健康、環境、エネルギー、放射線源の安全及び放射線技術の 6 の戦略的分野における技術協力を推進している。5 か年の「地域戦略プログラム」(RSP)³³を策定し、各種事業に優先順位を付け、これまで 30 年以上にわたり 300 件以上の各種事業を実施した。

なお、中南米における原子力の平和的利用の現状に関し、ブラジル、アルゼンチン及びメキシコにおいて計 6 基³⁴の原子炉が稼働しており、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、ペルー、チリ及びジャマイカにおいて計 16 基³⁵の原子力研究炉が稼働しているウラン鉱石の埋蔵国は 9 か国³⁶である。

²⁹ “UNLIREC presentation to the First Committee of the UN General Assembly”, UNODA, 24 October 2016, p. 4.

³⁰ Boletín UNLIREC, No. 14, Oct-Dic. 2013, p. 8

³¹ “Reglamento Orgánico de ARCAL”, IAEA, 17 September 2009.

³² アルゼンチン、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラガア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国、ウルグアイ、ベネズエラ。

³³ “ARCAL Regional Strategic Profile for Latin America and the Caribbean (RSP) 2016-2021”, IAEA, 2015.

³⁴ Power Reactor Information System (PRIS), IAEA,

<https://www.iaea.org/pris/>, accessed 18 July 2017.

³⁵ Research Reactor Database (RRDB), IAEA,

<https://nucleus.iaea.org/RRDB/RR/ReactorSearch.aspx?rf=1>, accessed 18 July 2017.

³⁶ World Distribution of Uranium Deposit (UDEPO), IAEA,

<https://infcis.iaea.org/UDEPO/DEPOMain.asp?Order=1&RPage=1&Page=1&RightP=Summary>, accessed 18 July 2017. ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、ペルー、チリ、コロンビア、パラグアイ、ボリビア、ガイアナ。

2. 中南米におけるサブリージョンの枠組み及び組織による取組及び共通ポジションの形成

(1) 南米諸国連合 (UNASUR (Unión Sudamericana de las Naciones))

(a) UNASUR の概要

UNASUR は、2004 年 12 月に開催された南米首脳会合で創設された「南米共同体」を前身として、2007 年 4 月の第 1 回南米エネルギー・サミットにおいて、「南米諸国連合」に改称された³⁷。2008 年 5 月の臨時首脳会合において、UNASUR 設立条約が採択され、2011 年 3 月に発効した。UNASUR には南米全 12 か国³⁸が参加しており、常設事務局がエクアドルのキトに設置されている。UNASUR は、政治対話、社会政策、教育、エネルギー、インフラ、金融、環境等を優先課題として、南米諸国民の文化、社会、経済及び政治面における統合と団結の場を構築することを目的とする。年 1 回開催される首脳評議会が最高意思決定機関であり、コンセンサスに基づき決定が行われる。その下に半年に 1 回開催される外相評議会、及び、2 か月毎に開催され、各国 1~2 名の代表で構成される代表委員評議会がある。必要に応じ、関係閣僚会合、閣僚級会合、作業部会会合等が実施されている。議長国は、原則 1 年毎に交替する。

(b) UNASUR による軍縮・不拡散の取組

UNASUR は、設立条約第 3 条第 9 項において 21 の具体的な目的を列挙しており、17 番目に「大量破壊兵器の軍縮及び不拡散、地雷撤去、小型武器及び軽兵器の密輸等への対応を強化するため、加盟国の当局間調整を行う」と記載されている³⁹。

2002 年 7 月、UNASUR の発足前に開催された第 2 回南米諸国首脳会合において発出された「南米平和地域宣言」⁴⁰では、「トラテロコ条約及び関連の国際条約に従い、南米諸国による、核兵器、生物化学兵器、毒物を含む全ての大量破壊兵器の配置、開発、製造、所有、展開、実験及び使用並びに通過を禁止する」旨記載している。また、同宣言では、「オタワ条約に基づき、可能な限り早急に、対人地雷の全廃を主導し、国連小型武器行動計画を実施するためのレジームの設置を約束する」とも記載されている。

2013~17 年の UNASUR の「行動計画」では、市民社会による小型武器の所有及び使用を抑制し、武装解除を行うためのキャンペーンを実施する旨記載されている⁴¹。

2016 年 10 月、国連総会第一委員会において、ベネズエラが UNASUR 議長国として核兵器及び生物化学兵器に関する声明トを発表した⁴²。

なお、2018 年 4 月、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ペルー及びパラグアイは、連名の書簡により UNASUR の現状に対する強い不満を表明し、UNASUR の各種会合への参加を停止することを表明した。同年 8 月、コロンビアは UNASUR 設立条約を破棄し、UNASUR から脱退することを公表した。

(2) 中米統合機構 (SICA (Sistema de la Integración Centroamericana))

(a) SICA の概要

1991 年 12 月、SICA は、1951 年に創設された中米諸国機構 (ODECA) を前身として、中米機構憲章改訂議定書 (テグシガルバ議定書) に基づき設置され、中米 8 か国⁴³が加盟して

³⁷ 「南米諸国連合」、外務省、2013 年 8 月、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kikan/unasur/gaiyo.html>, accessed 18 July 2017.

³⁸ アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、ペルー、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラ。

³⁹ “Tratado Constitutivo de la Unión de Naciones”, UNASUR, 11 March 2011.

⁴⁰ “Declaración sobre Suramérica como zona de paz”, Ministry of Foreign Affairs of Brazil, 30 November 2012.

⁴¹ “Plan de Acción 2013-2017”, UNASUR, 2013, p. 8.

⁴² “UNASUR statement on Thematic Debate on Nuclear Weapons”, UNODA, 13 October 2016.

“UNASUR statement on Thematic Debate on Other WMD”, UNODA, 17 October 2016.

いる。SICA は、中米地域の経済社会統合を図り、平和・自由・民主主義・開発を達成することを目的とする。首脳会合が最高意思決定機関であり、その下部に外相会合や閣僚審議会が開催され、常設の事務局がエルサルバドルのサンサルドルバルに設置されている。議長国は6か月毎に交替する。

(b) SICA による軍縮・不拡散の取組

1995年12月、SICA加盟国は、「民主的な安全保障の枠組み条約」⁴⁴に署名した。同条約は締約国による集団安全保障の設立を主目的とするが、同第34条では、「締約国は、核兵器や生物・化学兵器を含む、大量破壊・無差別兵器の取得、保持又は国内における配置又は通過を控えることを約束する」と規定している。また、締約国は、国内において大量破壊兵器の製造又は貯蔵のため施設の建設や許可を行わない義務を有する。

1997年1月、SICAは、「中米市民が保有する非合法の武器の収集に関する宣言」⁴⁵を発出した。同宣言では、一般市民による非合法的な武器の所持を撲滅する目的で、各国が国家計画を実施することを決定した。

1997年11月、SICAは、「ハイテク、大量破壊及び高額な戦略的兵器の取得への不参加に関する宣言」⁴⁶を発出した。同宣言では、兵器取得の予算を社会開発に振り向けること、また、ラテンアメリカにおける軍備競争を避け、軍備制限・管理の協議を実施することを約束した。

2003年6月、SICA安全保障委員会は、「小型武器及び軽兵器の管理のための中米プログラム」⁴⁷を採択した。ニカラグアに本プログラムの域内実施ユニットが所在する。同プログラムの一環として、EUの資金援助により、「中米及び周辺国における非合法の武器の取引及び所持の撲滅支援」事業が実施された。

2005年12月、SICAは、「武器、弾薬、爆発物及び関連物質の移転に関する中米諸国の行動規範」⁴⁸を採択した。同規範では、軍備管理関連条約締結の奨励、国内法規制やデータ・目録の整備、輸入手続きの調和化、税関・出入国管理の強化、啓蒙活動、武器、弾薬及び爆発物の収集及び廃棄について定めている。

2007年12月、SICA首脳会合において、「中米安全保障戦略」⁴⁹が採択された。同戦略には、非合法の武器取引の対策、武器犯罪の予防のための域内計画の策定、CIFTAの適切な実施等が記載されている。

(3) カリブ共同体 (CARICOM (Caribbean Community))

(a) CARICOM の概要

CARICOMは、1973年7月に幾つかのカリブ諸国により署名されたチャガラマス条約により設立が決定され、同年8月に同条約が発効し、正式に発足した。現在、カリブの14か国及

⁴³ グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ、ドミニカ共和国。

⁴⁴“Tratado Marco de Seguridad Democrática en Centroamérica”, SG-SICA, 15 December 1995.

⁴⁵“Declaración sobre recolección de armas ilícitas en manos de civiles en Centroamérica”, SG-SICA, 28 January 1997.

⁴⁶“Declaración sobre la no participación en la adquisición de armamentos estratégicos de alta tecnología, destrucción masiva y altos costos”, SG-SICA, 5 November 1997.

⁴⁷“Programa Centroamericano para el Control de Armas Pequeñas y Ligeras” (CASAC), SG-SICA, 2 September 2013.

⁴⁸“Código de conducta de los Estados Centroamericanos en materia de Transferencia de armas, municiones, explosivos y otros materiales relacionados”, SG-SICA, 2 December 2005.

⁴⁹“Estrategia de Seguridad de Centroamérica”, SG-SICA, 12 December 2012.

び1地域⁵⁰が加盟しており、域内の経済統合を目指すと共に、加盟国間の外交政策の調整、共通のサービスや事業の実施、社会・文化・技術的發展のための協力を実施している⁵¹。

CARICOMは、最高意思決定機関である首脳会合により政策の方向性を決定している。その下部にある閣僚共同体理事会において、経済統合、外交政策、協力の分野における立案や調整を行っており、その下部に機能別に閣僚レベルの理事会が設置されている。対外政策については、外交・共同体関係理事会（COFCOR）によって政策調整等が行われている。常設の事務局がガイアナのジョージタウンに設置されている。

(b) CARICOMによる軍縮・不拡散の取組

CARICOMは、UNLIRECの協力を得て、小型武器及び軽兵器の管理及び廃棄に重点的に取り組んでいる。2011年7月、CARICOM首脳会合において、「小型武器及び軽兵器に関する宣言」⁵²が採択され、非合法の武器取引を取り締まるため全ての必要な措置をとることが決定された。また、2013年2月のCORICOM首脳会合において採択された「CARICOM犯罪防止及び安全保障戦略」においても、小型武器対策の推進が記載された。2016年1月、CARICOM諸国によるATTの国内実施を支援するため、「CARICOMモデルATT規則」及び「CARICOMモデルATT法案」が作成された⁵³。

CARICOM諸国の共通ポジションに関し、例えば、NPT運用検討会議や国連総会第一委員会の場において、CARICOMの共同声明が発表されている。これら声明の内容は、CELACの成果文書や非同盟運動（NAM）の共同声明の内容と整合的であるが、カリブ諸国が特に重視するのが、放射性廃棄物の輸送問題である。2015年NPT運用検討会議における共同声明においても、カリブ海における放射性廃棄物の輸送は持続的な環境及び経済的な脅威であり、事故が発生した場合の緊急時対応（EPR）にも限界がある旨述べている⁵⁴。

大量破壊兵器関連では、2010年1月、「CARICOM安保理決議第1540号実施プログラム」⁵⁵が2年間実施され、米国ジョージア大学等の支援を受け、国内の輸出入管理強化のための法規制強化等についての能力向上が行われた。

2016年6月にキューバで開催されたCARICOM首脳会談において「ハバナ宣言」⁵⁶が発出された。同宣言パラ29では、「核軍縮を含め、総合的かつ完全な軍縮に対するコミットメントを改めて表明する。この関連で、OPANALに対するコミットメントを強調し、核兵器国がトラテロコ条約に対する解釈宣言を見直し、撤回することを求める」と記載されている。

(4) アンデス共同体（CAN（Comunidad Andina））

(a) CANの概要

CANは、1969年5月に採択された「カルタヘナ協定」に基づき創設された「アンデス地域統合」（ANCOM）を前身として、1996年3月に採択された「トゥルヒーヨ決議書」及びその付属書である「カルタヘナ協定修正議定書」により、ANCOMを発展的に改組して、CANが創設された。ボリビア、コロンビア、エクアドル及びペルーが加盟国であるが、2006年4月にベネズエラは脱退を表明。議長国はアルファベット順で1年ごとに交替する。CANは、統合と協力による加盟国の調和的発展の促進、経済成長と雇用創出の促進、地域統合プロセスへの参加促進等を目的とする。首脳会合が最高意思決定機関であり、年1回開催され、その

⁵⁰ アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モンセラット（英領）

⁵¹ 「カリブ共同体」、外務省、2015年3月17日、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/kan/caricom/gaiyo.html>, accessed 18 July 2017.

⁵² “CARICOM Declaration on Small Arms and Light Weapons”, UNODA, 4 July 2017.

⁵³ “CARICOM model legislation for the implementation of the ATT”, UNODA, 14 January 2016.

⁵⁴ “Statement by H.E. Mr. E. Courtenay Rattray, Permanent Representative of Jamaica to the UN on behalf of the CARICOM in the 2015 NPT Review Conference”, UN, 28 April 2015, p. 6.

⁵⁵ “UN Security Council Resolution 1540”, CARICOM, 2011.

⁵⁶ “Havana Declaration”, CARICOM, 6 June 2016.

下部にある共通外交政策の策定等を行う外相理事会が少なくとも年2回開催される。委員会は加盟各国の全権代表(1名)からなり、年3回通常会合を開催し、一般政策の策定等を行う。常設事務局がペルーのリマに設置されている⁵⁷。

(b) CANによる軍縮・不拡散の取組

1989年12月、ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー及びベネズエラは、CAN創設に先立ち、「ガラパゴス宣言(アンデス平和・安全保障・協力の約束)」⁵⁸を発出し、軍縮と開発との関係に関する課題の解決を促進し、また、非合法の武器取引の予防のための制度を構築し、さらに、国際場裡において協調することを約束した。

2002年6月、ペルーで開催されたCAN外相会合において、「リマの約束(平和と安全保障のためのアンデス憲章: 対外防衛予算の制限及び規制)」⁵⁹が採択された。同約束では、アンデス諸国が「アンデス共同体平和地域」⁶⁰に設定され、地域内において核兵器及び生物・化学兵器の配置、製造、輸送、使用及び全ての形態の核実験を禁止した。また、全ての形態の大量破壊兵器の開発、製造、所有、展開、使用及び通過を禁止した。さらに、対人地雷の完全な廃絶を早期に実現するためのレジームを設置することや非合法の武器の取引の撲滅のための措置をとることを決定した。

2003年6月、第21回CAN外相会合において、「決定第552号(小型武器及び軽兵器の非合法取引の防止、対処及び撲滅のためのアンデス・プラン)」⁶¹が採択された。同決定には、小型武器及び軽兵器の非合法取引に対する総合的な戦略の作成及び実施、関係当局の能力向上、教育啓蒙活動の実施、関係当局間の情報交換等が記載されている。

2004年7月、第13回CAN外相会合において「決定第587号(アンデス対外共通安全保障政策の方向性)」⁶²が採択された。同決定には、「非核兵器及び非生物・化学兵器地帯としてのアンデス平和地域を発展させる」、「全ての形態の大量破壊兵器の開発、製造、所有、展開、使用及び通過を禁止する」、「地域及び世界の軍縮交渉における行動を調整する」等が記載されている。ただし、近年、コロンビア及びペルーとベネズエラ及びボリビアが政治的対立を深めており、CANとしての取組は停滞している。

(5) アルゼンチン・ブラジル核物質計量管理機関(ABACC(Brazilian-Argentine Agency for Accounting and Control))

(a) ABACCの概要

1991年7月、ブラジルとアルゼンチンは、首脳会合の積み重ねや原子力施設の相互視察を経て、メキシコのグアダハラで開催された首脳会談において「グアダハラ合意」に署名し、ABACCの設立に合意した。ABACCは、1990年11月の両国首脳会談で合意された「核物質計量管理共同システム」(SCCC)を適用し、両国の核活動における核物質が平和目的に利用されることを検証する世界で唯一の二国間の査察機関である。1992年7月、ABACC事務局がリオデジャネイロに設置された。ABACCの最高執行機関である委員会は両国から各2名の代表で構成され、事務局長は委員会の指示を受け、各種活動を実施する。事務局長は、委員会の作成したリストから査察官を任命し、査察報告を受領・評価し、委員会に報告する。1991年11月、ブラジル、アルゼンチン、ABACC及びIAEAは四者協定に調印した。1994年3

⁵⁷ 「アンデス共同体」、外務省、2012年8月、

http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/andes/andina_gaiyo.html

、2017年7月18日アクセス。

⁵⁸ “Declaración de Galápagos: Compromiso Andino de Paz, Seguridad y Cooperación”, OAS, 18 December 1989.

⁵⁹ “Compromiso de Lima: Carta Andina para la Paz y la Seguridad, Limitación y Control de los gastos destinados a la Defensa”, CAN, June 2002.

⁶⁰ 2004年7月にエクアドルで開催された第15回CAN首脳会合において、「アンデス平和地域」の設置及び発展に関する「サンフランシスコ・デ・キト宣言」が発出された。

⁶¹ “Gaceta Oficial”, CAN, No. 938, 27 June 2003, pp. 34-52.

⁶² “Gaceta Oficial”, CAN, No 1091, 16 July 2004, pp. 1-5.

月、ABACCはOPANALとの協力協定を締結した。これに先立ち、ブラジルは、民政移管後の1988年10月の改正憲法において、「国家の領域内における全ての核活動は、国会の承認を得て、平和目的のためのみに認められる」（第21条第23項）と規定し、核の軍事利用を禁止した⁶³。

(b) ABACCによる不拡散の取組

2016年7月、ブラジルとアルゼンチン政府は、ABACC創設25周年に当たり、共同声明⁶⁴を発出した。同声明において、両国は、IAEAと協力しつつ、過去25年間で2,500件以上の査察を実施し、相互不信の時期を乗り越え、透明で協力的な関係を構築した旨述べた。ABACCは、通常査察、アドホック及び特別査察、原子力施設の設計情報の確認、UF6を用いたサンプリング等による査察活動を実施している⁶⁵。また、同声明では、相互信頼の表れとして、ブラジルの「多目的原子炉」及びアルゼンチンの「RA-10原子炉」の相互協力に言及し、医療用の放射性同位元素モリブデン99を地域内に供給する旨表明した。さらに、同声明では、核兵器国に対し、透明性があり、検証可能かつ不可逆的な核弾頭の完全な廃絶を求めた。

一方、ABACCの保障措置では、IAEA追加議定書における「未申告の核物質及び核活動」が対象とされておらず、原子力潜水艦も査察対象外となっている。ブラジルとアルゼンチンは、核軍縮で大きな進展がない限り、追加的な不拡散上の義務を負わないとして、IAEA追加議定書を締結しないとの立場を堅持している。

これに関し、2011年6月、オランダにおいて開催された原子力供給国グループ（NSG（Nuclear Suppliers Group））総会において、濃縮・再処理関連の資機材及び技術の輸出規制強化のためのNSGガイドライン・パート1の改訂について合意が成立したが、IAEA追加議定書の供給条件化の例外として、四者協定を含む、地域の保障措置協定も移転の条件として認められた。2011年7月、アルゼンチンとブラジルは、ABACCへの加盟がIAEA追加議定書の代替条件として国際場裡で史上初めて認められたとの認識を表明した⁶⁶。

なお、1998年7月、アルゼンチンとブラジルの外務大臣は連名でインドとパキスタンの外務大臣に対し、両国の信頼醸成と不拡散メカニズム構築の経験を共有する用意がある旨の提案を伝達した⁶⁷。

(6) 米州ポリバル同盟(ALBA (Alianza Bolivariana para los Pueblos de Nuestra América))

(a) ALBAの概要

2004年12月、キューバとベネズエラ的首脳会談において、二国間協力合意文書が署名され、2001年12月の第3回カリブ諸国連合首脳会合の際にチャベス・ベネズエラ大統領が、1990年6月にブッシュ米大統領が提唱した「米州自由貿易協定」(ALCA (Área de Libre Comercio de las Américas))に対抗するため提案した「米州ポリバル代替構想(ALBA (Alternativa Bolivariana de las Américas))」の発足が合意された(2009年6月に「米州ポリバル同盟」に改称)。ALBAは政治・経済・社会分野における相互協力の国際組織であり、12か国⁶⁸が参加している。常設事務局はなく、議長国がその役割を担っている。首脳理事会が最高意思決定機関であり、2年に1回開催される。その下部に四半期に1回、首脳

⁶³ ブラジル憲法第21条第23項。

⁶⁴“Comunicado Conjunto en ocasión de la celebración de los 25 años de la ABACC”, Ministry of Foreign Affairs and Warship of Argentina, 21 July 2016.

⁶⁵“Informe Anual 2015”, ABACC, 2015, P.33.

⁶⁶“Brazil y Argentina: 20 años de cooperación estratégica en el área nuclear”, Ministry of Foreign Affairs and Warship of Argentina, 6 July 2011.

⁶⁷ Marcelo F. Valle Fonrouge, *Desarme nuclear: Regímenes internacional, latinoamericano y argentino de no proliferación*, UNIDIR, UNIDIR/2003/24, 2003, p. 56.

⁶⁸ ベネズエラ、キューバ、エクアドル、ニカラグア、ボリビア、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、グラナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、スリナム。

理事会前に開催される政治、経済、社会、防衛及び社会運動分野の閣僚理事会があり、参加国の外務大臣が参加する政治閣僚理事会の下部に各種委員会及び作業部会がある⁶⁹。

(b) ALBA による軍縮・不拡散の取組

ALBA は、反米左派及び親中露政権であるベネズエラ、キューバ及びボリビアが主導的役割を担い各種事業を実施しているが、ALBA として軍縮・不拡散に特化した取組を行っているとの情報は見られない。一方、これら諸国の間には強い政治的連帯があり、国際場裡においても連携する傾向がある。また、ALBA 諸国は国際場裡において中露の政策に追従する傾向がある。例えば、2017 年 1 月から安保理非常任理事国を務めるボリビアは同年 12 月までの 61 回の投票において全て露と同じ票を投じ、露が拒否権を発動したシリアの化学兵器使用に関する決議案に係る 5 回の投票でも露に追従し、また、北朝鮮の核・ミサイルの不拡散に関する会議に関する手続投票でも中露と同様に反対票を投じた⁷⁰。ALBA のオプザーバー国であるイランとシリアとの緊密な関係を踏まえ、イランやシリアの核問題については両国の立場を擁護する傾向にある⁷¹。

近年、GRULAC や CELAC 等の場における中南米諸国の共通ポジションの形成においては、ALBA 諸国とその他諸国との間の調整が鍵となっていると言われている。一方、近年のベネズエラの政治経済危機、2018 年 8 月のエクアドルによる ALBA 脱退表明、2018 年 4 月以降のニカラグアにおける暴動等の影響もあり、ALBA としての取組は停滞している。

(7) 南米南部共同市場 (MERCOSUR)

(a) MERCOSUR の概要

MERCOSUR は、1991 年 3 月に署名されたアスンシオン条約に基づき、1995 年 1 月に関税同盟として発足した。加盟国はアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ及びベネズエラであるが、ベネズエラの加盟資格は停止中である。MERCOSUR は、域内の関税撤廃の他、対外共通関税の創設、国際的な経済・貿易面での協調を主な目的とする。加盟国の外務大臣及び経済大臣で構成される共同市場理事会 (CMC) が最高意思決定機関であり、半年に 1 回、首脳会合とともに開催される⁷²。その下に、加盟国の外務省、経済省及び中央銀行の代表で構成される執行機関である共同市場グループ等がある。常設の事務局がウルグアイのモンテビデオにある。

(b) MERCOSUR による軍縮・不拡散の取組

MERCOSUR はその名のとおり、主に経済を扱うサブリージョンの国際組織であるが、政治的な問題に関する決定や声明の発出も多々行われており、軍縮・不拡散関連の政策協調も一部行われている。

1998 年 7 月、MERCOSUR 参加国、ボリビア及びチリは、「平和地域としての MERCOSUR、ボリビア及びチリに関する政治宣言」⁷³を発出し、これら諸国は「平和地域」及び「非大量破壊兵器地域」であると宣言し、軍縮・不拡散関連の国際会議において共同で取り組む旨述べた。

1998 年 7 月、MERCOSUR 参加国、ボリビア及びチリは、「武器、弾薬、爆発物及びその他の物質の売買者の登録に関する共同メカニズム」⁷⁴の設置に合意した。これは同年 4 月に開

⁶⁹“Estructura y funcionamiento del ALBA-TCP”, ALBA, 13 December 2009.

⁷⁰“Consejo de Seguridad: Bolivia vota igual que Rusia en el 100% de los casos”, Página Siete, Bolivia, 22 December 2017.

⁷¹“Russia fails to remove Syria nuclear probe from IAEA agenda”, Reuters, 19 September 2014.

⁷²「南米南部共同市場 (メルコスール)」、外務省、2012 年 8 月、

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latinamerica/keizai/mercosur/index.html>、2017 年 7 月 18 日アクセス。

⁷³“Declaración Política del MERCOSUR, Bolivia y Chile como Zona de Paz”, MERCOSUR, 24 July 1998.

⁷⁴“Mecanismo conjunto de registro de compradores y vendedores de armas de fuego, municiones, explosivos y otros materiales”, MERCOSUR, MERCOSUR/CMC/DEC No7/98, 23 July 1998.

催された MERCOSUR 参加国、ボリビア及びチリ首脳会談において採択された「武器、弾薬、爆発物及びその他の物質の非合法の製造及び取引への対応に関する宣言」のフォローアップとして設置されたものであり、「MERCOSUR、ボリビア及びチリの間の安全保障に関する情報交換システム」の一部をなすものである。

2015年11月、MERCOSURは、毎年3月15日を「南米における自発的な軍縮の日」⁷⁵に制定し、軍縮、平和文化の促進、武器所持の抑制に関する啓蒙活動を行うことを決定した。2016年以降、MERCOSUR 諸国において、同日に各種イベントが実施されている。

おわりに

1980年代後半以降の民政移管後における中南米全体の傾向として、右派と左派の政権交代の波が中長期的に繰り返されているが、軍縮・不拡散については、政権のイデオロギーに関わらず、上記のとおり、種々の枠組み及び組織を通じ、統合プロセスの進展と共に域内の政策協調が進展している。

それに伴い、中南米諸国による軍縮・不拡散関連の国際条約の締結も促進された。現時点で、NPT、生物兵器禁止条約（BWC）及び化学兵器禁止条約（CWC）は全33か国が批准済み、包括的核実験禁止条約（CTBT）はキューバとドミニカ国を除く31か国⁷⁶が批准済み、対人地雷禁止条約はキューバを除く32か国⁷⁷が批准済み、ATTは23か国が批准、5か国が署名済み、5か国が未署名⁷⁸である。

中南米全域及びサブリージョンの軍縮・不拡散の枠組み及び組織による各種取組については相互関連性も見られる。例えば、2002年6月にCAN外相会合において「アンデス共同体平和地域」が設定され、同年7月に第2回南米諸国首脳会合において「南米平和地域宣言」が発出され、2014年1月CELAC首脳会合第2回首脳会合における「中南米平和地域宣言」の発出に繋がったものと考えられる。このように、サブリージョンのイニシアティブが中南米全域に拡大する事例もある。一方、コロンビアのUNASUR脱退表明、南米6か国によるUNASUR会合参加停止表明、エクアドルのALBA脱退表明等に見られるように、サブリージョンの取組には停滞も見られる。

今後の各種統合プロセスの進展の度合いにも左右されるが、中南米諸国の軍縮・不拡散分野における共通ポジションの政策協調が進むことは、国際場裡における中南米諸国のグループ交渉力や影響力の益々の拡大につながる。その観点から、日本の軍縮・不拡散外交を進める上で、中南米諸国は潜在的かつ有力なパートナーであり、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応や毎年国連総会に提出する核兵器廃絶決議等に反映される我が国の外交目的を達成するためには、中南米諸国からの支持は極めて重要である。そのためには、テーマや内容に応じ、中南米諸国が歩んできた道程や中南米における各種枠組み及び組織を通じた共通ポジションの形成について理解した上で働きかけを行う必要がある。

加えて、中南米各国及び各地域の政治的な動向や特色、固有の問題等を十分把握する必要がある。トラテロルコ条約の牽引国として強い自負を有し、軍縮・不拡散において指導力の発揮を目指すメキシコ、ABACCの成功を誇示しつつも、IAEA追加議定書等の更なる不拡散上の義務の受入れには消極的なブラジルとアルゼンチン、国際場裡で存在感を示すコスタリカとチリ、小型武器問題が深刻な中米とカリブ諸国、国内最大のゲリラ組織FARCとの和平プ

⁷⁵“Día Suramericano del Desarme Voluntario”, MERCOSUR, MERCOSUR/CMC/Rec. No.08/15, 6 November 2015.

⁷⁶“Status of signature and ratification”, CTBTO, <https://www.ctbto.org/the-treaty/status-of-signature-and-ratification/>, accessed 18 July 2017.

⁷⁷“State Parties and Signatories of the Anti-Personnel Landmines Convention”, UNODA, <https://www.un.org/disarmament/geneva/aplc/states-parties-and-signatories/>, accessed 18 July 2017.

⁷⁸“ATT State Parties”, UNODA, <https://s3.amazonaws.com/unoda-web/wp-content/uploads/2017/04/Table-of-States-parties-April-10-2017.pdf>, accessed 17 March 2018.

ロセスが開始されたばかりのコロンビア、反米左派の政治的団結を見せる ALBA 諸国。様々な国々が様々な思惑や目的により、個別又はグループとしての活動を展開している。

上記のような様々な要素を十分把握、考慮した上で、日本としても、中南米諸国との対話と相互理解を深め、軍縮・不拡散政策を推進していくことが期待される。

(本稿の内容はすべて執筆者の個人的見解であり、所属組織の公式の見解を示すものではない。)

中南米における軍縮・不拡散関連年表

年 月	事 項
1951年12月	米州機構 (OAS) 発足
1958年	コスタリカはラテンアメリカの非核兵器化計画を OAS に提出
1962年9月	ブラジルは国連総会においてラテンアメリカの非核兵器化を提案
1962年10月	キューバ危機
1962年12月	メキシコ、ブラジル、ボリビア、チリ及びエクアドルは、ラテンアメリカ非核兵器化決議案を第17回国連総会に提出 (1963年4月、これら5か国は、非核兵器地帯条約に署名する意図がある旨の共同宣言を発出)
1963年11月	国連総会において中南米地域の非核兵器化を奨励する決議第1911号を採択
1964年11月	ラテンアメリカ非核化準備委員会 (COPREDAL) 発足
1967年2月	トラテロルコ条約の採択及び署名開放 中南米非核地帯条約機構 (OPANAL) 発足
1968年7月	NPT の署名開放
1969年4月	トラテロルコ条約発効
1973年8月	カリブ共同体 (CARICOM) 発足
1974年3月	アルゼンチン初の原子力発電所アトーチャ1号が稼働 (中南米初)
1974年12月	アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、チリ、エクアドル、パナマ、ペルー、ベネズエラは実効的な軍備削減に係る「アヤクチョ宣言」を発出
1982年4月	ブラジル初の原子力発電所アングラ1号が稼働
1982年10月	メキシコのガルシア・ロブレス元外相がノーベル平和賞を受賞
1984年9月	原子力科学技術促進のための中南米地域協力協定 (ARCAL) 発足
1985年11月	ブラジル・アルゼンチン首脳会談において「核政策に関する共同宣言」発出
1987年12月	国連平和・軍縮・開発中南米地域センター (UNLIREC) 発足
1988年	ブラジル・アルゼンチン原子力政策常設委員会発足

1988年10月	ブラジルで採択された新憲法において核の軍事利用を禁止
1989年4月	メキシコ初の原子力発電所ラグナ・ベルデ1号が稼働
1991年7月	ブラジルとアルゼンチンは原子力の排他的な平和的利用に係る「グアダハラ合意」に署名し、「ブラジル・アルゼンチン核物質計量管理機関」(ABACC)の設置に合意
1991年9月	ブラジル、アルゼンチン及びチリは「生物化学兵器の完全な禁止に関するメンドーサ共同宣言」を発出
1991年12月	ブラジル・アルゼンチン・ABACC・IAEAの四者協定署名
1991年12月	中米統合機構(SICA)発足
1994年1月	アルゼンチン及びチリがトラテロルコ条約を批准(ブラジルは同年5月に批准)
1995年1月	南米南部共同市場(MERCOSUR)発足
1995年2月	アルゼンチンがNPTを批准(チリは同年2月、ブラジルは1998年7月に批准)
1995年12月	SICA加盟国は「民主的な安全保障の枠組み条約」に署名
1996年3月	アンデス共同体(CAN)発足
1997年11月	第27回OAS総会において、「銃、銃弾、爆発物及びその他関連物質の非合法の製造及び取引に関する米州条約」(CIFTA)が採択
1999年6月	第29回OAS総会において、「通常兵器取得の透明性に関する米州条約」が採択
2002年6月	CAN外相会合において、「リマの約束」が採択され、「アンデス共同体平和地域」を設定
2002年7月	第2回南米諸国首脳会合において、「南米平和地域宣言」を発出
2002年10月	キューバがトラテロルコ条約を批准(中南米全33か国が批准)
2004年12月	南米諸国共同体発足(2007年4月に「南米諸国連合(UNASUR)」に改称)
2004年12月	米州ボリバル代替構想(ALBA)発足(2009年6月に「米州ボリバル同盟」に改称)
2007年12月	コスタリカは、マレーシアと核兵器禁止モデル条約を国連総会に提出
2008年8月	ブラジル・アルゼンチン原子力合同委員会(COBEN)発足
2011年11月	中南米諸国共同体(CELAC)発足
2014年1月	CELAC第2回首脳会合において、「中南米平和地域宣言」を発出。
2018年4月	トラテロルコ条約発効50周年

(筆者作成)

研究ノート2

Armaments Cooperation: A New Dimension in Japan-Europe Security Relations

Charles Hosie
Graduate School
International Christian University

1. Introduction

Armaments cooperation between Japan and European states has been steadily developing. Japan has since 2013 concluded agreements for the transfer of defence equipment and technology with the United Kingdom (UK), France, Italy and Germany¹. As the power balance in the international system has shifted due to the rise of emerging countries, such as China, the status quo of the liberal democratic international system and rules-based international order is being increasingly challenged. Japan and European states are both part of and reliant on this liberal international system for their security and economic prosperity. Therefore, security cooperation between Japan and European states to maintain the status quo of the current international system has been extremely important for them. Armaments cooperation, as a new measure in security relations between Japan and European states thus warrants attention, especially since it is a topic that has received little scholarly attention. By accounting for how armaments cooperation between Japan and European states has developed, this paper aims to fill this gap and lay a foundation for further research.

2. Deepening Security Ties

Security cooperation between Japan and European states started after the end of the Cold War and has its' roots in the Japan-European Union (EU) Hague Declaration of 1991². Still, for most of the post-Cold War period, security cooperation between Europe and Japan, both on the bi- and multilateral level, has been mostly of declaratory nature³. In recent years, however, operational security cooperation has risen in frequency, such as joint exercises with the Italian⁴ and Spanish⁵ navies in the context

¹ *Bōei Hakusho Heisei 29* [Defense of Japan, 2017], Japanese Ministry of Defence (MODJ), <http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2017/pdf/index.html>, accessed November 10, 2017.

² Takako Ueta, "Japan-Europe Security Cooperation: A View from Japan", *Developing EU-Japan Relations in a Changing Regional Context*, Routledge, 2017, pp.13-33.

³ Sarah Raine and Andrew Small, *Waking Up to Geopolitics – A new Trajectory to Japan-Europe Relations*, The German Marshall Fund, 2015, pp.1-5, <http://www.gmfus.org/file/6143/download>, accessed March 18, 2018.

⁴ "EU NAVFOR Italian Sailors Exercise with Combined Maritime Force Japanese Counterparts", EUNAVFOR, 6 July 2016, <http://eunavfor.eu/eu-navfor-italian-sailors-exercise-with-combined-maritime-force-japanese-counterparts/>, accessed March 20, 2018.

⁵ "Operation Atalanta on Exercise with Japanese Navy", EUNAVFOR, 9 June 2016, <http://eunavfor.eu/operation-atalanta-on-exercise-with-japanese-navy/>, accessed March 24, 2018.

of the EU counter-piracy operation EUNAVFOR in Somalia. Japan has in 2015 also participated in the annual NATO Crisis Management Exercise, where decision-making processes during a security crisis are trained through a fictional scenario⁶.

The development of security cooperation has however been the most rapid in Japan-UK and Japan-France relations. Currently, Japan holds yearly 2+2 meetings between the Ministries of Defence and Foreign Affairs with both countries. August 2017 the Japan-UK Joint Declaration on Security and Defence Cooperation was made, and the goals of increased armaments cooperation, joint exercises and increased cooperation in international missions were set⁷. This development is underpinned by joint military exercises, such as participation of four Royal Air Force Eurofighter Typhoon jets in the exercise “Guardian North” with Japan’s Self Defence Air Force in 2016⁸, or a maritime exercise off the coast of Guam with Japanese, French, US and UK forces in 2017⁹. More joint exercises, both on the sea in the Asian-Pacific and on land are planned for 2018 between Japan and the UK¹⁰.

The UK and France are for Japan important partners in maritime security of the Asian-Pacific. France has with New Caledonia, French Polynesia and islands in the Southern Indian Ocean overseas territories and an extensive exclusive economic zone in the Indo- and Asian-Pacific regions. Further, these territories host French military and are home to more than 130,000 French citizens. Therefore, maritime security, the freedom of navigation and the maritime environment in the Asian-Pacific are high priority issues for France.

The UK also has a military presence in the region through the British Forces Brunei. The UK is also traditionally involved in the security of the region through the Five Power Defence Arrangements. Further, as the UK is set to leave the EU, the importance of the Asian-Pacific region, its economies, and its security is expected to increase and could lead to increasing involvement in the security of the region. The UK has also shown interest in joining the TPP (Trans-Pacific Partnership). The sending of a Royal Navy vessel into Chinese claimed areas in the South China Sea in March 2018¹¹ in support for the freedom of navigation in the Asian-Pacific exemplify the rising interest of the UK in the region. The development of armaments cooperation between Japan, France and the UK has thus not come out of thin air; rather it has happened in tandem with an increased security dialogue.

⁶ “NATO to exercise decision-making in crisis – CMX15 to focus on maritime security”, NATO, 10 March 2015, https://www.nato.int/cps/en/natohq/news_117862.htm, accessed March 24, 2018.

⁷ “Japan-UK Joint Declaration on Security Cooperation”, Foreign and Commonwealth Office, 31 August 2017, https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/641155/Japan-UK_Joint_Declaration_on_Security_Cooperation.pdf, accessed October 21, 2017.

⁸ *Bōei Hakusho Heisei 29* [Defense of Japan 2017], MODJ, p. 394.

⁹ “France and Japan, converging strategic interests. “Jeanne d'Arc” port call in Sasebo, 29 April - 5 May 2017”, French Ministry of Defence, 12 May 2017, <https://www.defense.gouv.fr/english/dgris/dgris/evenements-fr/france-and-japan-converging-strategic-interests>, accessed March 18, 2018.

¹⁰ “Third UK-Japan Foreign and Defence Ministerial Meeting 14 December 2017 Joint Statement”, Ministry of Foreign Affairs (MOFA), 14th December 2017 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000317794.pdf>, accessed December 16, 2017.

¹¹ “Britain to sail warship through disputed South China Sea”, The Guardian, 13 February 2018, <https://www.theguardian.com/uk-news/2018/feb/13/britain-to-sail-warship-through-disputed-south-china-sea>, accessed March 18, 2018.

3. Changing Japanese Security Policy

However, for armaments cooperation between Japan and European states to even become possible, a change to Japan's strict export controls for defence equipment was necessary. Introduced in 1967 the Three Principles of Arms Exports prohibited Japan to export arms to countries that were 1) under communist rule 2) under a weapons embargo of the UN and 3) involved in an ongoing conflict¹². These restrictions were extended to non-communist countries in 1976. The export of defence equipment and technology to and armaments cooperation with any country besides the US, exempted in 1983, was thus impossible.

As part of the 2013 National Security Strategy (NSS), per which Japan seeks to participate more in international missions under to doctrine of "Proactive Contribution to Peace", the revision of the Three Principles and increased armaments cooperation with security partners, including European states, was proposed¹³. Thus, in 2014, the 1967 Principles were replaced by the Three Principles on Transfer of Defence Equipment and Technology (henceforth new Three Principles). Per Principle One the transfer of defence equipment and technology is prohibited if it "violates obligations under treaties and other international agreements that Japan has concluded ...", "violates obligations under UN Security Council resolutions", or "the defence equipment and technology are destined for a country party to a conflict"¹⁴. Principle Two stipulates that a transfer may be allowed if it "contributes to active promotion of peace contribution and international cooperation" and or "contributes to Japan's security"¹⁵. Principle Three limits the transfer to cases "where appropriate control regarding extra-purpose use and transfer to third parties is ensured"¹⁶. Principle Three is reflected in the agreements for the transfer of defence equipment and technology that Japan has concluded with European states. For example, per Art. 3.2 of the agreement between the UK and Japan, the transfer of any equipment or technology to a third-party state without prior consent is prohibited¹⁷. Similar clauses are found in the agreements with France¹⁸, Germany¹⁹ and Italy²⁰ as well.

¹² "Buki Yushutsu Sangensoku nado" [The Three Principles of Arms Exports], Japanese Ministry of Foreign Affairs (MOFA), <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/arms/mine/sanngen.html>, accessed October 21, 2017.

¹³ "National Security Strategy", Cabinet of the Prime Minister of Japan, 17 December 2013, http://japan.kantei.go.jp/96_abe/documents/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/12/17/NSS.pdf, accessed October 21, 2017.

¹⁴ "The Three Principles on Transfer of Defense Equipment and Technology", MOFA, 6 April 2016, http://www.mofa.go.jp/fp/nsp/page1we_000083.html, accessed March 18, 2018.

¹⁵ Ibid.

¹⁶ Ibid.

¹⁷ "Agreement Between the Government of Japan and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Concerning the Transfer of Arms and Military Technologies Necessary to Implement Joint Research, Development and Production of Defence Equipment and Other Related Items", MOFA, 4 July 2013 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016357.pdf>, accessed October 21, 2017.

¹⁸ "Bōeisōbihin oyobi gijutsu no iten ni kan suru Nihon Seifu to Furansu Kyōwakoku Seifu no Aida no Kyōtei" [Agreement Between the Government of Japan and the Government of the French Republic Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology], MOFA, 13 March 2015, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000071906.pdf>, accessed October 21, 2017.

¹⁹ "Agreement Between the Government of Japan and the Government of the Federal Republic of Germany Concerning the Exchange of Defense Equipment and Technology", MOFA, 17 July 2017, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000273509.pdf>, accessed October 21, 2017.

²⁰ "Agreement Between the Government of Japan and the Government of the Italian Republic Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology", MOFA, 22 May 2017, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000262376.pdf>, accessed October 21, 2017.

The change of the Three Principles must be seen within the context of how the NSS places a high priority on increasing security cooperation with European states, identified as *partners that share similar values such as democracy, human rights and the rule of law*. Armaments cooperation is a suitable security policy tool to deepen security cooperation with European states as the development of defence equipment takes years, requires support and software updates throughout the whole life-cycle. In other words, joint armaments projects equal a long-term commitment for security exchanges between the involved states.

As much was suggested by officials of the Japanese Ministry of Foreign Affairs, Ministry of Defence, Trade and Acquisition, Technology and Logistics Agency (ATLA), as well as the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI) at briefings conducted between October and December 2017.. Therefore, armaments cooperation with European countries is not an industrial policy, but a security policy choice by Japan in its search for like-minded partners in the international order. This policy choice should be viewed to the background of that the rules-based international order is being challenged in the Asia-Pacific by Chinese military activity in the East and South-China Sea and the North Korean nuclear project.

To support the new Japanese security policy, ATLA started operations in October 2015 with the mission to manage the procurement, development, maintenance of defence equipment and the supervision of armaments cooperation.

4. Armaments Cooperation between Japan and Europe

While armaments cooperation is for Japan a security policy tool, it is for European states, with the EU at the forefront, an industrial policy. The EU is currently aiming to increase European defence investments through the European Defence Fund (EDF). The EDF will contribute over 5 billion Euros to European defence spending by financing research and development phases of joint armaments projects among EU members²¹. Further, 25 EU members committed themselves in December 2017 to cooperate in 17 defence projects, including armaments, through the Permanent Structured Cooperation (PESCO) mechanism and will thus be able to receive EDF funding for their joint projects²². Briefings with the officials of the various European Embassies in Tokyo also suggested that issues of industrial policy and market access were a significant motivator for armaments cooperation with Japan.

4.1 The United Kingdom

Armaments cooperation has progressed especially between the UK and Japan, the main forum for the coordination of projects being the Defence Equipment and Technology Cooperation Steering Panel. The legal framework for armaments cooperation consists of the Agreement on the Security of Information²³ and the

²¹ Takako Ueta, “Togō Kyōka he Bōeikyōryoku Shidō” [Aiming for Increased European Integration through Defence Cooperation]. Nikkei, 2 February 2018, <https://www.nikkei.com/article/DGXXKZO26419630R00C18A2KE8000/>, accessed February 16, 2018.

²² “Permanent Structured Cooperation (PESCO) - Factsheet”, European Union External Action Service, 5 March 2018, [https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/34226/Permanent%20Structured%20Cooperation%20\(PESCO\)%20-%20Factsheet](https://eeas.europa.eu/headquarters/headquarters-homepage_en/34226/Permanent%20Structured%20Cooperation%20(PESCO)%20-%20Factsheet), accessed March 20, 2018.

²³ “Agreement Between the Government of Japan and the Government of The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland on the Security of Information”, MOFA, 4 July 2013 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000016358.pdf>, accessed October 21, 2017.

Agreement Concerning the Transfer of Arms and Military Technologies Necessary to Implement Joint Research, Development and Production of Defence Equipment and Other Related Items²⁴, both signed and entered into force in July 2013.

The Agreement on the Security of Information is a prerequisite for armaments cooperation, as it specifies what constitutes classified information, standardises differing definitions, defines different levels of classified information and specifies the measures both parties will commit themselves to prevent any leak of confidential information. Per Art.1 of the Agreement Concerning the Transfer of Arms and Military Technologies, both countries must, in respect with their domestic laws, regulations and international commitments, make military technology and equipment needed for joint development, research and production available. Projects are determined mutually through a joint committee. Regarding content, both treaties are extremely similar to the treaties Japan has signed with France, Germany and Italy.

The UK and Japan have initiated several armaments projects, such as joint research about biological and chemical protection equipment, joint research about bullet protection equipment, the joint development of a new air-to-air missile that combines Japanese seeker technology with the UK Meteor missile, and to explore the possibility of cooperation in a next-generation fighter jet²⁵. The biological and chemical protection equipment project was completed in June 2017, making it the first armaments cooperation project completed between Japan and a European state post-1945. Progress has been made in the joint development of the air-to-air missile as well, with both the production and launch testing of a prototype being planned for 2018²⁶.

4.2 France

The legal framework for armaments cooperation between Japan and France consists of the Agreement of the Security of Information of October 2011²⁷ and the Agreement Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology of March 2015²⁸. The latter came into force in December 2016.

Compared to the UK, progress has been slower in the identification of possible armaments cooperation projects. Currently, only a research project about the possible joint-development of next-generation unmanned sea-mine removal systems is underway²⁹. The project ties well into the focus of maritime security of Franco-Japanese security relations, as sea mines are a simple and cheap way to encroach on the freedom of navigation by blocking shipping lanes or access to disputed territorial waters.

²⁴ “Agreement Between the Government of Japan and the Government of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland Concerning the Transfer of Arms and Military Technologies Necessary to Implement Joint Research, Development and Production of Defence Equipment and Other Related Items”, MOFA, 4 July 2013.

²⁵ *Bōei Hakusho Heisei 29* [Defense of Japan 2017], MODJ p. 449.

²⁶ “Third UK-Japan Foreign and Defence Ministerial Meeting 14 December 2017 Joint Statement”, MOFA, 14 December 2017. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000317794.pdf>, accessed December 16, 2017.

²⁷ “Johō no Hogo ni kan suru Nihon Seifu to Furansu Kyōwakoku Seifu to no Aida no Kyōtei” [Agreement on the Security of Information Between the Government of Japan and the Government of the French Republic], MOFA, 24 October 2011, http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/10/pdf/1025_03_01.pdf, accessed October 21, 2017.

²⁸ “Bōeisōbihin oyobi gijutsu no iten ni kan suru Nihon Seifu to Furansu Kyōwakoku Seifu no Aida no Kyōtei” [Agreement Between the Government of Japan and the Government of the French Republic Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology], MOFA, 13 March 2015, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000071906.pdf>, accessed October 21, 2017.

²⁹ *Bōei Hakusho Heisei 29* [Defense of Japan 2017], p. 449

The fact that at the yearly 2+2 summit in January 2018 the possibility to cooperate in the space sector was raised³⁰ also fits this narrative. This is because to maintain maritime security in areas as large as the Pacific, surveillance satellites and space imaging are indispensable. It thus seems that Franco-Japanese armaments cooperation is driven by concerns of maritime security, in the Asian-Pacific.

4.3 Italy, Germany and Other European Countries

In March 2016, Japan signed the Agreement on the Security of Information³¹ and in May 2017, the Agreement Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology with Italy³². Both agreements have not yet come into force. Italian officials have expressed interest in cooperation within the aerospace sector³³, and reports allege Japanese interest in Italian naval technology³⁴. However, no projects are confirmed. The Memorandum on Defence Cooperation and Exchanges Between the Ministry of Defence of Japan and the Ministry of Defence of the Italian Republic³⁵, also signed in 2017, has the goal to improve defence cooperation on all levels and may help in the identification of possible armaments cooperation projects.

Japan has also signed the Agreement Concerning the Exchange of Defence Equipment and Technology with Germany in 2017³⁶. The agreement entered into force on the day of signature. The legal framework is nonetheless incomplete as an agreement for the security of information is still under negotiation. There have been reports about Japanese interest in German tank technology, and German interest in Japanese high-acceleration motors produced by Komatsu³⁷. The security and defence dialogue between Germany and Japan is mostly promoted at working-level 2+2 meetings between officials of the Ministries of Defence and Foreign Affairs. The lack of involvement from higher-ranking officials may indicate that security and defence issues are not high on the agenda, something that could reduce the outlook for successful armaments cooperation.

Armaments cooperation between Japan and Sweden was also on the agenda of the Prime Minister's Summit in July 2017, and it is alleged that submarine propulsion

³⁰ "Fourth Japan-France Foreign and Defense Ministers' Meeting", MOFA, 26 January 2018, http://www.mofa.go.jp/erp/we/fr/page4e_000762.html, accessed February 16, 2018.

³¹ "Agreement Between the Government of Japan and the Italian Republic on the Security of Information", MOFA, 19 March 2017, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000140793.pdf>, accessed October 21, 2017.

³² "Agreement Between the Government of Japan and the Government of the Italian Republic Concerning the Transfer of Defence Equipment and Technology", MOFA, 22 May 2017.

³³ "Il Sottosegretario Rossi ha incontrato il vice ministro della Difesa giapponese Kenji Wakamiya" [Under Secretary of State for Defence Rossi has met the Vice Minister of Defence Kenji Wakamiya], Italian Ministry of Defence, 16 June 2016, http://www.difesa.it/Il_Ministro/sottosegretari/DomenicoRossi/Eventi/Pagine/nincontr_giappone.aspx, accessed October 21, 2017.

³⁴ "Japan bolsters defense-technology cooperation with Europe", Nikkei Asian Review, 11 May 2017, <https://asia.nikkei.com/Politics-Economy/International-Relations/Japan-bolsters-defense-technology-cooperation-with-Europe>, accessed 21 October, 2017.

³⁵ "Memorandum on Defense Cooperation and Exchanges Between the Ministry of Defense of Japan and the Ministry of Defence of the Italian Republic", MODJ, 22 May 2017, http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2017/05/22_memo_e.pdf, accessed October 21, 2017.

³⁶ "Agreement Between the Government of Japan and the Government of the Federal Republic of Germany Concerning the Exchange of Defense Equipment and Technology", MOFA, 17 July 2017.

³⁷ "Japan and Germany to jointly develop military technologies", Jane's Defence Weekly, 24 July 2017, <http://www.janes.com/article/72540/japan-and-germany-to-jointly-develop-military-technologies>, accessed October 21, 2017.

systems are of interest³⁸. Further, Japan signed a Memorandum on Defence Cooperation with Spain in 2014³⁹. As maritime nations and hosts of the regional naval ballistic missile defence component of the US defence umbrella in the form of Aegis destroyers, possibilities for armaments cooperation could arise in the future⁴⁰.

4.4 The EU and NATO

While the current focus of the EU is to increase armaments cooperation among its member states, the fact that armaments cooperation has made it on the top of the agenda could create avenues for cooperation with Japan. For example, the participation of third-party states in PESCO projects is a possibility⁴¹, making future Japanese involvement feasible. Cooperation in equipment and technology is also identified as a possibility in the Individual Partnership and Cooperation Programme⁴² between Japan and NATO. Increased participation by Japan in the NATO Armaments Groups could be a starting point. While concrete developments are yet to be seen, the possibility of Japan-Europe armaments cooperation also developing on the multilateral level does thus present itself.

5. Prospects

Most progress in armaments cooperation has been made in the presence of shared security interests in the Asian-Pacific region, exemplified by the cases of Japan-UK and Japan-France. This indicates that in the Japan-European case, the development of armaments cooperation is conditioned by the broader security cooperation and policies of the involved states. Therefore, as long as the security interests in the international system, such as the maintenance of the rule of law, continue to converge between Japan and European states, armaments cooperation is expected to develop positively in tandem with security ties. The recommendation for future research is thus to not only analyse armaments cooperation between Japan and European states through the lenses of industrial policy but also to include considerations of security policy.

Further, the negotiations for the Economic Partnership Agreement (EPA) and Strategic Partnership Agreement (SPA) between the EU and Japan have been finalised, and signature of the agreements is expected at the EU-Japan summit of 2018. Especially the SPA, which covers cooperation in a wide area of issues, is expected to strengthen security cooperation, including armaments cooperation, between Japan and the EU as well as with its member states.

³⁸ “Japan bolsters defense-technology cooperation with Europe”, *Nikkei Asian Review*, 11 May 2017.

³⁹ “Nihon Bōeisho to Supein Ōkoku to no Aida no Bōei Kyōryoku Kouryū ni kan suru Kakusho” [Memorandum between the Defence Ministries of Japan and the Kingdom of Spain Concerning Defence Cooperation and Exchanges], MODJ, 4 November 2014, http://www.mod.go.jp/j/press/youjin/2014/11/04_memo.pdf, accessed October 21, 2017.

⁴⁰ Luis Simón, “Japan’s strategic awakening: opportunities for Spain”, *ARI 31/2017*, Elcano Royal Institute, 5 April 2017, <http://www.realinstitutoelcano.org/wps/wcm/connect/18839519-0dfc-4811-b2a4-572dd880f355/ARI31-2017-Simon-Japan-strategic-awakening-opportunities-Spain.pdf?MOD=AJPERES&CACHEID=18839519-0dfc-4811-b2a4-572dd880f355>, accessed November 10, 2017.

⁴¹ “Permanent Structured Cooperation (PESCO) - Factsheet”, European Union External Action Service, 5 March 2018.

⁴² “Individual Partnership and Cooperation Programme between Japan and NATO”, NATO, 6 May 2014, http://www.nato.int/nato_static_fl2014/assets/pdf/pdf_2014_05/20140507_140507-IPCP_Japan.pdf, accessed March 20, 2018.

Credits

My deepest gratitude to Professor Takako Ueta, the Japanese Ministry of Foreign Affairs, ATLA, Ministry of Defence, the Japanese Ministry of Economy, Trade and Industry, the Japanese Business Federation and the various Embassies of European States in Tokyo for their briefings and support.

編集後記

『軍縮研究』（電子版）第8号をお届けします。今回は、特集として、軍縮・不拡散教育に焦点を当て、第一線の研究者・実践者より寄稿いただきました。また、研究論文、研究ノートにつきましても、アカデミック、実務、若手とバランスのとれた投稿をいただき、多角的な論考を深めることができたものと考えています。編集体制の不手際、不慣れから、編集作業が遅れ、学会員の皆様、特に投稿者の方々には大変なご迷惑とご心配をおかけしたことをお詫びいたします。

また、紙媒体での刊行の継続の可否、リポジトリ等での公開の是非等につきましても依然として検討中であり、関係者の皆様にはご心配をおかけしております。

第9号は「核兵器禁止条約」、また少し早いですが第10号は「新テクノロジーと軍縮」をテーマとすることが決定いたしました。皆様からの投稿を期待しております。もちろん独立投稿、研究ノート、書評も随時投稿を募集しております。よろしく願いいたします。

今回は、ご寄稿、ご投稿いただきました方々のご協力により、非常に内容の充実した、かつ、タイムリーな学会誌を編集することができました。編集委員長として感謝申し上げます。

(2018年6月30日 記)

編集委員長：広瀬 訓

日本軍縮学会 連絡先

日本軍縮学会事務局：

きくりん国際政策技術研究所

気付：〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センター

E-mail：disarmament@disarmament.jp

Fax：03-3503-7559

HP：http://www.disarmament.jp/

銀行口座：りそな銀行田辺支店 普通口座 1257235 日本軍縮学会

年会費：3000円（学生1000円）です。まだの方は早速お振込みを。

会員情報の修正・変更：勤務先、住所、メールアドレス等、登録情報の修正や変更がありましたら、disarmament@disarmament.jp までご連絡下さい。